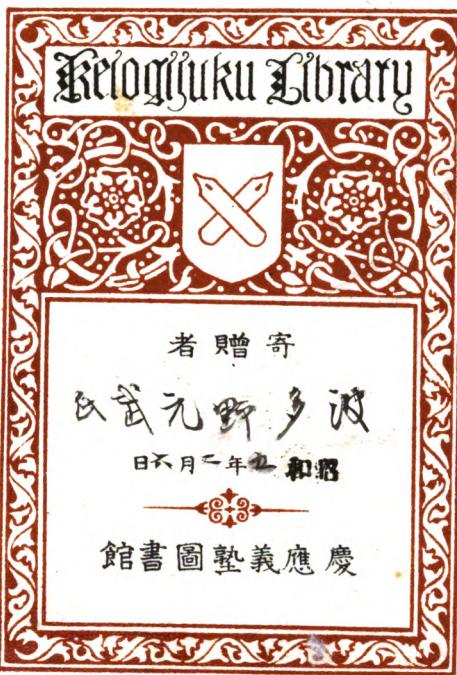




著綠松小

面裏之合併鮮朝









小松綠著

朝鮮併合之

裏面







公 藤 伊 齋 公  
明 治 十 四 年 一 月 八 日

公藤伊の代時監統

Digitized by Google



李完用

李完用

李完用

李完用

K. MUZAKAMI,  
SEOUL, KOREA.



大正三年二月下満

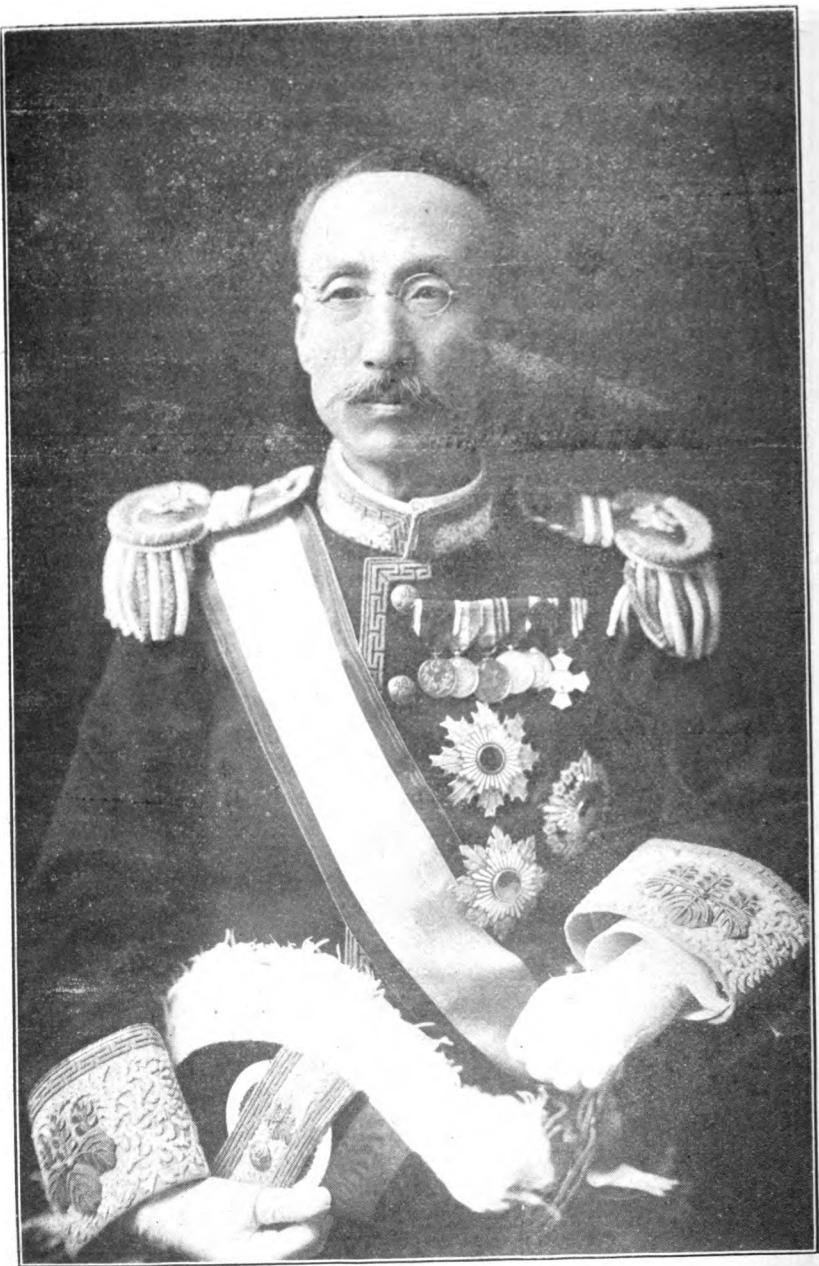
伯用完李相首國韓の時當合併

Digitized by Google









韓國農相趙重慶の時當合併

Digitized by Google

大正二年冬

李東海  
病中所攝

時年五十有四歲

謹呈

朝鮮總督府外事局長

大松山先生 開

朝鮮縣城 訓重應 拜上

大正二年一月二十日  
北洋人植民社  
李東海

李東海我但有愛學生  
小船者之因勢取便故也

## 朝鮮併合の裏面に題す

本書の目的は、其の表題の示すが如く、朝鮮併合の裏面を語らんとするに在り。本書は、固より歴史に非ず、物語に非ず、寧ろ日記の綜合と見るべく備忘録の抜萃とも見るべし。即ち現代に於ける特殊の出来事、未だ多く世に知られざる特殊の出来事、而かも著者が其の現場に立つて親しく目撃耳觸したる特殊の出来事を、有の儘に、直寫したる實錄也。其の敍述中、往々著者を主として、事實を客とせる變態あるは、之が爲め也。是れ或は本書の缺點なるやも知るべからずと雖

も、又其の特色たるを失はざるべし。

著者は、明治三十九年、伊藤公が初代統監として京城に赴ける際、外務省より統監府に轉任し、爾後大正五年寺内伯が總督より首相の職に移らるゝまで、前後十一年間、京城に奄留せり。其の間、書記官、參與官、外務部長、外事局長、中権院書記官長等に歷任し、保護制度の實施、併合條約の締結並に併合後の施政に關する事務に參畫し、取り別け、當時極密を要したる朝鮮併合の實行に際しては、殆ど餘人の與からざる機務に與かれり。部分的の事項に就ては、著者よりも尙ほ能く内情に精通せる人あらむも、首尾を一貫し、普く全般

に亘りて、朝鮮創業の經營と終始し、殊に朝鮮併合の裏面に伏在せる眞相を窺ひ知るべき記録及記憶を有する者に至りては、著者之外、稀有と云はんよりも、寧ろ絶無と謂ふべし。

こは固より著者が自動的に造り出したる地位に在りたるが故に非ずして、唯々運命の配剤、偶々著者を驅つて、此の境界に立たしめたるに過ぎず。されば、其の見聞せる所を世間に示して自ら誇るに足らざるは、勿論也。但だ著者若し一朝無常の風に誘はれて泉下に落ちん乎、此等の記録も記憶も、共に北部一片の煙と化し去るの虞あるを奈何せむ。是れ、著者が謗劣自ら揣らず、強ゐて鈍筆を呵して本書を公刊する所以

也。若し夫れ、斯の國運發展に一紀元を劃すべき正史を編成する大業に至りては、應さに後ちの董狐の巨腕に俟たざるべからず。著者は、纔かに其の資料の一端を提供するを以て自ら満足すべき而已。

本書を特に今日に公刊するに就ては、尙ほ他に一の理由あり。昨年以來朝鮮の内外に於て無謀なる獨立運動を企て、其の宣傳の一策として、宛かも陰險殘虐なる手段を以て朝鮮併合を強行したるが如くに、誣妄の言辭を構へて、種々の史書を濫作し、大方の人心を惑亂するに汲々たる者あり。此等の著書に對し、多少の信を置き、又は心を動かす者ある所以の

ものは、畢竟朝鮮併合の事實が、未だ十分に世間に知れ渡らざるが故に外ならず。著者、是に於て以爲らく、今若し併合に關する眞相を闡明し、尙ほ其の前後に於ける變遷を詳述せば、虛説の宣傳に惑うて、輕々しく妄動する一派を覺醒するに於て、多少の効果なくんばあらざるべしと、是れ復た本書を今日に公刊する所以の微意也。

折柄、愛蘭の紛擾、益々險惡の度を加へつゝあるに鑑み、世間或は朝鮮も亦第二の愛蘭たらむかを憂ふる者あり。或は然らず、然れども、愛蘭人とても悉く狂暴者に非らず、近頃遼かに名聲を博せる愛蘭の青年文豪セント・ジョン・アーヴィ

ンは、英蘭の關係に就て左の如く言へり。

『青年愛蘭人は、愛蘭に於て何れを見るも、劣等なる制度、腐敗したる經營、人爲的階級、蒙昧にして偏狹なる言論機關無智の人民及低級の生活狀態を發見するならむ。渠等若し愛蘭を英本國に比較し來らば、其の間に於ける懸隔に對し忸怩たらざるを得ざるべし。愛蘭の前途に横はる最大の危險は、愛蘭人の自負と自欺とに在り。愛蘭を破壊するものは、英本國の專制に非らず、何となれば、今日に於ては最早專制の存立を見ざれば也。愛蘭を破壊するものは、愛蘭人の盲目そのもの也』と。

苟くも多少の思慮ある朝鮮人にして、先づ日鮮文化の懸隔を通觀し、更に併合を劃して、其の前後に於ける明暗の兩面を對照し來らば、必ず青年愛蘭人に過ぐるの感慨なきを得ざるべし。朝鮮の榮枯は、主として朝鮮人の去就如何に因つて岐れむ。今や渠等は、自ら好んで檻裡の豺狼として、一生を不愉快に終るを得べく、又俯仰天地に愧ぢざる良民として、數百年前に日本に渡來せる渠等の祖先の如くに、帝國の大將大將の榮位にも登り得べし。渠等は、今正しく此の兩極端に導くべき岐路に立つ者也。榮辱共に、渠等の擇ぶが儘のみ。朝鮮人たる者、豈に自重せざして可ならんや。之と同時に、

帝國の爲政者が、宜しく朝鮮併合の根本方針を恪守し、宏量  
寛懷を以て、新附の國民を撫育せざるべからざるは、素より  
多言を須むずして瞭か也。

大正九年八月二十九日

日韓併合條約公布十年記念日

霞南小松綠

## 凡例

一 表題及内容中に『朝鮮併合』とあるは、『日本の韓國併合』と言ふの意也。『朝鮮』は、彼我共に國初より慣用し來れる通稱なるが、『韓國』は、三韓に因める一時の特稱に過ぎず。外國人は、終始 Korea 又は Coree と稱し、依然高麗の稱呼を襲用せり。本書に於ては、専ら『朝鮮』の通稱に從へるも、場合に依りては『韓國』を混用せる所尠からず。唯々通讀の便に資せんとするの外、他に深意あるに非ず。

一本書の叙述上、文章體を探らずして口語體を用ゐたるは、形式と文飾との煩累を避け、意の赴くが儘に言はんと欲する所を盡さんが爲めなると、通俗を旨として、史體を冒さざらんとする微意に外ならず。

一 附錄に、『桑槿一家説』の一偏を加へたるは、著者が朝鮮に對する歴史的研究

の一端を披瀝して大方の教を請はんが爲め也。讀まるれば幸也、讀まれざるも  
憾なし。

目

次

|     |               |     |
|-----|---------------|-----|
| 第一章 | 何の國運伸張ぞ       | 一   |
| 第二章 | 靈南坂の三頭密議      | 八   |
| 第三章 | 韓廷の情偽と陰謀      | 一八  |
| 第四章 | 宋秉畯の先驅と伊藤公の死花 | 四   |
| 第五章 | 日韓合邦の建議       | 十六  |
| 第六章 | 曾禰統監より寺内統監    | 二六  |
| 第七章 | 韓國併合の根本方針     | 三五  |
| 第八章 | 傀儡師の人形箱       | 一〇六 |
| 第九章 | 深夜の密談         | 一二四 |
| 第十章 | 併合談判          | 一四四 |

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 第十一章 | 併合條約案の内示        | 一七 |
| 第十二章 | 御前會議と併合條約調印     | 一五 |
| 第十三章 | 當事局の感慨          | 一九 |
| 第十四章 | 併合と外交關係         | 二〇 |
| 第十五章 | 何故併合當時に騒擾起らざりし乎 | 二八 |
| 第十六章 | 天恩海の如し          | 二三 |
| 第十七章 | 併合後の施設          | 二五 |
| 第十八章 | 創業の基礎           | 二六 |
| 附 錄  | 桑槿一家説           | 一元 |



|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 第十一章 | 併合條約案の内示        | 一七 |
| 第十二章 | 御前會議と併合條約調印     | 一五 |
| 第十三章 | 當事局の感慨          | 一九 |
| 第十四章 | 併合と外交關係         | 二〇 |
| 第十五章 | 何故併合當時に騒擾起らざりし乎 | 二八 |
| 第十六章 | 天恩海の如し          | 三三 |
| 第十七章 | 併合後の施設          | 三〇 |
| 第十八章 | 創業の基礎           | 三五 |
| 附 錄  | 桑槿一家說           | 一九 |

三國の變を怖れて、其の掩襲に備へむとするに在つたのらしい。取り分け、朝鮮使節の盛容を目撃してから、一入、自衛の急要を感じたといふ消息が、前顯の語氣でも、窺ひ知られるのである。其の時より僅か百五十年も過ぎぬ間に、我國は、琉球、蝦夷のみならず、臺灣をも、領土と爲し、渠が最も怖れた朝鮮までを併合するほどの盛運に達した。今、若し林子平を地下より呼び起したならば、嘸かし、今昔の感に打たれて、驚倒することであらう。

併し、僅か百五十年と云ふものゝ、此の一世纪半の歲月に於て、世界が、日本よりも遙かに盛大なる發展を遂げたことを忘れてはならぬ。一二の事例を見ても、林子平より、我々の方が寧ろ大に驚倒するほどである。國狀が稍や日本と類似してゐると謂はれてゐる英國の如きは、眇たる一小島より勃興して、世界の最大國となつたではないか。此の百五十年間に於て、英國が、或は、征服の手段に訴へ、又は併合の方法に由つて、占領した領土の重もな

る部分丈けでも、印度、加奈太、南阿及西阿諸州、海峽殖民地、濠洲、埃及  
スリ亞、香港及九龍島、太平洋諸島など、凄じい數に上つてゐて、大英國の  
領土には、四六時中太陽の光が絶えないとまで謂はれてゐる。

新興國の米國ですらも、此の百五十年間に、十三州、三百萬の人口を有す  
るに過ぎない植民地から、一躍して、四十八州の本土、一億一千萬の人口と  
なつてゐる。此の外に、屬地が少くないが、其の本土の大部分も、實は他國  
の領土を占領したものである。アラスカ、ルイヂアナの如き、露西亞や佛國  
から買取つたものもあり、カリホルニヤ、テキサス、カンサス、ユタ、ネ  
バダ、ニュー・メキシコ以下の諸州並に比律賓、玖馬、ポート・リコ等の  
如き、戰勝の結果、墨西哥や西班牙やの領土を割取したものもあり、布哇の  
如き、獨立國を併合したものもある。

日本が、最少し早く目が覺めてゐたならば、英米にも劣らぬほど長足の進

歩を爲し遂げたかも知れぬ。運命とは云ひ乍ら、神國だの、君子國だと自負してゐる間に、とうへ世界の競争場裡に於ける落伍者になつて了つた。兎に角、今日以往百五十年間に於ける米英二國だけの發展を見ても、同じ歲月間に於ける我國の發展を以て、未曾有の國運伸張だなど、誇れる義理ぢやない。殊に朝鮮併合は、數千年の懸案を終結したものだとか、少くとも神功皇后以來千七百年來の難問題を解決したものだとか言つて狂喜するに至つては、それこそ烏滌の沙汰とも謂へべきである。然るに、我國は、今日に於て、侵略國だの、武斷國だのといふ汚名を蒙つてゐる。それも外の國からならば、知らぬこと、賈誼ならずとも、四海を囊括し八荒を併呑すとも形容すべき英米の貪婪國から、侵略國の綽號を頂戴するに至つては、言語道斷、咄々怪事と謂はねばならぬ。

翻つて思ふに、其の罪、彼に在らずして、或は却つて此の方に在るかも知

れぬ。言ふべきを言はず、又語るも、詳かならずして、あらぬ疑を招いだのかも知れぬ。朝鮮併合の事情でも、大分に誤解されてゐる。外國人ばかりではなく、我が國民中にさへ、暴力を以て、其の併合を強制したやうに、疑つてゐる者がある。英國が印度を征服し、佛國が馬島國王を流謫し、米國が布哇政府を顛覆したと同じやうに、日本も朝鮮を無慈悲に料理したであらうと思ふ者が、絶無ではない。

朝鮮の併合は、外國に於ける事例に比すれば、全然其の趣を異にしてゐる。第一に、彼の佛人對馬島人、英人對印度人、米人對布哇人の場合は、白人と黒人、文明人と半開人といふ對照であつたから、雲泥も啻ならざるほど、相互間の關係が隔絶してゐた。然るに、日本人と朝鮮人とは、元來同人種である。少くとも言語風俗の根本を同うしてゐる。日鮮兩人種が、其の祖先を同うしてゐることは、歴史の明證する所であるから、その子孫も亦宜しく相合

して、一家を成すべき充分なる理由を持つてゐる。兩者の關係は、同胞兄弟とも謂ふべきものである。其の間に、長幼賢愚強弱の差があるとしても、水と油といふやうに、混和し難い素質のものではなく、清濁の別はあつても、一器に容るれば、やがて同化すべきものである。朝鮮は、誤つて暫く支那の正朔を奉じてゐた。日本の扶掖に依つて一時獨立はしたものゝ、固より貧弱の小國、到底自力を以て時勢と共に並び進むことができないほど疲弊の極に陥つてゐた。何の物好きか、此の貧弱國を引き入れて帝國の構成部分とし、其の人民を扶導して、文明の域に進め、本國の臣民と同列に置かうとしたのが、朝鮮併合の本旨であり、又其の統治の真意である。當時朝鮮の識者も、自他の形勢から打算して、能く此の間の消息を諒解してゐた。是に於て併合は、眞實に相互の約諾に成り、談笑の間に行はれたのである。其の裏面の事情が、赤裸々に、徹底的に、判明する時は、外國の疑團は勿論、一部朝鮮人

の妄想までも、月を掩ふ群雲が風に逐はれて消へ去る如くに、其の跡を絶つに相違ない。我豈に辯を好まんやなどゝ氣取るにも及ぶまい。吾輩は百年の青史に一條の光明を洩す爲めに、甘んじて辯を好むの譏を受くる者である。

## 第二章 靈南坂の三頭密議

朝鮮併合の廟議は、何時確定したる乎といふに、それが、正式の閣議を経て、天皇陛下の御裁可を得たのは、明治四十二年七月六日であるが、此の時より約三箇月以前の四月十日に、當時の總理大臣桂太郎と、外務大臣小村壽太郎とが、相與に統監伊藤博文と赤坂靈南坂の官邸に會見し、朝鮮併合の實行方針を協議した時を以て、廟議が確實に決定したことゝ認むべきである。

此の事實は、當時無論極祕に付せられてゐたから、從來世間に知られなかつた。それ故へ、伊藤公が、若し哈爾賓に於て變死しなかつたならば、朝鮮併合は、爾かく急速に實現しなかつたであらうなどと言ふ人が、今尙ほ内外に少くない。それは、全然誤解であるが、世間にかういふ感想を懷く者の少くないのは、必ずしも無理でない。桂首相や小村外相でさへも、靈南坂會見の

時までは、伊藤公が飽くまで漸進主義を堅持して居られたやうに思ひ込んだのである。

此の隠れたる會見事情は、今日に於ける誤解を釋く爲めにも、又後世史家の参考資料としても、精確に語る價値あるものと、吾輩は信する者である。

靈南坂會見の當日が、明治四十二年四月十日とすると、伊藤統監の辭職に先だつこと約二箇月、併合實行の時から一年四箇月以前になる。吾輩は、此の時京城に居つたので、此の會見の事を知らなかつたから、其の内容と時日とを確むる爲めに、其の後ち單に伊藤統監及小村外相から聞いた断片的の直話のみに満足せず、更に後日の確認を得て置きたいと思つて、當時の政務局長後ちの外務次官倉知鐵吉から覺書を手に入れた。此の覺書は、吾輩の私信に對する回答である上に、今日では、祕密文書の性質を失つて、却つて有力なる史料と認むべきものとなつたから、其の全文を本章の末尾に添付するこ

と に し た。其 の 中 に は、靈 南 坂 會 見 の 内 容 及 時 日 の み な ら ず、併 合 と い ふ 文

字 を 創 作 し た 苦 心 談 も 述 べ て あ る。

元 来、朝 鮑 の 併 合 は、獨 り 内 政 上 の 重 大 事 件 な る の み な ら ず、或 は 容 易 な  
ら ぬ 外 交 問 題 の 起 る べ き 可 能 性 を 持 つ て お た も の で あ る。隨 つ て 要 路 の 責 任  
者 中 異 論 が あ つ て は、到 底 圓 滑 に 其 の 目 的 を 達 す こ と が で き な い。當 時 山  
縣 有 朋 は、樞 密 院 議 長 と し て、初 か ら 朝 鮑 併 合 の 議 に 與 か り、贊 成 者 と い ふ  
よ り も、寧 ろ 主 唱 者 で あ つ た。肝 脣 の 伊 藤 統 監 は、由 來 溫 和 主 義 の 政 治 家 で  
何 時 も 急 激 の 政 策 に 反 對 す る 性 格 を 持 つ て お た。故 に 朝 鮑 併 合 の 提 案 に 對 し  
縱 し 主 義 に 於 て 反 對 し な い と し て も、其 の 時 機 や、順 序 や、條 件 な ど に 就 て  
は、必 ず 種 々 の 議 論 を 持 つ て 居 ら れ る で あ ら う と は、桂 首 相 及 小 村 外 相 が、  
心 痴 か に 期 待 し た 所 で あ つ た。そ こ で、兩 相 が 相 携 へ て、當 時 恰 も 辭 職 の 意  
を 決 し て 上 京 さ れ て お た 伊 藤 統 監 を 訪 ふ 時 に は、公 と 大 議 論 を 團 は す 積 り で

朝鮮併合の萬止むを得ざる理由及事情を立證すべき書類を充分に取り纏め、斯く問はれたらば、斯く答へむ。爾かく難詰せられたらば、爾かく辯明せんなど、千々に心を碎いたといふことである。愈々伊藤統監に面會して、桂首相先づ口を開いて、朝鮮問題は、同國を我國に併合するより外に解決の途がない旨を告げると、伊藤統監は、案外にも、それは至極御同感ぢやと言はれる。そこで、小村外相から、實行方針として、條約の締結や、王室の處分法等を述べて、公の意見を叩かれた。伊藤統監はそれを傾聽し、説明も求めず、質問も發せず、其れも好し、此れも可也とて、悉く同意を表せられた。是に於て、桂首相も小村外相も、今まで緊張した力も抜けて、意外の感に打たれた。同じ拍子抜けでも、これは、失望ではなく、得意の方であつたから兩相は、伊藤公の大量に敬服して退出したといふことである。此の事實は、吾輩が小村外相より親しく聞いた所であり、又倉知次官の手記した覺書の語

句に徵しても、誤りのないことが判る。

吾輩は、伊藤公からも又小村侯からも、久しい間、眷顧を蒙つてゐたが、兩者の間柄は、餘り親密でなかつたやうに思はれる。それといふのも、小村侯は、山縣公の信任を得て、引き立てられた人であり、其の性格も、寡言斷行の點に於て、伊藤公よりも山縣公の方に投合してゐた。小村外相は、伊藤公が親密策を抱いて、露國に入らんとするを引留めもせずに、突如として日英同盟を締結して、公の鼻を明かせた人である。『小村は、底意の判らぬ男ぢや、人の言ふことを只聞くのみで、一向それに拘らず、自分で極めた通りを行する、學問が嫌ひだから、議論ができるぬ、此の間「フォートナイトリー・レヴュー」に載つてゐた巴爾幹論を讀んだかと尋ねたら、讀まぬといふ、それで外務大臣が勤まるかと威したら、滝石の渠も、閉口して了つた』など、伊藤公が話された事などを思ひ浮べると、意氣が餘り合つてゐなかつたに相

違ない。依つて思ふに、靈南坂會見の際に、伊藤統監が一言半句の議論を交へずに、併合實行案に同意せられた譯は、小村外相を相手に議論をしても、何の效能もあるまいと諦められたのか、或は衷心から賛成して居られたのか其の間に多少の疑がないでもない。伊藤統監が、此の會見後、京城に歸られた時に、公が吾輩に親しく語られた話の中に『如何に強い常陸山でも梅ヶ谷でも、五人も十人も一度に掛かつて來られては、かなふものぢやない』と云ふ述懐があつた。其の時、公が心に思つて居られた事が、統監から樞密院議長に祭り込まれた事であつたか、但しは、朝鮮併合の實行問題の方であつたか、今尚ほ推斷に苦しむ所であるが、公が少くとも、此時分に於て、朝鮮併合の止むべからざることを悟つてゐたことだけは、疑を容れざる所である。但だ其の一國存廢の問題たる性質上、公としては、表面上、殊更に溫和説を裝はねばならぬ事情もあつたであらう。伊藤公ばかりでなく、何人でも、始

から併合の考を起してはゐなかつたに違ひない、寧ろ飽くまで韓國を保護國として扶掖したいといふ希望を持つてゐたに違ひない。伊藤公は三年有半の間、韓國の指導に最善の力を盡された。併し公は慈心ばかりでなく、炯眼も具へてゐた。少くとも、保護政治の晚期に至つて、韓國の病膏肓に入り、到底救治の策なきことを看破されたのである。死病と知りつゝも、患者の治療に丹誠を傾けるのが、名醫の常である。併し時機が來れば、名醫も匙を投げざるを得ない。伊藤公が統監の職を去つたのが、正しく其の時機であつたに違ひない。さうして、公をして早く匙を投げさせやうと腐心した者がある。それは、桂首相でも小村外相でもなかつた。伊藤統監が自ら韓國內閣に推舉した内部大臣宋秉畯と一進會長李容九とであつた。韓國併合の導火線は、實は此處から傳はつてゐる。

(參照)

覺書

明治四十二年春會禪子爵ノ伊藤公爵ニ代リテ統監ニ任セラル内議アル際右交迭ニ先チ韓國問題ニ關スル我大方針ヲ確立シ且之ヲ文書トナシ置クコトヲ必要ナリトシ小村外相ヨリ自分（當時政務局長）ニ右文案ノ起ニフ命セラレ且本件ニ關スル外相ノ意見ノ大要ヲ指示セラレタリ自分カ右指示ニ基キ立案シ更ニ同外相ノ意見ニ依リ之ニ修正ヲ加ヘ遂ニ確定草案トナリタルモノ即チ別紙第一號方針書及施設大綱書ナリ

該案ハ三月三十日ヲ以テ外相ヨリ桂首相ニ提出セラレタルモ當時右ハ最機密トシテ取扱ハレ之ニ關シ何等記錄ノ殘留スルモノナシ然レトモ小村外相ノ自分ニ語ラレタル所ニ依レハ外相ハ右ニ對シ桂首相ノ同意ヲ得タル後相携ヘテ伊藤公（當時統監）ヲ訪問シ本件ニ關スル熟議ヲ遂ケンコトヲ欲シ四月初メ毛利公爵邸園遊會ノ折同公ト訪問ノ約ヲナシ替テ四月十日桂小村兩相伊藤公ニ會見シ意見ヲ述ヘ勃カニ或ハ同公ヨリ議論ノ出ツヘキコトヲ期シタルニ公ハ以外ニモ右ニ對シ同意ノ旨ヲ明言セラレ兩相ハ格別ノ論議ヲナシシテ同公邸ヲ辭セラレタリト云フ

然ルニ該案ハ尙久シク之ヲ極秘ニ付セラレ同年七月六日ニ至リ初メテ之ヲ閣議ニ付シテ各大臣ノ署名ヲ得且同ロ陛下ノ御裁決ヲ經タリト記臆ス

因ニ曰フ當時我官民間ニ韓國併合ノ論少カラサシモ併合ノ思想未タ十分明確ナラス或ハ日韓兩國對等ニテ合一スルカ如キ思想アリ又或ハ塊匱國ノ如キ種類ノ國家ヲ作ルノ意味ニ解スル者アリ從テ文字モ亦合邦或ハ合併等ノ字ヲ用キタリシカ自分ハ韓國カ全然廢滅ニ歸シテ帝國領土ノ一部トナルノ意ヲ明カニスルト同時ニ其詰調ノ餘リニ過激ナラサル文字ヲ選マント欲シ種々苦慮シタルモ遂ニ適當ノ文字ヲ發見スルコト能ハス依テ當時未タ一般ニ用キラレ居ラサル文字ヲ選ム方得策ト認メ併合ナル文字ヲ前記文書ニ用キタリ之ヨリ以後公文書ニハ常ニ併合ナル文字ヲ用ユルコトナレリ乍序附記ス

斯クテ對韓政策ノ大方針既ニ確定シタルヲ以テ小村外相ハ豫メ併合ノ方法順序等ノ細目ヲ講究シ置クヲ必要ト認メラレ講究ノ資ニ供スル爲之カ基礎案ヲ作ラルコトニ決シ自分ニ其立案ヲ命セラレ且ツ之ニ關スル外相ノ意見ノ大要ヲ自分ニ指示セラレタリ依テ自分ハ右指示ニ基キ自分ノ考ヲモ附加シテ一案ヲ作り同案ニ付キ外相ノ考慮ヲ請ヒ更ニ外相ノ意見ニ依リ之ニ修正ヲ加ヘ一ノ基礎案ヲ作レリ別紙第二號即チ之ナリ其起草ノ月日ハ之ヲ記憶セサルモ外相ヨリ之ヲ首相ニ提出セラレタル

ハ四十二年七月ノコトトス

自分ノ記憶スル所ニ依レハ外相ハ當時右基礎案寫ヲ桂首相ノ外伊藤公ニモ提出セラレタルカ如ク其後伊藤公ノ滿洲ニ向ケ出發セラル前自分ハ公ニ對シ韓國處分案ハ自分ノ執筆シタルモノナルカ右ニ對スル公ノ意見ハ如何ナルヘキヤト尋ネタルニ公ハ第一號案ノコトト考ヘラレ其意味ノ答アリシ

五付自分へ否『細マイ方ノコト』(即チ第二號ノ意味ナリ)ナリト云ヒタルニ公ハ『マ一太體ハアンナモノナルヘシ』ト答ヘラレタルコトヲ覺エ居レリ然ルニ小村外相ハ伊藤公薨去後自分ニ向ヒ韓國王室區分ニ因スル伊藤公ノ考ノ全然外相ト一致シ而カモ王家ヲ大公殿下トナスコト迄一致シ居レル由フ聞カレタリトテ大ニ不審シ居ラレタリ依テ自分ハ前記ノ旨ヲ談シタルニ外相ハ該案ヲ伊藤公ニ送付セシコトハ確トハ之ヲ記憶セスト云ヘレタリ同外相ノ記憶ハ最確實ナルヲ例トスルカ故ニ或ハ事實送付ナカリシモノナルヤモ知レス然レトモ自分ハ確カニ伊藤公ニ送付セラレタルカ又ハ同公ノ聞實ニ信セラレタルモノト考ヘ居レリ姑ラク延ノ存ス

ス

以 上

大正二年三月十日

倉 知 鐵 吉

(著者曰 本文中第一號方針書及施設大綱書並に第二號細目書は其の後の協議に於て改正せられたる個條もあるから、關係各章に於て記述するとしてし、茲には省いて置く)

### 第三章 韓廷の情偽と陰謀

併合に先立つこと約五年の間、精確に云へば四年七箇月の間、保護制度が韓國に施行された。其の間に於ける出來事を詳述するのは、固より本書の目的ではないが、併し併合に直接關係を有する事情、而かも未だ世間に的確に知れ渡らない事情だけには、叙述の順序として言及せねばならぬ。

伊藤公が統監として京城に赴任し、統監府の事務を開始されたのは、明治三十九年二月一日であつた。其の前年の十一月十七日に公が全權大使として自ら締結せられた日韓協約（章尾所載參照一）の結果、韓國の外交が帝國の管理に歸することとなつたので、列國公使館は總て撤回せられ、日本は統監府を特設して、外交事務を取扱ふこととなつたのである。

伊藤公が日韓協約を締結して、將さに歸途に就かんとした時の事である。

韓國の光武帝は、公に向ひ、更に統監として再び京城に來らんことを促がされた。其の御言葉の中には、溢るゝばかりの温情が籠つてゐた。

『今、卿ノ義母ヲ見ルニ、黑白相半バス、其ノ白毛ハ卿ガ日本天皇陛下ノ爲メニ匪躬ノ節ヲ效セル微様ト見ニ、願クバ吾ニ假スニ其ノ残レル黒毛ヲ以テシ、吾ガ爲メニ啓沃ノ勞ヲ吝ムナカラムコトヲ』

伊藤公が、明治天皇の御恩召に依つて統監に親任せられたのは、固より言を俟たざる所である。併し公が飽くまで渾身の赤誠を捧げて、韓國扶植の重任を荷はんと決心せられたには、光武帝の温言が與つて力があつたに相違ない。光武帝は、此の時まで四十三年の間、波瀾多き政海の中に浮沈せられた老練の君主であつた。吾輩も幾度いか拜謁の機會を得たが、慈眼豐頬、一見寛仁大度の明君と思はれた。然るに、此の時分に、朝鮮視察に來た彼の有名な米國評論家ジョージ・ケナンは、無遠慮にも、光武帝を批評して、『赤兒の如く無神經で、ボーアの如く執拗で、支那人の如く蒙昧で、そしてホツテン

トットの如く虚榮心に満ちてゐる』と書いた。さうして、伊藤公のやうな公明を貴ぶ文明的政治家は、必ず此の無節操な利巧者に籠絡せられるであらうと付け加へた。其の後の事態は、不幸にして段々ケナンの豫言通りになつて行つた。光武帝は伊藤統監の熱誠なる輔翼を裏切つて、陰謀の中心となられたのである。

併し、吾輩は、飽くまで、『君王は悪事を爲す能はず（King can do no wrong.）』といふ格言を信する者である。光武帝の周囲には、自己の利害にのみ没頭して、毫も君國の休戚を念はない官宦や雑輩やが、絶えず、奸計詐略を廻らしてゐた。それに、韓人策士の背後には歐米人の有象無象が居つて、或は陰に潜んで絲を引いたり、或は全然表面に現はれて排日運動に熱中した。陰謀の裏には必ず女性ありと云ふが、彼の有名な閔妃殺害事件（閔族の首脳となつて政争の中心となつた王妃を、大院君が殺害せしめた事件）の起つた

のを見ても、韓廷内に女性が如何に跋扈してゐたかが想像される。それに、彼の有名なソンタクといふ獨逸婦人は、宮中の調度一切を引受けてゐた關係を利用して、殆んど、内大臣以上の勢力を振つてゐた。宮中と外間との聯絡から運動費の取次に至るまで、此の婦人の手を経ないものはなかつた。吾輩が斯く斷言することができるのは、其の後ちソンタク嬢が愈々朝鮮から引揚げることになつた時に、彼女は、其の所有不動産の處分に付いて、屢々吾輩の處へ相談に來たことがあつて、宮廷内情を知ることができたからである。

此の婦人に會つて話して見ると、左まで奸曲な人柄でもないので、吾輩は、彼女が何故に陰謀の仲介をしてゐたかを、話の序に、聞いて見た。すると彼女は涙を浮べて、世間の人々が、自分を悪人のやうに、誹るのが、殘念で耐らないと言ひつゝ、それを辯明した。實の處、自分は唯々使ひ役に頼まれた丈けで、自動的には何事もした覚えはない。他人なれば、自己に都合の好い

やうに、取り繕ふべき傳言をも、自分は、其の儘に、何の我意をも加へずして、先方に通達した。又他人なれば、一方から一萬圓の金を頼まれると、其の半分を着服して五千圓しか先方に渡さないのを常とするのに、自分は正直に一文も誤魔化さずに、一萬圓を其の儘に渡した。かういふ信用があつた爲めに、宮廷からも内外人からも重寶がられたまでの事である。自分が仲介を拒めば、他人が屹度自分よりも悪い事をするに違ひないと思つて、頼みに應じたのである。それでも自分は悪人と言はねばならぬだらうかと語つた。此辯明は、如何にも偽らざる告白のやうに信じられた。其から追々懇意になつたので、吾輩は彼女から意外な内情をも聞き出すことができたのである。それで見ても、光武帝は、奸佞邪智の内外人等に誤られて、彼等の傀儡に使はれて居つたことが判る。韓廷が伏魔殿の如くに見られたのも、實は之が爲めに外ならぬ。

伊藤統監は、韓廷の情偽が、意外に纏綿してゐることを、追々に覺られた容子であつたが、特に公を驚倒せしめた二大事件が勃發した。

第一は、韓帝が親翰を歐米四大國の元首に贈つて、其の救援を求めた事件である。

伊藤統監に對して、其の半黒の鬚髯が白くなるまで、啓沃の勞を吝む勿れとの溫言を與へられた光武帝が、翻つて歐米四大國の元首に對して、韓國の危難を訴へて援を求むるの親翰に筆を染められやうとは、統監は勿論、何人も思ひ設けなかつた所である。伊藤統監が、京城に來られてから、まだ一年もたつかないほ中の事である。英人トマス・ペセルの名で發行する大韓毎日申報に、韓帝の親翰と稱するものゝ寫眞版が、突然掲げられた。それは朝鮮文であつたが、朝鮮假名を日本假名に直すと、左の如く讀まれた。

「思ハサリキ時局大變、強隣ノ侵逼日ニ甚シク終ニ我外交ノ權ヲ奪ヒ我ガ自主ノ政ノ指スルニ至レ

リ、朕及舉國臣民慟憤憤惄シテ天ニ呼ヒ地ニ泣カサル莫シ、願クハ交好ノ誼及扶弱ノ義ヲ垂念シ、  
廣ク各友邦ニ議シ法ヲ設ケテ我カ獨立ノ國勢ヲ保チ、朕及全國ノ臣民ヲシテ恩ヲ含ミテ萬世ニ其ノ  
徳ヲ頌セシメラレムコトヲ、是切ニ祈ル所ナリ』

それに、御璽が捺してある。此の親翰を掲げた新聞は、當時英國の治外法  
權の下に在つた爲めに、盛んに日本を讒誣して韓人を煽動してゐた。吾輩は  
二回までも統監府を代表して、其の主幹ベセルを相手取り誹謗の告訴を、英  
國總領事館に提起したことがあつた。今、右の親翰を其の紙上に掲載した目  
的が那邊に在つたか、判断に苦しむが、多分東洋の大政治家を以て自負し、  
直接に韓國外交管理の職に任じてゐた伊藤公の威信を傷つけてやらうといふ  
のであつたであらう。事實さういふ結果になる譯である。伊藤統監は、直ぐ  
に宮内府大臣を呼び寄せて、光武帝に事情を糺さしめた。すると、光武帝は  
更に御承知なく、毎日申報に載つた親翰なるものは眞赤な偽物であるといふ  
ことである。常識判断でも偽物とより外思はれない。宮内府は、取り敢へず

毎日申報に對し、韓帝は斯の如き親翰を外國宮廷に贈られたことはないから申報所載の分は偽造であるといふ通告書を掲げしめた。吾輩はペセルに何故に斯る偽物を新聞に掲げたかを尋ねて見た。渠は偽物ぢやない眞物の寫真だからも米國大統領に贈られたものだといふ。そんなものが、如何にして其の手に入つたかと追窮すると、それはペセルの親友、米人エツチ・ピー・ハルバートが、韓帝から頼まれて米國大統領に傳達した親翰を寫真に取つて置いたものだと説明した(章尾所載參照二)。餘りに馬鹿げてゐる話であるから、吾輩は、半信半疑の念ひで、之を伊藤統監に報告し、尙ほ在米帝國公使館に問合せては如何との注意を添へた。併し統監は、此の問題は、餘り踏み込んで探求すべきものでない、韓帝が偽造だと宣明せられるならば、縱しそれが實際外國元首に贈られたものとしても、效力のないものとなるから、此の上詮議立をせぬ方が得策だと云はれた。併し、火の無い所から煙は揚らないから、

其の裏面には何か魂膽があるに違ひないとして、流石大度の伊藤公の眉宇に、悲憤の色があら／＼と現はれてゐた。

第二の事件は、海牙萬國平和會議に對する密使の派遣であつた。韓國の外交事務が、日本の管理に歸したにも拘らず、其の管理の責任者たる伊藤統監に内密で韓國の使節を、萬國會議に派遣した所から、當時密使事件と呼ばれたけれども、此の使節は外國に對しては、堂々たる韓國代表者として乗り出したものである。

明治四十年六月に、海牙に於て萬國平和會議が開催せられた時に、保護國として宜しく日本委員の下に代表せらるべき筈の韓國から、突如として三名の韓人が海牙に現はれた。渠等は、先づ露國及米國の特派委員を訪問し、渠等が韓國特派委員として萬國平和會議に參加し得るやう、右の兩國委員に斡旋を依頼し、且つ歐米各國の新聞通信員の手を經て、渠等が韓帝の正式全權

委任狀を有する特派委員たることを宣言し、尙ほ其の目的が、萬國會議の席上に於て日本の姿狀を列國に訴へ、其の力を藉りて國權の回復を圖らんとするに在ることをも聲明した。列國は、既に日本の韓半島に對する保護權を承認してゐたのであるから、彼等の萬國會議參加の運動は、固より成功する筈がなかつた。併し、之が爲めに一時大に世界の耳目を驚かした。別して驚いたのは、言ふまでもなく日本政府で、直接責任者たる伊藤統監に取つては、所謂青天の霹靂であつた。それほど祕密に此の陰謀が遂行されたといふのは曩に自ら仲介者となつて、韓帝の親翰を米國大統領に傳達した老猾なハルバートが其の謀主となつて、巧みに計略を運んだからである。事前に於ては、何事も判らなかつたが、其の後ち段々調べて見ると、此の三名の韓人は、前議政府參贊李相嵩、前判事李僕、及前駐露公使館書記官李璋鍾といふ者で、李相と李僕の兩人は、同年四月に、ハルバートと相前後して京城を出發し

浦鹽斯徳から露京に入り、當時保護協約を無視して、依然駐露韓國公使と自稱し、國權回復の陰謀に熱中してゐた李範允と會見し、此の李範允の長子で公使館書記官を勤めてゐた前記李瑋鍾を同行することとなり、三名相携へて海牙に赴いたのであつた。ハルバートは、此の陰謀の形跡を掩はんが爲めに途を異にして、先づ一旦倫敦に行き、それから萬國平和會議の開會期を見計らつて、海牙に入り、此處で三名の韓人を援けて奔走したのであつた。此の事情は、日本の在外公使館の報告だけでも能く判つたが、扱て韓廷が此の事件に如何なる程度まで關係してゐたか、伊藤統監は、其の間の消息を究めることに苦心せられた。光武帝は例の通り我不關焉の態度を裝はれる。伊藤統監の直接監視の下に在つた内閣が與り知らなかつたのは勿論である。是れは光武帝と所謂挾雜輩との密謀に違ひない。事の真相を探る糸口は、先づ運動費の出處を突き留めることであると、吾輩は考へた。然るに、如何に探究

しても、宮中から引き出した形跡を發見することができない。如何にも不思議であつた。不思議なのも道理こそ、その運動費は、思ひも寄らぬ外國人の手から出たのであつた。

光武帝は、以前から種々の特權を外國人に與へられたが、其中で米國人コールプランといふ者に、京城の電車及電燈の特權を特許されて、其の報酬として電氣會社株の半數を受けられたことがある。此の事業關係から、コールプランは光武帝の臨時御用金の調達を引受けた。其の仲介者は、光武帝の甥で一時宮内官を勤めたことのある趙南昇といふ者であつた。此男は劫々機敏な人物で、善きに付け、惡きに付け、何時も光武帝の腹心として働いてゐた。此の趙南昇がコールプランから海牙密使の運動費を光武帝の命令で引き出したことが判つた。コールプランは、韓帝に金を貸したことは認めだが、其用途は知らなかつたと言つた。渠は、密使と同行したハルバートの同國人

でもあり、兩人殊の外懇意な間柄であつたから、全然與かり知らなかつたかどうかは疑問であるが、縱し知つてゐたとするも、其の境遇上、日本側に對しては知らぬと言はねばならなかつたのであらう。更に有力な證據は、光武帝が趙南昇をして佛蘭西教會へ内密に預けしめた文庫の中から發見された露國皇帝宛の親翰の草案である。それで密使派遣の消息を明瞭に窺ひ知ることができた。それは固より朝鮮文であるが、左の意味であつた。

『朕今日ノ境遇愈々艱難ニシテ四顧之ヲ訴フル所ナシ、惟々陛下ニ向ツテ之ヲ煩陳セムノミ。  
尙クハ厚請セラレントヲ望ム、弊邦振興ノ期全ク陛下ノ顧念ニ係レリ、而シテ今ヤ萬國平和會議ノ開カル、アリ、該會議ニ於テ弊邦所遇ノ實ニ理由ナキヲ聲明スルヲ得ヘシ、韓國ハ曾テ露日開戦ノ前ニ於テ中立ヲ以テ各國ニ聲明シ、皆承諾セリ、是レ即チ世界ノ共ニ知ル所ニシテ現下ノ情勢ハ深ク憤惋ニ堪ヘス、陛下弊邦ノ故ナクシテ禍ヲ被ルノ情ヲ特念セラレ、務メテ朕力使節ヲシテ弊邦ノ形勢ヲ將ツテ該會議開催ノ際ニ説明スルヲ得セシメ、以テ萬國公然ノ物議ヲ致サハ則チ之ニ因ツテ弊邦ノ原權庶クハ收回スルヲ得ム、果シテ然ラハ是レ眞ニ朕及我韓全國ハ感激シテ陛下ノ惠徳ヲ忘レサルヘシ、貴前駐韓公使回去ニ際シ願望ノ深衷ヲ付陳シ兼テ該公使ニ托スル所アリ、惟々垂諒

是に於て、伊藤統監が赫然として、韓帝の背信を憤つたのは、言ふまでもない。統監は時の首相李完用を招き、光武帝に告げしむるに、這般の措置は顯然たる協約違反なるのみならず、日本に對する敵對行爲なるが故に、日本は、韓國に對し戦を宣するに充分なる理由さへある旨を以てした。襟度海の如き伊藤統監も此の時は辭色共に激越を極めた。之と同時に、統監は、時の總理大臣西園寺公望に電信を發して、保護協約は専ら外交上の管理權を我が手に收めたに過ぎないから、斯る變事を生ずるのである、一步を進めて内政に關する監督權をも掌握するに非ざれば、到底禍根を絶つに由なき旨を告げ且外務大臣の急派を求められた。其の結果、外務大臣林董は、七月十八日に京城に來ることに極つた。

光武帝は、依然として伊藤統監を以て與みし易き君子人と見られたものか

李首相の傳言を聞いても、餘り驚かれなかつたといふ事である。併し内閣員及元老等は、日本政府が外務大臣を特派することに決したことを聞き、事態容易ならずと見て、其の到着に先だち、當の責任者たる光武帝の退位を促がし、以て帝國の處斷を緩和せんと欲し、林外務大臣の到着期日と定つた十八日の前々日から前日にかけて、閣員一同光武帝に咫尺して禪讓の止むなき旨を諫奏した。併し光武帝は頑として動かなかつた。唯々何となく心元なく念はれたものか、光武帝は、林外務大臣の到着當日なる十八日に伊藤統監の參内を求められた。統監は、暫く躊躇されたが其の日の午後五時に、德壽宮に行つて、光武帝に謁見された。帝は統監に向ひ、閣臣等の諫奏に係る讓位の是非に就き、意見を問はれた。統監は、『斯の如き韓國皇室の重大事に關し、陛下の臣僚にあらざる博文が是非の奉答を敢てすべき限に非ず、又閣臣等の言議に就いては外臣の毫も與かり知る所に非ず』と述べ、垂間に答へずして

（3）

退かれた。是は伊藤公一流の公明正大の態度であつたが、光武帝は統監の言を聞き、扱ては閣臣等が何か爲めにする所あつて、己れを退けんとするものとでも考へられたものか、其の翌日閣臣等が三度び諫奏した時に、「朕が心牢乎として動かすべからず」とて、耳を傾けられなかつた。そこで、當時農商工部大臣で内閣員の末座にゐた宋秉畯の如きは、激昂の餘り、思はず膝を進め無遠慮にも、「只今臣等強ゐて陛下の處決を促がし奉る所以のものは、單に今回の密使事件の爲めのみに非ざる也、陛下信を内外に失ひ給うや既に久し、陛下尙ほ過を重ね天意に逆ひ九五の位を濱し給ふか」と大聲疾呼した。

吾輩は宋秉畯から此の時の實況を、直接に聞いた。聲涙並下といふが、實に其の文字通りであつて、殆んど我を忘れたと渠は語つた。他の閣員も、其の前夜林外務大臣既に京城に到着し、時局切迫、最早一刻も遲疑すべからざる所以を說いた。是に於て光武帝の心も漸く動き、然らば元老の意見を徵せん

とて、直ちに、李允用、申箕善、閔泳徵以下九名を召された。此等の元老も亦一致して、禪讓の止むべからざる旨を奉答したので、光武帝は、茲に斷然意を決して、是れまで四十四年間占有された位を皇太子に譲らるゝ御沙汰を下された。此の時は、二十日の午前一時で、同二時に譲位の詔勅を發表された。そして同八時に譲位式を行はれ、其の日の午後四時三十分に新帝が内外臣僚を引見して、即位の事實を公表することに定められた。伊藤統監は既に光武帝に言明せられた通り、此の間の經緯には、一切干與せられなかつた。韓廷は、温厚な伊藤公がいつになく赫怒して本國から外務大臣を招き寄せられた態度に、一方ならず狼狽して、咄嗟の間に、自ら進んで此等の手續を了したのであつた。

内閣員や元老は相一致して光武帝に譲位を勧めたが、現内閣の反対派や實際の事情を諒解しなかつた一部の人民は、李完用内閣が伊藤統監と腹を合せ

て、明君を退けたことと誤解したものと見え、一時騒ぎ出した。新帝が内外臣僚を引見せらるゝ當日の如きは、京城の市中、物情頗る騒然、何時事變が勃發するか、判らぬ模様があつた。當時の駐劄軍司令官長谷川好道などは、態々統監を訪うて、其の參内を引き止めた位であつた。かういふ時に、人間の勇怯が判るものである。途中に要撃を企つる者があるか、宮中に兎徒が潜んでゐるか、疑へば疑はれる。通常なれば儀式の時には、大抵統監よりも先さに行くのを例としてゐる統監府の屬僚までが、統監の後から附いて行く積りで、統監邸に集合した。吾輩の細君なども、今日は危険だから、統監と同行するがよからうと注意してくれた。吾輩も孰れかと云へば、臆病の方だ。併し表面にそれを出さたくない。それに若し事變が起るとしても、其の附け狙ふ目當ては統監であらねばならぬ。其のお供をするのは、自ら衛る所以でなくして、却つて自ら危きに近寄るものだ。その上、吾輩は外人の應接役をも

勤めねばならぬ。そこで思ひ切つて單獨で先發した。宮中には各大臣は固より、各國總領事團も悉く參集してゐた。何時も正確に時間を守る筈の統監が定刻の四時半に參内されない。吾輩は電話で、統監邸に聞いて見ると、統監はまだ出られないといふ。そこで吾輩は、内閣員中元老始め各國總領事團一人の缺員もなく參集してゐることを統監に告げよと言つて電話を切つた。あとで聞くと、此の時まで、統監の出馬を止めてゐた者があつたが、統監は此の電話の取次を聞くと、奮然卓を拍つて、吾れ行かざるべからずとて、出發されたとのことである。統監の來着は、定刻より三十分遅れたが、儀式は何事もなく済んだ。宮中には何事もなかつたが、市中に暴動が起つて、一團の亂民は首相李完用の邸宅を焼打した。宮廷のガラス窓から眺めると、燐々たる火が見える。吾輩は、それが首相邸であることを聞いたので、直ぐに李完用の側に行つて、お氣の毒な事であると挨拶を述べた。吾輩は朝鮮語が解ら

ないが、李完用は、米國に暫く居つたので、不十分ながらも英語が解る。李首相は、豫め期待してゐた事であると言ひつゝ、神色自若として、殆ど意に介せざる様子であつた。李完用の人物に就ては、後章に於て語る機會もあるが、吾輩は内外人を推しなべて、渠位沈勇な偉人に遇つたことはない。伊藤統監は、李首相を自分の馬車に乗せて歸り、舊日本領事館を其の假宅に提供した。

光武帝が位を退かれてから、韓國の形勢は、どうなつたかといふに、善くなるよりも寧ろ悪くなる一方であつた。光武帝が韓國を腐敗せしめたのではなく、韓國の根本的腐敗が偶々光武帝の行動に反映しただけであつた。故に百の光武帝を退けても、韓國の自覺自新を庶幾することはできなかつた。伊藤公をして最後に『韓國を亡ぼす者は韓人也』と叫んで、匙を投げしむるに至つたのも、是非なき運命と謂ふ外はない。

(參照一)

日韓協約全文

日本國政府及韓國政府ハ兩帝國ヲ結合スル利害共通ノ主義ヲ鞏固ナラシムルコトヲ欲シ韓國ノ富強ノ實ヲ認ムル時ニ至ル迄此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

**第一條** 日本國政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務ヲ監理指揮スヘク日本國ノ外交代表者及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ

**第二條** 日本國政府ハ韓國ト他國トノ間ニ現存スル條約ノ實行ヲ全フスルノ任ニ當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲介ニ由ラシテ國際的性質ヲ有スル何等ノ條約若ハ約束ヲナササルコトヲ約ス

**第三條** 日本國政府ハ其代表者トシテ韓國皇帝陛下ノ閣下ニ一名ノ統監(レジデント、ゼネラル)ヲ置ク統監ハ專ラ外交ニ關スル事項ヲ管理スル爲京城ニ駐在シ親シク韓國皇帝陛下ユ内謁スルノ権利ヲ有ス日本國政府ハ又韓國ノ各開港場及其他日本國政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官(レジデント)ヲ置クノ権利ヲ有ス理事官ハ統監ノ指揮ノ下ニ從來在韓國日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ茲本協約ノ條款ヲ完全ニ實行スル爲必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ

**第四條** 日本國ト韓國トノ間ニ現存スル條約及約束ハ本協約ノ條款ニ抵觸セサル限總テ其效力ヲ繼續スルモノトス

第五條　日本國政府ハ韓國皇帝ノ安寧ト尊嚴ヲ維持スルコトヲ保證ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治三十八年十一月十七日

特命全權公使 林 権 助

光武九年十一月十七日

外務大臣 朴 齊 純

(參照二)

「エッセ・ビー・ハルベート」ハ、基督教宣教師及ビ學校教師トシテ久シク京城ニ在リテ常ニ宮中ニ出入シ、今現ニ米國ニ歸リ朝鮮ニ關スル著書ヲ公刊シ、或ハ新聞紙ニ寄書シ、機會アル毎ニ極力排日説ヲ唱道シツ、アリ、彼ハ又海牙密使ノ派遣ニ關係シ、其ノ事ニ恰カモ内外新聞ニ喧傳セラル、頃ヒ偶マ私產整理ノ爲メ京城ニ來ルヤ、其ノ舊友宣教師「バンカー」ヲ同伴シテ當時外務部長タリシ予ヲ統監府ニ訪ヒ、特ニ總務長官代理石塚英藏ト予トノ面前ニ於テ自ラ左ノ如ク言明セリ、之ニ由リテ署ボ事ノ眞相ヲ窺ヒ知ルヲ得ベシ。

世間予ヲ以テ海牙萬國平和會議ニ韓皇ノ密使ヲ誘導シタル者ト認ムレドモ、予ハ使節ノ知友タリシ故ヲ以テ偶然同行シタルニ過ギズシテ初ヨリ何等深キ關係ヲ有シタルニ非ズ、尤モ先年予自ラ韓皇ノ御親書ヲ米國大統領ニ傳達シタルハ事實ナリ、而シテ予ガ此ノ任ニ當リタルニハ公明正大

ノ理由有リ、即チ米韓修好通商條約第一條ニ『孰レカ一方ノ政府ニシテ若シ第三國ヨリ壓迫ヲ受  
タル時ハ他ノ一方ノ政府ハ之ヲ援ケテ其ノ友情ヲ表スベシ』トアルヲ以テ、予ハ唯ダ此ノ條約上  
ノ規定ヲ履行スペキ仲介者タリシノモ。（著者備忘錄）

## 第四章 宋秉畯の先驅と伊藤公の死花

海牙密使事件は、單純の突發事件ではなく、幾多の纏綿錯綜せる情偽の一端を暴露したものであつた。光武帝一人を退けたからとて、それで禍の根を絶つたものと見ることのできないのは勿論である。そこで、伊藤統監は、将来斯の如き背信行爲の再演せらるゝことを確實に阻止する爲めには、獨り外交關係を管理するのみに止まらず、更に其の根本に遡つて内政の改善を指導するの權力をも我が手に收めねばならぬといふ見地から、林外務大臣と相談の上、此の趣旨で、韓廷と新協定を締結することに決心した。統監は七月二十三日に、李首相に左の草案を提出して、韓廷の速決を促がした。

第一條 韓國政府ハ施政改善ニ關シ統監ノ指導ヲ受クルコト

第二條 韓國政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ處分ハ豫メ統監ノ承認ヲ經ルコト

第三條 韓國ノ司法事務ハ普通行政事務ト之ヲ區別スルコト

第四條 韓國高等官吏ノ任免ハ統監ノ同意ヲ以テ之ヲ行フコト

第五條 韓國政府ハ統監ノ推薦スル日本人ヲ韓國官吏ニ任命スルコト

第六條 韓國政府ハ統監ノ同意ナクシテ外國人ヲ僱聘セサルコト

東京から態々特派されて來た外務大臣が、光武帝の退位に満足して手を空うして歸ることゝは、韓廷に於ても、固より豫期してはゐなかつた。韓國は或は支那屬邦たる舊位置に墜されはせぬかと思つた者も、多かつたらしい。そこへ、此の寛大なる提議が來たので、韓廷は、寧ろ意外の感に打たれたものゝ如く、別段反對論を唱ふる者もなく、即時に賛同の意を表して、其の翌日の二十四日に、早くも調印を了した。此の協定を結ぶのに、仰々しく外務大臣の出馬を求むるにも及ばなかつたらうとも思はれやうが、そこが、伊藤公の偉い所で、是れは、一面に於ては、帝國政府をして、外交上の責任を分たしめ、他方に於ては、韓廷をして、一層戒慎の意を深うせしむる手段であ

つた。何時もながら、形式實質共に遠算なきを期せんとする公の細心を窺ひ知ることができる。此の不祥事件も、かくて一先づ圓滿に解決を告げた。吾輩が之に對して、伊藤統監に祝辭を述べると、統監は、いや／＼前途は益々危險惡ちやと、嘆息せられた。當時、吾輩は統監の眞意を解し得なかつたが、其の後の形勢が、如何にも險惡に赴きつゝあるを見るに及んで、始めて、統監の先見の明に敬服せざるを得なかつた。

内政改善の施設として、先づ統監の著手せられた事は、行政と司法との分離であつた。即ち從來行政官が司法事務を執行してゐた舊制を改め、範を日本本の制度に採つて、大審院、控訴院、地方裁判所及區裁判所を新設し、其の要部に日本人の判事検事を併用せしむることにされた。それが即ち現在に於ける朝鮮司法制度の基礎である。今日では、其の中唯ゞ大審院が高等法院に控訴院が覆審法院に改稱せられた丈けである。行政の方面に於ては、事實上

既に日本の制度が採用されてゐたので、別段の改廢を加へられなかつたが、各省大臣の下に日本人の次官を配屬し、警視總監、警保局長、各道の事務官及警務長などに日本人官吏を採用せしむることゝし、現代式の學識經驗を缺ける韓國官吏を輔佐して、一般行政の改善を實現せしむる方針を執られた。

此の改革は、保護制度に於ける從來の缺漏を補足するもので、如何にも機宜に適した措置であつた。理論上是れ以上の妙策も名案もなかつたに相違ない。併し理論と實行とが必ずしも一致しないのは、古今の通憾とも謂ふべきものである。尊大自ら持する韓人大臣に敏腕な日本人次官を以てし、或は權限相均しき官職に、日韓兩國人を併用し、而かも此等日韓官吏の所屬系統が一方は韓帝を其の主權者と仰ぎ、他方は統監の監督に屬するのであるから、宛かも兩頭の蛇の如く、事毎に相背馳して、前跋前疐の奇態を現はすことになつた。韓人官吏は、縱令へ自己の無能無識を自覺しても、日本人同僚の忠

言や勸告に服従するほどの雅量を持つてゐない。況して自尊心の満々たる韓人上官が日本人下僚の容喙を甘受する筈がない。韓人からは、奸智とも黠才とも見ゆる日本官吏が、各方面に於て、意氣揚々として得意の技倆を振ふのであるから、さなきだに嫉妬深い韓人が、それを見て、倭奴の跳梁として不快の感を起すのも、強ち無理とは言はれない。曩に光武帝を批評したジョージ・ケナンが、『韓國官吏は啻に日本人の助言に耳を傾けざるのみならず、却つて有らゆる障害物を投じて、半島改善の施設を阻礙せんと試みつゝあり』と評したのは、よく此の間の消息を傳へたものである。政府部内に日韓官吏が反目軋轢してゐる間に、外間に於ては、政府反対派は、内閣大臣を以て賈國奴と認めて、讒誣中傷を逞うし始めた。その上、不義の利福を漁さるを以て一生の能事としてゐた宦官雜輩は、舊帝新帝の身邊に出没して、依然陰謀の畫策に専念してゐた。渠等の中には、太皇帝(前光武帝)に對し、暗夜、宮

門を脱し、漢江より小舟で仁川港に出て、そこから米國軍艦に搭じて青島に逃がれ給へと勧めた者があつた。是れは一寸聞けば餘りに馬鹿げてゐて、何人も信用のできない事柄であつたが、此の勧めに對して、太皇帝の自筆の返事が發見されたので、吾輩も始めて、かういふ計畫を、眞面目で案出した者のあつたことを諒解した。此の返書は、例の趙南昇が持つてゐた。其の文意は、斯の如き事は實行のできるものでない、よしなば、實行し得ることゝするも、吾獨り逃がれて、現帝(太皇帝の長子)を奈何にすべき、又縱令へ現帝と共に逃がるゝも、東京留學中の皇太子(太皇帝の嫡孫)を奈何にすべきといふのであつた。青島播遷を勧めたことに就ては、多少の理由がある。太皇帝が在位の時分に、青島から來たクレーベルといふ獨逸將校の夫人が、ソンタク嬢と譲り合せて、青島に於けるクレーベルの所有邸宅を當時の光武帝に別荘として賣り付けた事がある。此の邸宅へ太皇帝を連れ出さうといふ計畫

であつたと見える。

光武帝退位後の状態は、伊藤統監の憂慮された通り、内政改善の前途に、光明を見るどころでなく、却つて險惡の暗雲が頻りに低迷する有様。そこで保護制度の如き半呑半吐の方法では、日韓双方の幸福を増進することは覺束ない、寧ろ一步を進めて、兩國が合體する方が百年の長計ではあるまいかといふ考を起した者が、日本人中にも韓人中にも出て來た。それを思ひ切つて伊藤統監に言ひ出した者は、當時農商工部大臣から内部大臣に轉じて、一入行政の煩難を感じた宋秉畯であつた。

宋秉畯といふ男は、一種の人傑である。名門の出ではないが、機智才略に富み、進取の氣の旺んな所から、早くも、大院君の眷顧を受けた人である。大院君が失脚して、閔族が勢力を盛り返へした爲めに、宋秉畯は、身に迫る危難を避けんとして、永らく日本に亡命してゐたが、日露戰争の時に、始めて

京城に歸つた。そして、能く日本語に通じてゐる所から、日本軍の通譯となつた。渠は、併し、只の通譯ではなかつた。渠は、當時、日本軍の最も困難を感じてゐた人夫及軍需品を徵發する役目を一手に引き受け、親日派韓人を糾合して、一進會といふ團體を利用し、其の力で物資も人夫もドシ／＼徵集して日本軍を助けた。後年、吾輩が一進會とは、どういふ意かと聞いたら、一致進歩から取つたのだぞ、渠は説明した。渠が日本に居た時に、日本の文明が韓國よりも非常に進んでゐることを深く感じた所から、日本と俱に提携して行かなくては、到底朝鮮の進歩を庶幾することができぬといふ事を、何時も心に銘じて忘れなかつた。吾輩は、明治三十九年の始めに、伊藤統監と共に京城に行つて、まだ間もない頃に、當時英字新聞の主幹をしてゐた舊友頭本元貞と花月樓に會飲したことがあつた。其の時に、頭本が面白い人物を紹介しやうと云つて、使を遣つて呼び寄せると、日本服を着た立派な紳士が

來た。言語應對少しも日本人と變つた所がない。名は野田平次郎と云つた。其の後ち今日まで互に親交を續けてゐるが、此の人が即ち宋秉畯であつた。その時分は、駐劄軍の通譯官をしてゐたが、時々惡戯をして警察官を驚かし政治犯の嫌疑で拘引されたこともあつた。野武士の懷柔に妙を得てゐた伊藤統監は、渠を見込んで、内閣員に取り立てた。併し衣冠の大臣は、渠に取つて餘り勝手がよくなかつたらしい。渠は生れ付いての策士で、今代の蘇秦張儀とも謂ふべき天分を持つてゐた。渠は、伊藤統監が快刀亂麻を斷つ底の英断に出でないで、何時までも、繩墨政治に拘泥して居られるのを見て、齒痒くて耐らなくなつた。そこで、此の迷宮から脱出して一條の活路を見出さんとせば、日韓合邦の外他策なしといふ意見を提出したのである。然るに、伊藤統監は、時機尚ほ早として、之に對し、頓と耳を傾けなかつた。統監は當に同意せざるのみならず、合邦の方向とは全く反対の方向を執り、明治四

十二年の一月から二月にかけて、新帝に勧めて、李朝五百年間、未だ曾て例を見ざる所の南北各道巡狩を企てられた。此の巡狩の計畫は、咄嗟の思付であつた。それは、其の時期が、朝鮮の季節中で、旅行には一番悪い一月二月の交であつたことでも察せられるし、又其の決定と實行との間に、一週間の餘裕も置かれなかつたといふ事實でもよく判る。正月の二日に李首相と相談し、三日に決定し、四日に世上に發表し、七日に實行するといふ、迅雷耳を掩ふに暇あらざるほどの速力で決行されたのである。是れは日韓兩側から彼れ此れ喙を容るゝ餘地を存せざる爲めであつた。統監の隨行員の如きも、一夜の中に悉く取極められて、夫々受持の役目が定められた。時恰かも、正月三日の休暇日であつたので、寵妓を擁して、使者の捜索し得ざる方面に隠れてゐた爲めに、隨行の選に洩れた者が一人ばかりあつた。其の中に這入る筈の吾輩は、電話の通ずる旗亭に長夜の宴を張つてゐたので、急命に接するや

否や、夜中何事が出来たのかと、あわてゝ統監邸に馳せ参じた。すると、統監は、今度新帝と共に地方を巡遊することになつたから、豫定の各地に於ける送迎の用意、宿泊の割當などの指圖をする任務を以て明朝京城を出發せよと命ぜられた。尤も巡狩は韓帝統監同列にて、一月七日に京城を出發し、大邱、釜山及馬山を巡歷して同月十三日京城に歸還するといふ豫定であつた。韓國代々の元首は、朝鮮王の昔から、都城以外の地を踏まれた例がなかつたのに、時もあらうに嚴冬の候に際して、何の前触れもなく、出し抜けに斯かる未曾有の大事を斷行せられるとは、どういふ事情か、何の目的か、餘りと云へば、突飛な企てだと、吾輩は心に思つたが、そんな疑問を發すべき場合でないから、唯々仰天したばかりで、早速御請をして、行李勿々、翌朝未明に出發した。此の南巡が首尾能く済むと、直ぐ二週間目に、前と同じやうに突如として、北巡を企てられた。今度は一月二十七日に京城を出發し、平壤

新義州、義州、開城を巡歴して、二月三日に歸還された。此の南北巡狩中の十五日間に於て、伊藤統監は、到る處に於て、日韓官民を會して得意の雄辯を振はれた。其の中に就き、左の數言は、吾輩が特に注意して聞いた所である。

『韓國皇帝ガ祁寒ノ候ヲ冒シテ、宮城ヲ出デ給フハ觀光爲榮ノ爲メナラズシテ親シク地方ノ民情ヲ視察セムガ爲メ也、而シテ本官ニ委ヌルニ輔翼ノ任ヲ以テシ給ヘルハ、日韓兩國ノ親和ヲ較念セラル、ガ故ニ外ナラズ』

『韓國地方ノ狀況ハ未ダ靜謐ニ歸セリト謂フベカラズ、是ヲ以テ韓帝陛下ハ偏ニ人心ノ平穩ニ復シ我が扶導ニ依リ韓國ノ富強ニ赴カムコトヲ切望シ給フ也』

『日韓人ノ孰レヲ問ハズ、韓帝愛民ノ教旨ヲ服膺シテ其ノ盛德ヲ仰ガザルベカラズ、日本ガ韓國ヲ保護スル所以ノモノハ、韓國ノ力微弱ニシテ自ラ其ノ邦土ヲ守ル能ハザルニ由ル、韓帝巡狩ノ眞意ハ、民力ヲ滋養シテ富強ヲ圖リ、以テ自ラ國家ノ維持ニ當ラムトセラル、ニ在リ』

伊藤統監が隆熙帝の南北巡狩を勧められた本旨は、收めて此等數言の中に在りと見るべきである。伊藤統監は、地方巡遊の結果、若し保護制度の下で

永く韓國が治め得られるといふ見込が立つならば、何も併合の如き劇變を加へるにも及ぶまいと考へられたに相違ない。併し地方の状況は、統監の豫想とは、大分懸け離れてゐた。統監は、一方に、無謀の暴民が少からずとするも、他方には、必ず日本の韓國保護の眞意を理解してゐる有識階級が多からうと思はれた。然るに郡守、兩班、儒生等の如き上流者を召集して、演説を試みられた時でも、聽衆中から往々妄評を挾む者が出た。大邱に於て、日本理事廳の前面の廣場で、演説せられた時などは、囂々として批評の聲を放つ者があつたので、統監は赫として怒り、「此の統監は、箇々の意見を聞く者に非ず、韓人たる者須らく全國を擧げて其の方向を一變せざるべからず、諸君の中、日本に抵抗せんとする者あらば、來り試みよ」と言ひ放つて、壇を降られた。又統監が、北巡の最終日に、開城で開かれた歡迎會の席上に於て、演説せられた時には、流石の統監も、悲觀的語氣を洩された。

『韓國ノ微弱ナルハ韓人如何ニ自負スルトモ否認シ得ベキ所ニ非ズ、其ノ進歩ヲ求ムルニ於テ日本ノ保護ニ依ラズンバ是レ百年河清ヲ待ツニ等シ、韓人が我ヲ歎ビ迎フルト將タ我ヲ厭ヒ斥クルトハ我が願ミル所ニ非ズ、日本ハ韓國ノ現狀ヲ坐視傍観スルヲ得ズ、益々勇往邁進シテ保護ヲ加フルノ厚カラムコトヲ期セザルベカラズ、今回南北ニ涉リテ親シク觀察ヲ遂ゲタル結果、特ニ此ノ感ヲ深ウセリ』

伊藤統監の京城歸着後に於ける感想を察するに、南北巡歷は、世間で思つたやうに、必ずしも韓帝の尊嚴を國民に知らしめんとの趣旨ではなく、將來の對韓策に關する瀬踏みであつたかに思はれる理由がある。保護制度實行後三年有半、施政の改善に於て幾多見るべき成績があつたには相違ないが、匪徒暴民は依然として所在に横行して、剽掠虐殺を逞うし、日本居留民などは其の生命財産の危険を賭するに非ざれば、一步も市外に出ることができないほどの混沌狀態であつた。伊藤統監の明を以てして、之に對し、何等の變革をも加へずに、其の儘に放任して置かうと思はれる筈がない。本書の弊頭に

述べて置いた靈南坂會見は、巡狩終了の時から僅か二箇月の後ちである。其の時伊藤統監が唯々諾々として、桂首相小村外相の併合案に同意せられたのは統監が、既に業に韓廷の救治に匙を投げて居られたからである。

併し性急な宋秉畯は、伊藤統監の底意を察し兼ねたと見え、北巡から歸ると直ぐに、辭表を提出した。統監が如何に慰撫しても聞き入れない。渠は在官の儘東京に去つた。宋秉畯は、他の内閣大臣と共に、南北巡狩に隨從したのであるが、内心不平滿々、始終酒を飲んで氣を吐き、汽車の中で、口論の結果、侍従武官を擲つたこともあつた。それに、巡狩の眞最中、京城に於て政府反対派の中に太皇帝に内奏して、曩に慮外にも退位を強要した國賊李完用と宋秉畯とを巡狩の途中に於て誅戮し給ふべしと勧めた者があり、太皇帝が之に對し然るべしとの御沙汰を下されたとの風説が起つた。是れは單に風説に止まらず、例の如く、後ちに至つて、太皇帝の手翰が發見された。太皇

帝は餘程李宋の二人を怨まれたものと見えた。宋秉畯が東京に行つたのは、危険を避ける思惑もあつたらうが、渠が衷心から日韓合邦を以て韓國を救ふ唯一の途であると信じて、其の實行に努力する爲めであつた。

宋秉畯の直話に據ると、渠は、東京に行つてから、直ぐに、桂總理大臣に面會して、合邦論を持ち出した。桂首相は、其の趣旨は可なりとするも、實行が極めて困難ではないかと言はれた。宋君は『それは譯も造作もない事である、一億もあれば立派に實行が出来る』と答へた。桂首相は、『一億圓は、日本の身代としては、大金ぢや、餘り高かすぎはせぬか』と値切らうとした。宋君は『いや斷じて高くはない、考へても御覽なさい、八千六百方哩の面積と二千萬の人口とを持つてゐて、その上、何十億とも何百億とも知れぬほどの富源を持つてゐる韓國を買ひ取る代價としての一億圓は、法外に安いものだ』と言ひ張つたといふことである。かくて、縁日の植木屋と素見客との懸

引見たやうな事で別れた。併合實行の爲めに、實際使つた金額は、僅かに三千萬圓に過ぎなかつたから、宋秉畯の言値の三分の一で済んだ譯だ。それは後の話であるが、宋秉畯は、間もなく當時一進會長をしてゐた李容九と協力して、盛んに合邦論を唱へ始めた。其の經緯は、後段に述べる。

伊藤統監は、南北巡遊を終つて、二週間の後ちに歸朝せられた。さうして統監辭任の決意を定められたのは、三月であつた。翌月の十日に、始めて、桂首相、小村外相の提案に係る韓國併合の方針及手續を見て、之に同意せられたのは、第一章に述べた通りである。伊藤統監の辭任は突然の出来事ではなかつた。其の前々年の明治四十年九月十九日發布の官制で新たに副統監を置かるゝこととなり、其の月の二十一日に、曩に日露戰役中の大藏大臣として令名を博した曾禰荒助が、副統監に任命せられたのは、伊藤統監が、時機を見て、其の職を曾禰副統監に譲らんとする下心を持つて居られたからであ

る。統監の交迭が、それから約一年有半の後ちなる、明治四十二年の六月十四日に至つて漸く行はれたのは、豫定より餘程遅れた譯である。伊藤公は、其の發表後、事務引繼の爲め、七月一日に大磯を出發して京城に行かれ、七月十五日に歸京せられたが、公は、七月六日に統監邸に開かれた別宴に於て韓國內閣大臣以下日韓の大官に對して左の如き一場の告別演説を爲された。

『予ガ統監ノ職ヲ奉ジ、韓國ニ蒞ミテヨリ既ニ三年有半ニ及ベリ。當初命ヲ拜スルニ際シ、予ハ至尊及政府ニ對シ、老衰ノ躬、到底其ノ任務ヲ全ウシ得ザルベキモ、對韓政策ノ端緒ヲ啓クハ敢テ辭セザル所ナルヲ答へ置キタリ。一昨年ニ至リ、新タニ副統監ヲ設クルコトニ官制ヲ改メラレタルガ今回愈々職ヲ副統監會補子爵ニ讓ルコトナレリ。新統監ハ舊來ノ方針ニ依リ日韓ノ親和ヲ圖リ、兩國ノ皇室及人民ノ爲ニ盡瘁セラルルコト疑ヒナシ。從來衷心ヨリ予ノ命ニ從ヒタル者モ、又内實反對ナガラモ、職務上予ニ服從シタル者モ、一齊ニ新統監ノ爲ニ奮勵セザルベカラズ。今日ノ事情ハ、予ノ就任當時ト大ニ異ナル所アリ、時勢ノ變遷洵ニ顯著ナルヲ見ル。予ノ特ニ感動セルハ今回韓帝ヨリ賜リタル親翰中ニ日韓利害共通ナル詞アリタルコト是レ也。兩國民ハ宜シク區々タル論争ヲ止メ、一致戮力、以テ日韓一家タルノ實ヲ舉ゲザルベカラズ。』

此の時、伊藤公は、胸底深く、韓國併合を以て終に止むなき歸結であるといふ觀念を藏めてゐられたのであるが、此の別宴に列した日韓官吏は、單に『利害共通』乃至『日韓一家』の言辭を聞いた丈けでは、固より公の眞意を推し測ることができなかつた。唯々後ちに至つて、それを思ひ合せたのみであつた。併し、統監交迭後に於て、我國の對韓政策に、必ず一大變化が起るであらうと、當時無心の吾輩にも感ぜられた事が、外にもあつた。それは、伊藤公が事務引繼の爲に京城に留つて居られた僅か十日間の中に、韓廷と協議を遂げ、覺書を以て、韓國の司法事務と監獄事務とを我國に委任せしめたことである。此の覺書には、表面曾禰新統監の名が署してあるが、實は伊藤公自ら韓國首相李完用と談判して決定せられたのである。(章尾覺書參照)。

其の趣旨は、勿論、韓國に於ける内外人民の生命財産を完全に保護せんとする目的であつたに相違ないが、他の一面より見れば、韓國政府が自ら司法

權を執行すべき能力を缺いてゐた事實を立證したものである。茲に外交事務及司法事務を擧げて、之を我が手に收めた上、殘る行政權さへも統監の指導に俟つことになつてゐるのであるから、韓國の統治權は、其の實質に於て既に我國に移つたも同様であると見ることができる。苟くも國家變遷の歴史を知るほどの者は、如何に迂闊でも、一葉も二葉も落つるを見て、尙ほ且つ、秋の近けるを感じないことはできなかつた。

伊藤公は、七月十五日に仁川から軍艦に搭じて、歸朝の途に就かれた。本書第一章の末尾に添へた倉知鐵吉の覺書に、『外相は當時（七月）右基礎案寫を桂首相の外に、伊藤公にも提出せられたるが如く云々』とあるは、公の歸朝後間もなきことである。尙ほ倉知は、公の滿洲行に先だち韓國處分案に就き公と會談したと言つてゐる。されば、伊藤公は、韓國併合の主唱者でなかつたにもせよ、陰に陽に其の實行に力を效されたことは、疑ふの餘地がない。

殊に公の性格として、外交方面に多大の注意を拂つてゐられたので、韓國併合に先だち、我が兩隣の露支兩國と意思の疏通を圖るの必要を感じられたに違ひない。公は、七月に歸朝し、八月中は、東京留學中の皇太子を伴うて、東北地方を巡遊して北海道に及び、到る處で韓國問題に關する所感を演説せられたが、十月の初旬には、當時露國政府の有力者として知られたる大藏大臣ココフツオフと哈爾賓に會見せんが爲め、満洲行を企てられた。公は、其の月の二十六日の午前九時に、哈爾賓停車場に到着し、折柄公を待受けて居たココフツオフの求に應じて參列軍隊の檢閱中、突然韓人安重根の狙撃に會ひ、六十九歳を一期として、落命された。伊藤公薨去の電信は、丁度、吾輩が曾禰統監に隨行して、仁川に出張してゐた時に、到着した。吾輩は、驚愕の餘り、暫くは事實とも思はなかつた。

『伊藤公今朝九時哈爾賓着停車場ニテ大藏大臣ノ請ニ依リ軍隊檢閱畢ルヤ韓國人ヨリ「ピストル」

ニテ狙撃セラレ三發命中直ニ列車内ニ連還リシモ午前十時終ニ薨去セラル犯罪人ハ直ニ取押ヘラ  
レタリ露國側ニ交渉シ其ノ汽車ニテ直ニ長春ニ引返ヘス森祕書官川上總領事田中滿鐵理事モ負傷セ  
シモ孰レモ輕傷ナリ森ノ傷ハ腕ヨリ肩ニ抜ケ居ルモ輕シ川上ハ入院森ト田中ハ此汽車ニ乗り込ミタ  
リ』

伊藤公は、先づココフツオフに對して、韓國事情に關する自己の實驗談を試みて、其の諒解を求め、それより、更に北京に入りて、支那政府の當路者にも會見せらるゝ筈であつた。公の使命は、其の亡魂と共に、遂に地下に葬り去られて了つたけれども、此の悲劇的最期は、公の舌頭より出づる千言萬語よりも、一層雄辯に、其の使命を物語ることになつた。文明的經世家として、寛厚なる政治家として、世界に知られたる偉人をば、多少なりとも教育ある韓國人が、白晝、稠人の環視を冒し、精銳なるブラウニング式ピストルで、一擊の下に、慘殺したといふ事實は、韓國人が、如何に蒙昧で、如何に冷血で而かも如何に陰險なるかを、容易に想像せしむべき實物教訓となつた

のである。ココフツオフは、伊藤公より詳細なる口頭説明を聞くよりも、此の一事を通じて、當時に於ける韓國の内情を、一層徹底的に諒解したに相違ない。北京政府とてもその通り、公の訪問を俟たずして、能く其の使命の那邊に在るかを察し得たに相違ない。別して、此の凶報に接した韓廷は、誠意を傾けて韓國の爲に盡された恩人を、韓国人自ら手を下して殺したのであるから、其の贖罪の爲には、如何なる犠牲を拂ふも是非がないと覺悟を定めたに相違ない。吾輩は、始終、伊藤公と豊太閤とを聯想してゐた。其の身を百姓の家から起して、位、人臣を極めた所、眞に古今符節を合はすが如きものがある。併し秀吉の末路は、甚だ振はずして、而かも渠は壘の上で死んで了つた。博文は、其の生涯を通じて着々新生面を開いたのみならず、終りに及び、朔北の荒野に壯烈なる死花を咲かして、それが又國に報ゆる偉大の效果を齎らした。韓國併合は、之が爲めに、其の時機を著しく早めたるのみな

らず、其の實行を頗る容易ならしめた。

(參照)

韓國ノ司法及監獄事務ヲ日本政府ニ委託ノ件ニ關スル覺書

日本國政府及韓國政府ハ韓國司法及監獄事務ヲ改善シテ韓國臣民並在韓國外國臣民及人民ノ生命財産ノ保護ヲ確實ニスルノ目的ト韓國財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルノ目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

第一條 韓國ノ司法及監獄事務ノ完備シタルコトヲ認ムルトキ迄韓國政府ハ司法及監獄事務ヲ日本國政府ニ委託スルコト

第二條 日本國政府ハ一定ノ資格ヲ有スル日本人及韓國人ヲ在韓國日本裁判所及監獄ノ官吏ニ任用ヲ適用スルコト

第三條 在韓國日本裁判所ハ協約又ハ法令ニ特別ノ規定アルモノノ外韓國臣民ニ對シテハ韓國法規

第四條 韓國地方官廳及公吏ハ各其ノ職務ニ應シ司法及監獄ノ事務ニ付在韓國日本當該官廳ノ指揮命令ヲ受ケ又ハ其ノ補助ヲ爲スコト

第五條 日本政府ハ韓國ノ司法及監獄ニ關スル一切ノ經費ヲ負擔スルコト

—**朝鮮の合併裏面**—

右各其ノ本國政府ノ委任ヲ承ケ書日韓文各二通ヲ作り之ヲ交換シ後日ノ證トスル爲記名調印スルモノナリ

明治四十二年七月十二日

隆熙三年七月十二日

統監子爵 曾禱 荘助  
内閣總理大臣 李 完用

## 第五章 日韓合邦の建議

伊藤公が哈爾賓に於て、韓國人安重根の兇手に仆れたのは、公が統監の職を去つてから、僅かに三閱月の後ちに過ぎない時であつた。此の意外の出来事に對し、何人も驚愕せざる者はなかつたが、殊に韓廷に取りては、正しく青天の霹靂とも感ぜられたであらう。韓廷は此の偉人が意外の奇禍に罹れる事を悼むと共に、日本が之を奇貨として何等か重大なる要求を提出し來らざるかとて、戰々兢々の想を爲した模様であつた。そこで、首相李完用は、溫厚の君子人たる度支部大臣高永喜と謹恪にして我邦に多數の知友を有する農商工部大臣趙重應とを東京に特派して、伊藤公の薨去に對し弔意を表せしむると同時に、我が政府の意向を探らしめた。併し兩大臣は、前者の使命を達しに止まり、後者に就ては、何の得る所もなく、空しく歸つて來た。此の時

恰かも、日韓合邦論が、意外にも韓國人中から唱へ出されたのである。

此の歲の十二月四日に、一進會長李容九は、一百萬の會員と二千萬の民衆を代表すると稱して、日韓合邦の意見書を曾禰統監に差出し、更に同様の建議を首相李完用に送り、尙ほ韓帝に上奏文を奉呈した。其の孰れも、當時公表を禁じられた爲に、世間に知れなかつた。統監に送つた意見書は左の如きものであつた。

『韓國ノ地勢タルヤ、東南ハ海ヲ夾ンデ日本ニ聯リ以テ制海ノ天機ヲ握リ、西北ハ境ヲ二強ニ接シ以テ長白ノ地喉ヲ扼シ、内ニ在テハ江湖ノ匯注スル所、山岳ノ起時スル所、風雨祥ヲ呈シ百穀瑞ヲ致シ、地下ニハ金鐵無盡ノ寶藏ヲ伏シ、水上ニハ鱸魚不貲ノ富庫ヲ浮ズ、天ノ惠ム所斯ノ如ク饑カナルニモ拘ラズ、二千萬衆ノ貧弱ニ泣キテ文明ノ域ニ進ム能ハザルハ何ゾヤ、是レ職トシテ建國ノ國是定ラズ、經國ノ大本立タズ、其ノ國力ヤ每ニ強鄰ノ勢ヲ賴ミ其ノ民生ヲ終ニ持久ノ計ナク、小弱ニ屬株シ自ラ劍去ツテ舷ヲ刻ムノ愚ヲ知ラザルニ由ル、大日本天皇陛下ノ至仁至德ニ賴ルニ非ズンバ、既ニ久シク沈淪ノ極ニ達シタル韓國ノ君臣ハ天日ヲ今日ニ仰ゲヲ得ズ、文明ヲ將來ニ望ムニ由ナカラントス、義ニ保護制度ヲ施カレテヨリ、韓國ノ日本ニ於ケル利害既ニ相倚リ、政教已ニ相

和ス、日韓ノ關係ハ實ニ慶弔一家ヲ致ス、而シテ方今ノ國際關係タルヤ蓬々然トシテ變幻極マリナク、朝夕ヲ計ルベカラズ、一朝兩國相保タザルノ事情ヲ生ゼン歟、現狀ノ賴ムニ足ラザルヤ知ルベシ、故ニ邦家萬世不拔ノ洪基ハ唯ダ宜シク今日太平無事ノ際ニ於テ日韓合邦ヲ創立スルニ在リ、是レ獨リ韓國自ラ保ツノ策ノミト謂ハンヤ、亦日本自ラ衛ルノ道ナリ、實ニ日本自ラ衛ルノ道ナルノミナラズ、兩翼身ヲ鼓シ兩輪輿ヲ行リ、陽ニハ以テ東亞ノ時局ヲ支持シ陰ニハ以テ世界ノ平和ヲ保障スベキナリ』

又韓帝に奉呈せる上奏文は、言辭更に沈痛を極めてゐた。其の梗概は左の如きものであつた。

『我ガ大韓國ヲ以テ之ヲ病夫ニ擬セン歟、其ノ命脈ノ絶エタルヤ既ニ已ニ久シ、臣等呼號スルハ徒ラニ死屍ヲ抱キテ慟哭スルノミ、人未ダ死セズト謂フハ徒ラニ死屍ノ猶ホ生ケルガ如キフ見ルガ故ノミ、嗚呼臣等今ニ至リ斯ノ死屍ヲ奉ジテ安クニカ適歸ゼン、日韓合邦シテ一大帝國ヲ新造スルノ議ハ二千萬同胞ガ初メテ死處ヲ知リ新ニ其ノ生ヲ得ルニ庶幾カラん歟、日本天皇陛下、天縱ヲ以テ開國ノ運ニ膺ラセラレ、萬世一系ノ祖徳ヲ揚ゲ二千五百年建國ノ鴻業ヲ丕ニシ給フ、其ノ信其ノ義山ノ知ク斗ノ如シ、我ノ清ニ没セザリシハ豈ニ天皇ノ德ニ非ズヤ、我ノ露ニ入ラザリシハ豈ニ天皇ノ七ニ非ズヤ、然ルニ我レ向未ダ斥倭ノ氣ヲ載メズ、每ニ恩ニ報ユルニ怨ヲ以テシ徒ラニ排日ヲ

事トス、續然トシテ之ヲ思へバ豈ニ禽獸ノ心ナラズヤ、幸ニシテ今我が輿論ノ合邦ニ傾注セルへ民衆ノ漸ク天ニ向ウテ唾セシコトヲ覺レルヲ見ルベシ、幸ニシテ我ト日本ト本ト同族ニ出デ、未ダ枳橘ノ隔異ヲ生ゼズ、今相闘グノ未ダ甚シカラザルニ及ビ、廓然其ノ疆域ヲ撇シテ疾ク兩鄰ノ藩離ヲ劃除シ兩民ヲシテ自由ニ一致教下ニ遊ビテ均シク同居同治ノ福利ヲ享ケシメバ、誰レカ彼此ノ兄弟タルヲ辨ゼン、日本天皇陛下ノ至仁ナル、其ノ我ガ二千萬同胞ヲ化育シテ善ク同等ノ民タラシメ給フヤ必セリ、果シテ然ラバ保護民若クハ劣等國民ノ名實ヲ蟬脱シ一超シテ新大合衆、世界一等民族ノ列ニ上リ、憂患始メテ開キ星鳳凰相見ルヲ得ベシ』

一進會が、此の斷乎たる手段を執るに至つたのは、宋秉畯と李容九との畫策に出でたことは、言ふまでもない。宋秉畯が、日露戰爭の時に、一進會を率ゐて、我國の便益を謀つたことは前章に述べた通りであるが、其の時分に舊東學黨の領袖で、さうして侍天教の首長となつてゐた李容九が、別に進歩會を組織した。其の意向は宋秉畯の一進會と同じく日本に頼らんとするに在る所から、自然互に接近せんとする傾があつた。殊に宋秉畯と李容九とが、

個人としても懇意な仲であつたので、宋秉畯は、李容九の門地聲望を利用するを得策と考へて、李容九を一進會の會長たらしむる條件で、進歩會を一進會に合併することに協議を纏め、宋秉畯自ら其の帷帳に在りて實權を握ることになつた。それが、明治三十七年八月の事であるが、其の時から、趣意書を公にして、機關新聞を發刊し、大に黨勢を擴張すると同時に、我が行軍に便宜を與へ、又進んで我が對韓政策の遂行に貢獻したのであつた。爾來一進會は親日主義を固持し、終始一貫、毫も渝る所がなかつた。宋秉畯が早くから合邦説を伊藤、統監及桂首相に説き勧めたのも、實は其の背後に一進會なる團體を持つてゐたからである。宋秉畯は、韓帝巡狩の後ち東京に行つたが、日本の廟議が、韓國併合に傾いてゐたことを確めたので、さてこそ、李容九と協議して、斷然日韓合邦の建議を提出すると同時に、其の宣傳運動に着手したのであつた。

是の時合邦説を提唱したものは、獨り一進會に止まらず、大局の何時か轉迴せざるべからざる氣運を見抜いてゐた大韓商務組合、國民同志贊成會等の團體及十三道儒生の代表者と稱する者も亦國家百年の大計を定めむとせば、日韓兩國の宜しく一家たらざるべからざる所以を唱へ始めたのである。併し他方に於ては固より反対派が多かつた。國是遊說團、大韓協會、皇城基督教青年會員、大韓毎日申報社員等がそれであつた。渠等は或は新聞の論説に或は演説會に、極力合邦説を非難し、元老閔泳韶の如きは會禴統監に激越なる一書を送り、一進會員を以て兇逆の徒と爲し、其の巨魁宋秉畯、李容九等を嚴罰せざるべからずとまで迫つた。

首相李完用は、大韓協會を率ゐて、合邦論に反対せしめたのであるが、頑迷なる一派の韓國人は、李首相を以て、賣國奴の元兇と思ひ込んでゐたと見える。其の中の血氣の一青年は無謀にも李完用の暗殺を企てた。此の歲の十

二月十七日に白耳義皇帝レオポルド二世が崩御せられたので、同月の二十二日に、其の追悼式が、京城駐在同國總領事の主催の下に京城の佛蘭西教會で行はれた。當日日韓の大官、外國の各領事全部及居留民の重なる者が、大勢參集した。その散會の時に、李首相が人力車に乗つて、教會の門を出でんとする一剎那に、李在明といふ一青年が、「匕首を閃かしつゝ群衆中より躍り出でて、先づ其の背後から一撃を加へ、尙ほ其の車から落つる所を追うて、更に其の側腹を刺した。兇漢は、護衛の巡査に捕へられながら、英語で、『I am dying for my country.』=吾は我國の爲めに死せんとすと叫んだ。

吾輩も其場に居合せたが、此の青年韓人の態度は、謀殺の大罪を犯すといふよりも、寧ろ大入の劇場で、俳優が、シーザーを殺すブルタスの役でも勤めてゐるやうに見えた。渠が英語で叫んだのは、外國人の群衆が渠を環視してゐたからであらう。李首相の負傷は、餘程の重態で、其の背部の創は、肺に

達し、創口から呼吸が洩れるほどであつた。幸ひ、外科手術の名醫佐藤進博士が大韓病院長となつて居られたので、其の力で一命を取り留めることができた。佐藤博士は、「普通の人ならば、氣死するほどの大傷であるが、豪膽な人物だけに、治療の効が案外に好かつた」と話された。

日韓合邦贊否の議論が、幕々として、恰かも其の絶頂に達した際、殊に首相の遭難で人心惱々たる折柄、統監内閣員會議が、統監邸に開かれた。それは、明治四十二年の最終會議で、時は十二月二十八日の午前十時であつた。

内部大臣朴齊純は、首相代理として、先づ口を開いた。

『今年ハ何等ノ凶歲ゾ、伊藤公ノ遭難ハ獨り我等箇人ノ痛悼スル所ナルノミナラズ、實ニ東洋全局ノ一大恨事ト謂ハザルベカラズ、爾來未ダ三閱月ナラズシテ李首相亦児徒ノ襲撃ニ遭フ、其ノ命ヲ殞スニ至ラザリシハ不幸中ノ幸ノミ、而シテ今又最モ憂フベキ現象ノ見ル、ソハ言フマデモナク一進會ノ合邦論ナリ、之ガ爲メ人心ノ激昂今將サニ絶頂ニ達セントス、政府ハ其ノ責任上最早ヤ默止スペキニアラズ、之ニ對シ相當ノ手段ヲ執ルヲ要ス』

學部大臣李容植も亦應急の處分として直ちに一進會を解散し、首謀者を處罰すべしと主張し、意氣頗る軒昂であつた。曾禰統監は之に答へて、

『一進會若シ不穩ノ舉動ニ出デ治安ヲ妨害スルニ於テハ、固ヨリ斷然タル處分ヲ要スルヤ論ナシ、然レドモ唯ダ言論ニ訴フルニ止ラバ、漫リニ其自由ヲ抑制スペカラズ、今日ノ策ハ所謂合邦論ニ對スル賛成派ト反對派トノ孰レヲ問ハズ、平地ニ波瀾ヲ起シ人心ヲ煽動スルガ如キ行爲アルヲ豫防スルニ在リ、予ハ來春早々上京スペキヲ以テ、此ノ事ニ付キ、本國政府ト充分ナル打合ヲ爲スベシ、各位心ヲ安ゼヨ』

と慰撫された。之より先き、曾禰統監は、新聞記者に其の意見を發表し、當時帝國政府は日韓合邦の意思を有せず、假りに合邦を可なりとするも、大に其の時機と國狀とを考量せざるべからず、例へば日本に於ける廢藩置縣の如きすら約十年に亘りて各地方の不平暴動を醸し、且土分に對し名狀すべからざる殃を貽したるを視れば、數千年來の歴史を有する國家の廢合は容易の業に非ざるべきを説かれた。其の意蓋し以爲らく、韓民が、將來我が施政に心

服する時機に至らば、暗遷默移の間、自然に兩國の結合を實現するを得べしといふのであつた。曾禰統監が、衷心から斯る意見を懷いて居られたのか、又は表面を装ふ一時の策略であつたのか、當時吾輩は、頗る諒解に苦んだ。統監は、此の頃から兎角健康が勝れぬ所から、其の意氣も自然平生の潤達に似ぬやうに見えた。果然、統監は、翌年早々歸朝されたなりで、無情なる二豎に妨げられ、再び京城に還ることができなかつた。

## 第六章 曾禰統監より寺内統監

一進會の導火に依つて、一時爆發したる日韓合邦贊否の群議は、曾禰統監が、中正の態度を執つて、之が抑制に努めた結果、韓國に於ては、稍々小康を得たが、其の火の手は忽ち轉じて、日本の方に飛び移つた。

伊藤公と緩急の意見を異にした爲に、辭表を出して飄然東京に來た宋秉畯は、間もなく、内部大臣の職を免ぜられたので、それから、熾んに朝野の間に奔走して、頻りに合邦論を高唱し出した。『かの一進會が日韓合邦の建議をしたのは、宛かも熨斗を附けて一國を進上せんと言ふのに異ならぬものである。曾禰統監の不明なる、却つて耳を反対派に傾け、此の貴重なる進物を投げ返へさむとしてゐる。愚も亦極まれりと謂ふべきだ。韓國に於ける運動は、曾禰統監の壓抑に由り、一時或は頓挫するかも知れないが、日本の方に

は、有識の士が多いから、此の企畫の必ず成功すべきことを信じて疑はない。』など、言つてゐた。日本の新聞記者は勿論、在野の名士中にも、宋秉畯の激越なる痛言に共鳴する者が少くなかつた。殊に大隈重信の如きは、例の高處大觀の見地より、『韓國の外交内治の實權を、悉く我が手に收めたる今日、合邦を云々するが如きは迂の極だ。合邦は事實上既に成立してゐる、殘る所は只形式のみだ。』と断言した。他方に於ては、日韓併合を以て未だ其の時機に非ずと爲す者もあつた。其の論旨は、之が爲め、徒らに我には負擔を増し、彼には紛擾を醸し、兩損あるとも、隻益もないから、寧ろ假すに年所を以てして、兩國民の融和を俟つに若かずといふのであつた。板垣退助の如きは、一進會長李容九の間に答へた書面の中に、『若し韓國の輿論にして一に歸せば其の境域を撤して合邦するも亦可なり、豈に遽かに貴一進會一部の言に聽いて輕々しく之を断ずべけんや、足下夫れ焉を思へ』と言つたほどであつた。

かくて、日本の國論は、段々沸騰して來たが、肝腎の曾藩統監は不幸にして、不治の病に罹り、到底、其の重職に留るべくも見えなかつた。統監は、明治四十三年一月の上旬に、京城を出發して、上京の途に就かれたが、途中から、病勢益々昂進して、醫師は、終に其の病性を胃癌と診斷した。それが爲め、曾藩統監は、東京に着かれて、未だ對韓政策の打合を爲すに及ばずして、早くも湘南片瀬の別荘に移り、日夜藥餌に親む人となつて了つた。

さうかうする中に、併合の方針が、桂首相、小村外相、山縣樞相、伊藤前統監の間に決定せられた時から(第二章參照)、最早や一年近くも経過した。曾藩統監が、愈々再び起つことができないと極つたので、其の後任として陸軍大臣寺内正毅が任命せられることに内定した。次ぎの統監の當面には、差し詰め、日韓併合の重大事件が控へてゐたので、隨分大役であつた。東洋の大政治家と言はれた伊藤公の後を承けて、此の難局に膺るのであるから、新

統監たる者は、非凡の見識と、抜群の手腕とを有する人でなくてはならなかつた。然るに、其の選が、陸軍大臣たる寺内正毅に當つたに就ては、内外人をして多少危惧の想を爲さしめたに相違ない。併し寺内陸相は、一介の武弁ではなかつた。渠は陸軍大臣を十年も勤績した人で、常に軍事のみならず、他の行政事務にも精通し、或時は外務大臣をも兼任したことがあり、又西園寺内閣の時には、世間から、副總理の評判を受けた。昔佛國に留學したので佛語が解るし、其の後ち、歐米を視察して、外國の事情にも相應の知識を有してゐたし、別けて、韓國問題に對しては、特別の注意を拂つてゐた。性質は、其の名の如く、嚴正剛毅であつたが、さりとて一本調子に堅いばかりでもなく、内々ながら、一寸藝者を買ふことも心得てゐて、却々人情の機微に通じた血も涙もある人物であつた。殊にその特性は、宛かも、かの象の鼻が大木を挫くと共に細針をも拾ふやうに、大事に當つて、大膽なると同時に、

細做に處しても細心なることであつた。當時の韓國問題を解決するには、寛  
嚴並行の資格が、最も緊要であつたから、此の大局に處して相當の成功を舉  
げ得べき適材は、或は此人の外には見出すことができなかつたかも知れぬ。  
吾輩は、其の統監就任の内定後間もなく出京を命ぜられて、寺内陸相に會つ  
たが、其の時に、渠は、先づ口を開いて、「今回、料らずも、大任を引受けける  
ことになつた。實は、桂首相から抜き差しならぬ相談を受けたのである。此  
大任に當る者は、今の處、二人りより外にない、若し君が行かぬとなれば、  
止むを得ず、吾輩が、首相の職を君に譲つて、自ら出馬する外はあるまいと  
言はれたので、遂に餘儀なく承諾することになつた」と語られた。此の話で  
も、寺内陸相選任の消息がよく判るであらう。併し、愈々五月三十日に正式  
の任命があつた時に、陸軍大臣の本官で、統監を兼任することになつたので、  
或は、併合を實行した後には、其の統治任務を、他の適任者に委せやうと

いふ底意であらうと、吾輩は推測した。恐らく、本人も世人も、始めは、さう思つたに違ひない。

寺内新統監は、それから、着々併合實行の準備に取り掛られたのであるが、好し、併合の方針が、既に確定しても、之を實行するには、適當の機會を擇ばねばならぬ。寺内統監の先づ確めんとしたことは、其時機の問題である。此の時、統監の最も近親してゐた部下の有力なる一人から漸進説が出た。それは、先づ韓國に於ける施政の改善を遂行し、韓民の我に歸服したる後に至り併合を實行するを得策とすと言ふのであつた。統監は、此の漸進説の意見書を吾輩に示して、批判を求められた。吾輩は、之に對し、大要左の如き反對意見書を出した。

先づ施政ノ改善ヲ遂行シ、韓民ノ我ニ歸服シタル後ニ至リ、併合實行スルヲ得策トストノ説ハ、一見頗ル穩健ニシテ妥當ナルガ如シト雖モ、今一步ヲ進メテ攻究スレバ、是レ畢竟實際ノ事情ニ迂

ナル紙上ノ空論ナリト謂ハザルベカラズ。若シ善政良治ニ由リテ、韓民ヲ懷柔シ得ベシトセバ、丹心誠意ヲ傾ケテ文明ノ制度ヲ舉行セムト努メタル四年有餘ノ保謹政治ハ、當サニ大ニ韓民ノ信賴ヲ博スベキ筈ナルニ、事實ハ正ニ之ニ反シ、伊藤公ノ威風ト德望トヲ以テ彼ニ在ミタルニモ拘ラズ、尙ホ彼ハ改善政策ヲ歡迎セザルノミナラズ、其ノ官民ヲ別タズ、面從腹背、斷ヘズ陰謀詭計ヲ廻ラシ、益々排日ノ氣勢ヲ加ヘ來リ、流石大量ノ伊藤公ヲシテ、宛カモ良醫ノ是ヲ投グルガ如ク、慨然トシテ引キ去ラシムルニ至レリ。伊藤公猶ホ然リトセバ、何人カ、之ニ代リテ所期ノ目的ヲ達スルヲ得ンヤ。今後五年十年ニシテ韓民ノ悅服ヲ贏チ得ベシト想像スルガ如キ、是レ恰カモ百年河清ヲ俟ツノ類ナラム。況ンヤ一日ヲ緩フセバ、却ツテ一日ノ混濁ヲ加ヘムトスルニ於テヲヤ。且ツ夫レ既ニ保護制度ヲ施キ、初メニ我ガ手ニ外交権ヲ收メ、今又内政改善ノ順序トシテ司法権ヲ委任セシメタルニ、今後更ニ財政及學務ニ及シテ改善ノ力ヲ下スニ至ラバ、猜疑ニ憤レタル韓民ハ手足悉ク断タレテ首脳獨リ存セザルヲ念ヒ、死力ヲ盡シテ我ニ反抗セムトスルヤ必セリ。去リトテ往再之ヲ放任シテ其ノ行く所ニ委セん乎、積弊重疊、其ノ究極スル所、唯々自滅ノ一途アルノミ。今彼ガ爲メニ、一縷ノ活路ヲ開カムトセバ、之ヲ屋外ニ置イテ鞭撻ヲ加ヘムヨリハ、寧ロ之ヲ家内ニ容レテ撫育ヲ施スノ有效ニシテ且ツ親切ナルニ若カザルベシ。彼レモ亦清ノ屬國タラズ、露ノ隸民タラズ、一躍シテ日本帝國ノ本土ニ入り、堂々タル大國民タルニ至ラバ、韓民ノ安全幸福如何ゾヤ。是ヲ以併合ハ、宜シク早ヲ趁フテ斷行セザルベカラズ、頑冥不靈ノ徒何ゾ限ラム、紛擾ハ漸進ニモ、

速断ニモ、伴ヒ來ルベシ。論者ノ言フガ如ク、速斷セバ、紛擾ヲ招キ、漸進セバ果シテ鎮靜ヲ致ス  
ヲ得ベキ乎。不肖ヲ以テ之ヲ見ルニ、是レ寧ロ彼此顛倒ノ見ナリ。漸進ト速断トノ間ニハ或ハ紛擾  
ニ緩急ノ差アラム。然レドモ緩ナレバ長キニ亘リ、禍根益々民心ニ播延シテ終ニ抜クベカラザルニ  
靈ルノ虞アリ。之ニ反シ、急ナレバ、縱シ劇烈ナル紛擾ヲ醸ストスルモ、ソハ一時ニシテ止ムノ利  
アラム。今ノ時ハ果決斷行ノ時ニシテ、好機眞ニ逸スベカラザル也。

吾輩が、此の意見を書いたのは、單に理論上から漸進説に反対したまでの  
ことで、實を云へば、是れも亦一種の紙上の空論に過ぎないかも知れぬ。吾  
輩は、斷行説を唱へた爲めに、實際重大な責任を招くことになるとは思ひ及  
ばなかつた。拔目なき寺内統監は、之を見て、『只今孰れとも決することはで  
きぬが、果して、君の言ふ如くに、併合が速かに實行し得らるゝものとすれ  
ば、如何にも結構な事である。永く朝鮮に居て、能く其の表裏の事情に通じ  
てる君は、之が實行に着手すべき機會に就ても定見があるだらうな』と念  
を推された。當時、韓國は、日本の保護下に在つても、表面は、外國たる形

式を備へてゐたので、此の韓國と國際的交渉を開く場合には、當時、統監府外務部長たる吾輩が、主任者として、下働きをせねばならぬことは、固より覺悟を定めてゐたものゝ、さて、變幻極りなき韓廷を相手に、實際に當つて、新統監の手引をするのは、甚だ心元ないやうな、薄氣味の悪いやうな感を起さざるを得なかつた。併し、今更そんな弱音も吐けないから、京城に行つてから、形勢を見た上で、更に統監の決裁を仰ぐ積りである旨を答へて置いた。結局、吾輩は、談判開始の絲口を見出すべき役目を、自ら求めて負うやうな心持がした。さうして吾輩が、京城に行つてから、如何にも不可思議な眞縁で、偶然此の役目を果し得ることができたのは、固より意外の僥倖と謂はねばならぬ。

## 第七章 韓國併合の根本方針

前内部大臣宋秉畯や、一進會長李容九などが、日韓合邦論を唱へ出すと同時に、日本の新聞紙上にも、燃んに學者論客の意見が現はれたが、唯漠然と兩國合體すべしと云ふに止まり、其形式については、的確なる觀念を持つてゐた者は、餘り多くなかつた。その中には、墺匈國に於て、其の主權者が墺地利皇帝・匈牙利國王と稱して、議會までも兩地に分置するの例や、英國に於て、其の元首が、大不列顛國王・印度皇帝として印度を統治せらるべきものに思ひ合はせて、日本天皇は、韓國王として、韓國を統治せらるべきものなるやに誤解した者もあり、甚だしきに至つては、韓國の皇帝を、其の儘に存して、之に形式的主權を與へ、其の政務の實權のみを、我國に收むるといふ委任統治説を主張した者もあつた。併し、既に述べた所の、明治四十二年四

月十日に、桂首相及小村外相が、靈南坂に、伊藤統監と會見して、決定した併合方針なるものは、韓國を帝國の版圖に編入し、我が天皇陛下に於て、其の統治權を、絶對に掌握し給ふことに極つてゐた。第一章の末尾に載せてある倉知鐵吉の覺書中に謂ふ所の『第一號方針書及施設大綱書』が、即ちそれである。此の方針書は、併合の骨子たるもので、後世の史料として、洵に重要なものと認めらるゝから、左に其の全文を掲げる。(尤も施設大綱書の方は、併合の時機が、急に到來せざる場合に於ける政策を示したに止まり、餘り實價がなかつたものであるのと、尙ほ今日の外交關係に鑑み、之を發表することを憚る事情があるので、此の二つの理由から、吾輩は、前官吏たる義務を守つて、暫く之を保留して置く。)

一、日露戰役開始以來殊ニ昨年日韓協約ノ締結ト共ニ同國ニ於ケル我施設ハ大ニ其面目ヲ改メタ  
リト雖同國ニ於ケル我勢力ハ尙未ダ十分ニ充實スルニ至ラズ同國官民ノ我ニ對スル關係モ亦未ダ

満足スペカラザルモノアルヲ以テ帝國ハ今後益々韓國扶掖ノ實ヲ現ハシ帝國ノ安固ト東洋ノ平和トヲ確保スルニ努ムルコトヲ要ス而シテ此ノ目的ヲ達スルニハ此ノ際帝國政府ニ於テ左ノ大方針ヲ確定シ之ニ基キ諸般ノ計畫ヲ追拂スルコトヲ必要トス

二、適當ノ時機ニ於テ韓國ノ併合ヲ實行スルコト

韓國ヲ併合シ之ヲ帝國版圖ノ一部トナスハ半島ノ開拓ヲ圖リ我實力ヲ確立スル爲最適切ナル方法タリ帝國ガ内外ノ形勢ニ照シ適當ノ時機ニ於テ斷然併合ヲ實行シ半島ヲ名實共ニ我統治ノ下ニ置キ且韓國ト諸外國トノ條約關係ヲ消滅セシムルハ韓國ノ利益ナルト共ニ帝國百年ノ長計ナリトスされば、日韓併合は、聯邦制度や、委任統治などの形式でなく、名實共に打つて一丸となるもので、韓國は大日本の構成分子となり、又其の人民は、帝國臣民となるといふことであつた。

かういふ大方針の下に、新統監は、實行の準備を整へることになつてゐたが、條約及宣言の如き、専ら對外關係に屬する事務は、外務省で主管し、統監は、併合實行の衝に當り、且つ併合後に於ける措置を引受けられることに

なつてゐた。外交問題も固より重要であつたが、差當り最も緊急の考慮を要する問題は、韓國の皇室を、如何に待遇するか、其の大官貴族等を、如何に處分するか、それから國民全體を、如何なる方針で指導するか、此の三つであつた。細心なる寺内統監は、併合後に於て、若し本國政府部内から、種々の異議が起つて、一貫した政策の遂行を妨げるやうなことがあつては、さなきだに、至難なる此の大事件を、速も圓滑に解決することができないと考へられたので、雷に大綱のみならず、細目に涉つてまでも、豫め明確に決定し、將來に於て、議論を容るゝの餘地を防ぐ爲に、一々箇條書を作り、正式の閣議決定を求めて置くことに極められた。是れは一種の見識で、事に當つてかゝり後に、打合をしたり、打合の面倒な場合には、專斷で實行したりすると、兎角行違を生じたり、意思の疏通を缺いたりするものである。豫想し難き突發事件は止むを得ずとして、先づ常識で考へ及ぶ範圍内に於て、當面及將來

の措置を決定し置くのは、頗る機宜に適したことであつた。そこで、外交關係の事項は、外務省政務局長倉知鐵吉が主任となり、韓國關係の事項は、統監府外務部長たる著者が主任となつて、原案を起草し、内閣、法制局、拓殖局等の主管者より成る併合準備委員會で、此の原案を議定することになり、六月の下旬から、七月の上旬にかけて、永田町の首相官邸に會合して、講究を重ねた。内閣書記官長柴田家門が、議長役を勤めて、却々よく働いた。渠は、寺内統監とは、姻戚關係があり、又桂首相の厚い信任を得てゐたので、職責と情義との兩方面から刺戟されたものと見え、頗る熱心に活動した。法制局長官安廣伴一郎は、餘り議論をしなかつたが、他人の言ふ事には、周到の注意を拂つてゐた。拓殖局副總裁後藤新平（拓殖局總裁は桂首相兼任）も時々出席して、大體についての意見を述べた。法制局書記官中西清一、拓殖局書記官江木翼の兩氏は、特に有益な注意を與へて呉れた。統監府側では、

會計課長兒玉秀雄、參事官中山成太郎の兩氏が、吾輩と同時に、出京してゐたので、統監を輔佐して、非常に能く働いた。

先づ議題に上つたのは、韓國皇室及功臣の處分で、現帝の尊稱を太公（グラン・デュック）として、世襲とし、先帝は、其一代限り太公とすること、及太公家の經費として一年百五十萬圓を支給することであつた。太公の尊稱は、外務省案であつた。その趣旨は、韓國皇帝を、帝國の皇族待遇とし、其の席次を我が皇太子の次ぎ、各親王の上に置くといふ、畏こき恩召であつたので、王は勿論、親王よりも、一段上位に相當する名稱を選ぶ必要があつた所から、さてこそ、太公といふ特別の尊稱を案出したのであつた。又太公家の歲費は、舊來の皇室費を、其の儘に踏襲して、百五十萬圓と定むることになつたのは、寺内統監の考案で、韓廷の内生活には、餘り急劇なる變革を加へないことにしたいといふ趣旨であつた。吾輩は、位を去つた太公家が、國

王時代の経費を要する筈がないから、それを百萬圓位に減じては如何との修正説を出して見た。併し寺内統監は、事實、多過ぎるならば、追つて整理をすることゝして可なり、始より歳費を削るのは宜しくないと言はれたので、然らばとて、從前の定額に据へ置くことになつたのである。寺内統監は、韓廷の恩人とも言はるべき仁者であつた。

それから、義親王以下の皇族に對しては、公爵を授けられることになつてゐたが、其の從來受けて居られた歳費が餘り少なかつたので、總て其の五割を加増されることになり、尙ほ現大臣、元老以下の功臣に對しては、侯、伯、子、男の榮爵を與へ、世襲財産として、十五萬圓以下三萬圓以上の公債證書を下賜せらるゝことに定められた。日本では、男爵の世襲財産が一萬圓に過ぎなかつたから、朝鮮の新貴族は、非常な特典を受ける譯である。又新領土の官吏には、成るべく多く朝鮮人を採用する方針を執り、併合の結果・差當

り廢官となるべき内閣員其の他の大官は、中権院の顧問、贊議、副贊議として任命せらるゝことに定められた。

併し寺内統監が、最も深き考慮を費した所のものは、新附人民の救濟策であつた。併合後は、彼等に對して、帝國臣民たる地位を與へ、彼等を、本国人と全く同等に取扱ふことに決定されたが、併し名儀だけが、帝國臣民となつたとて、彼等が依然無智貧困の舊状を脱しないでは、併合の甲斐もないことになる。差當り彼等人民の缺乏を感ずるものは、資金である。彼等は毎年水害に苦しんでゐるが備荒貯蓄の方法もできてゐない。寺子屋式の讀書習字の外に、子弟教育の途がない。又農産の改良を望むにも、耕作施肥の傳授を受ける設備もない。そこで、郡村に相當の資金を分配して、幾分なりとも、授産、教育、備荒等の端緒を開く方法を講ずるのが、焦眉の急務であつた。寺内統監は、併合實行の費用として、三千萬圓の公債發行を要求されたが、其

の大部分は、一般人民の救濟に充てんとする考であつた。是れは、誠に遠大な思付であつた。伊藤前統監も、朝鮮人本位の政策を執つたとて、日本人側から非難を受けた。寺内統監も、日本居留民よりも、朝鮮人を可愛がつたとて、同じく非難を受けた。併し、統監は、韓國經營を専務とするものであつたから、自然、獨立獨行し得べき日本居留民を度外視して、憐れむべき朝鮮人の扶掖に、只管ら全力を傾けられたのである。それでも、愚蒙なる朝鮮人は、伊藤公に對しては暗殺の目的を達し、寺内統監に對しては、幾度か暗殺を企てゝ、恩を仇で報じやうとした。

併合準備委員會では、以上の重要事項の外、韓國に於て、諸外國の有する治外法權及居留地制度を、併合と同時に撤回せしむることや、我國に於て、韓國の債權債務を負擔することや、併合後韓國の法令を日本法令として、其の效力を存續せしむることなど、總て二十一個條を議定した。全部の會議を

終つたのが、七月七日であつた。此の原案は、翌八日に、閣議に提出されたが、即日悉く正式に決定された。併合準備委員會には、内閣書記官長も、法制局長官も、參加してゐて、終始、各省大臣と聯絡を執つてゐたのであるから、閣議決定の手續は、單に形式に過ぎなかつたのである。此の決定事項は、直ちに、寺内統監に通達されて、一種の訓令となつたものである。それが即ち韓國併合の實行細目である。(章尾參照一)

併合準備委員會で、大に議論を鬨はした重大問題が、一つあつた。それは、外でもない。帝國憲法は、併合後の新領土に施行せらるべきや否やといふ問題であつた。寺内統監は、本國と全然事情を異にする新領土に憲法を施行することは、施政上、甚だ不便であるといふ意見を持つてゐた。吾輩も、至極同感で、憲法は、其の發布當時の帝國臣民を豫想して制定されたものであるから、明治初年時代の日本人の文化程度にも及ばない新附人民に、それを適

用するのは、番に不便なるのみならず、憲法制定の精神に副ふものでないと  
思つた。併し、之に對する反対説は、理論としては、頗る有力なものであつ  
た。憲法の施行地域には何等の制限がない、苟くも新領土が帝國の版圖に編  
入せらるゝ以上、新領土も亦帝國であるから、帝國に行はるべき憲法は、當  
然新領土にも及ぶものであるといふのである。併し、獨逸が、一八七一年に、  
佛國からアルナス、ロレーヌを割取して、それを獨逸帝國の版圖に編入した  
時に、獨逸憲法が、此の新領土に施行せらるべき旨を特定したことがある。  
故に、憲法制定當時に於て豫想しなかつた新領土に對しては、別段の手續を  
執るに非ざれば、憲法の自然に施行せらるべき筈がないといふ議論が、結局  
多數を占めた。殊に、當の責任者たる統監の意見をも尊重して、憲法不施行  
説を採用することに、略々極まつた所が、茲に動かし難い反対の先例があつ  
た。それは、日清戰役後、臺灣の統治上、同じ問題が起つた時に、臺灣總督

の伺出に對し、政府は、閣議を経て、左の如き訓令を與へた事實である。

臺灣ニ於ケル帝國憲法ノ行否及改正條約ノ施否ニ關シテハ左ノ通心得ラルベシ

帝國憲法ハ臺灣ニ施行セラレタルモノトス

改正條約ハ臺灣ニ施行スルモノトス

明治三十一年六月二十四日

内務大臣

そこで、止むを得ず、新領土には、理論上、當然憲法が行はるゝものとし、實際に於ては、其の條章を實行せずして、憲法の範圍内で、特別法を制定すべしといふ、如何にも不徹底なる決定をすることになった。尤も、憲法が新領土に行はれぬものとしても、勅令で、總ての重要規定を發布することができるのである。又、憲法が行はるものとすれば、嚴格に云へば、内地同様に一々議會の協賛を經れば、法律事項を發布することができないのであるが是れは、實際不可能な形式であるから、又もや臺灣の先例に倣つて、法律事項を、總督の命令で發布する方法を執ることになつた。臺灣では、それを律

令と稱してゐるが、朝鮮では、制令と稱することになつた。故に、名儀が勅令と制令と違ふだけで、事實上には毫も輕重がない。憲法が行はれぬとすれば、勅令で行き、行はれるとすれば、制令で行くのであるから、實際、憲法の行はれると見られる方が、便宜である譯だ。併し今尙ほ憲法論は、終局の解決を告げたものとは謂はれない。（章尾參照二）

一先づ當面必要の準備が整つたので、吾輩は、外務省から、有力者を同伴せらるゝやう、統監に勧めた。曩に海牙密使事件の暴露した際、單に内政の監督に一步を進めんとする協約を結んだ時ですらも、伊藤統監は、態々林外務大臣の出張を求められた。況して一國の分合に係る大事件を實行するに當り、若し外相の離任を許さずとせば、次官か局長位は、之に參加して然るべきものだと思つたからである。寺内統監は、之に對して、異存の在る筈がないから、併合事件の主任者たる當時の政務局長倉知鐵吉を招かれて、右の希

—針方本根の合併國轉—

望を告げられた。吾輩も同席して、外務省からの應援を切に促がした。すると、倉知局長は、「小村外相の本省を離れることは、到底不可能であるし、去ればとて、次官と自分とは、朝鮮に關する知識も經驗も持つてゐない、小松は、外務省の役人も同様であるから、更に餘人を加へるにも及びますまい、併し必要の場合には、何時にも出掛けませう」と巧みに逃げて了つた。併合の難事を思ひ合せて、吾輩は甚だ心細く感じた。寺内統監も必ず同感であつたに違ひない。

(參照一)

明治四十三年七月八日決定 併合實行方法細目

韓國ヲ改稱シテ朝鮮トスルコト

## 第二 朝鮮人ノ國法上ノ地位

朝鮮人ハ特ニ法令又ハ條約ヲ以テ別段ノ取扱ヲナスコトヲ定メタル場合ノ外全然内地人ト同一ノ地位ヲ有ス

間島在住者ニ付テハ前項ノ條約ノ結果トシテ現在ト同様ノ地位ヲ有スルモノト見做ス  
外國ニ歸化シ現ニ二重ノ國籍ヲ有スル者ニ付テハ追テ國籍法ノ朝鮮、行ハルル迄我國ノ利害關係ニ於テハ日本臣民ト見做ス

## 第三 併合ノ際外國領事裁判ニ繫屬中ノ事件ノ

### 處理及領事廳ニ拘禁中ノ囚徒ノ處分

外國領事裁判ニ繫屬中ノ事件ニ付テハ其ノ終局判決迄裁判ヲ繼續スルコトヲ得セシムルコト

領事廳ニ拘禁中ノ囚徒ヘ刑ノ執行ヲ了ル迄其ノ拘禁ヲ繼續スルモ其ノ本國ニ連レ歸ヘルモ又ハ便宜上我監獄ニ引繼クモ當該國ノ任意トシ必要ノ場合ニ於テハ制令ヲ發布スルコト

## 第四 裁判所ニ於テ外國人ニ適用スヘキ法律

外國人ハ裁判上内地人ト同一ニ取扱ヒ内地人ト同一ノ法規ヲ適用スルコトシ必要ノ場合ニ於テハ

制令ヲ發布スルコト

## 第五 外國居留地ノ處分

清國居留地及各國居留地ノ行政事務ハ併合ノ際ハ警察ニ關スル事項ヲ除クノ外現狀ノ儘トナシ置キ  
追テ當事者ト協定シテ成ルヘク速ニ之ヲ整理スルコト

## 第六 居留民團法ノ適用ニ關スル件

居留民團法ハ併合ト同時ニ朝鮮ニ於テ適用ヲ失フモノトス故ニ其ノ處理ノ爲メ相當ノ規定ヲ要ス

## 第七 外國人土地所有權ノ將來

外國人ノ土地所有權ハ當分ノ内現在ノ狀態ヲ維持シ他日其方針ヲ決定スルコト

## 第八 外國人ノ有スル借地權ノ處分

永代借地權ハ借地權者ノ希望ニ依リ之ヲ所有權ニ代ヘシメ右ノ希望ヲ表明セサル場合ニハ依然永代  
借地權トシテ之ヲ存續セシムルコト

## 第九 朝鮮開港間及日本開港ト朝鮮開港トノ

間ニ於ケル外國船舶ノ沿岸貿易

右ノ沿岸貿易ハ當分ノ間從前ノ通り之ヲ外國船舶ニ許スコト

## 第 十 日本内地ト朝鮮トノ間ニ移出入スル

### 貨物ニ對スル課稅

日本内地ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物ニ對シテハ當分ノ内移入稅ヲ課シ其ノ稅率ハ從前ノ輸入稅ト同率トシ朝鮮ヨリ日本内地ニ移入スル貨物ニ對シテハ當分ノ内朝鮮ニ於テ移出稅ヲ課シ其稅率ハ從前ノ輸出稅ト同率トシ日本内地ニ於テハ右移入貨物ニ對シ關稅法同率ノ移入稅ヲ課スルコト前項ニ付テハ左ノ趣旨ニ依リ緊急勅令又ハ勅令ヲ公布スルコト

一、開港ヲ經由セシムルコト

二、其稅率ハ關稅定率法ニ依ルコト

三、移出入ハ定率法關稅法ニ準スルコト

四、外國ニ輸出スル貨物ニ對スル戾稅ノ規定ハ朝鮮ニ輸出スル貨物ニモ適用スルコト

## 第十一 外國ト朝鮮トノ間ニ輸出入セラルル 貨物ニ對スル課稅

朝鮮ヨリ外國ニ輸出セラレ又ハ外國ヨリ朝鮮ニ輸入セラルル貨物ニ對シテハ從前ノ率ニ依リ輸出入稅ヲ徵收スルコトトシ之カ爲メ必要ナル制令ヲ發布スルコト

## 第十二 清國人ノ居住ニ對スル制限

朝鮮ニ於ケル清國人ノ居住ニ對シテハ制令ヲ以テ日本内地ニ於ケルト同様ノ制限ヲ加ヘ大體明治三十二年勅令第三百五十二號ノ如キ規定ヲ設クルコト

## 第十三 朝鮮ノ債權債務

朝鮮ノ債權債務ハ總テ帝國政府ニ於テ之ヲ引受ク

帝國政府ヨリ舊韓國ヘノ貸付金ハ併合ノ結果トシテ消滅スルコト但シ預金部ノ借入金ハ之ヲ存シ朝鮮特別會計ノ負擔トスルコト

## 第十四 韓國勅章ニ關スル件

韓國勅章及記章ハ當分ノ内其ノ佩用ヲ允許スルコトシ必要ノトキハ相當ノ規程ヲ設クルコト

## 第十五 官吏ノ任命ニ關スル件

併合後當分ノ内從來ノ韓國官制ニ依ル官吏ハ成ルヘク之ヲ任命セサルコト

## 第十六 韓國ノ皇室及功臣ノ處分

一 現韓國皇帝タル李家ハ世襲トシ其正統ヲ太公其世嗣ヲ公トシ現太皇帝ニハ其一代限り特ニ太公

ノ尊稱ヲ授ケ孰レモ殿トト稱セシム

太皇帝現皇帝皇太子ニ對シ一ヶ年百五十萬圓ヲ給スルコト但シ將來ニ於テハ李太公家(正統)ニ給スル定額トス

一 義親王以下李朝ノ皇族ニ對シテハ其班位ニ應シテ皇族ノ待遇トシ又ハ公侯伯(朝鮮貴族)ヲ授ケ相當ノ公債證書ヲ下賜セラルコト

一 功臣ニ對シテハ伯爵(朝鮮貴族)以下ヲ授ケ相當ノ公債證書ヲ下賜セラルコト

一 兩班中ノ耆老ニハ尙齒ノ恩典ヲ賜フコト

### 朝鮮貴族令(皇室令)

一 朝鮮貴族ノ爵ヲ分ナ公侯伯子男ノ五爵トシ其授爵ハ勅旨ヲ以テ宮内大臣之ヲ奉行ス

朝鮮貴族ニ關シテハ華族令ヲ準用ス

(註) 日本華族ノ有スル參政權ヲ與ヘサル趣意ナリ

### 第十七 立法事項ニ關スレ緊急勅令案

第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅旨ヲ請フヘシ

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ

若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條 第一條ノ命令ハ制令ト稱ス

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 第十八 朝鮮總督府設置ニ關スル勅令案

朝鮮ニ朝鮮總督府ヲ置ク

朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置キ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ一切ノ政務ヲ統轄セシム

統監府及其ノ所屬官署ハ當分ノ内之ヲ存置シ朝鮮總督ノ職務ハ統監ヲシテ之ヲ行ハシム

從來韓國政府ニ屬シタル官廳ハ内閣及表勅院ヲ除クノ外朝鮮總督府所屬官署ト看做シ當分ノ内之ヲ存置ス

前項ノ官署ニ在勤スル官吏ニ關シテハ舊韓國政府ニ在勤中ト同一ノ取扱ヲ爲ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九 舊韓國軍人ニ關スル勅令案

朝鮮總督府設置ノ際ニ於ケル韓國軍人ハ朝鮮駐劄軍司令部附トシ其ノ取扱ハ帝國軍人ニ準ス  
前項軍人ノ官等階級任免分限及給與等ニ關シテハ當分ノ内從前ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十 舊韓國政府ノ財政ニ關スル緊急勅令案

(憲法八條及七十條)

舊韓國政府ニ屬スル歲入歲出ノ豫算ハ從前ノ儘之ヲ製用ス  
前項ニ屬スル會計ノ經理ハ當分ノ内從前ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 第二十一 朝鮮ニ於ケル法令ノ效力ニ關スル制令案

朝鮮總督設置ノ際其ノ効力ヲ失フヘキ帝國法令及韓國法令ハ當分ノ内朝鮮總督ノ發シタル命令トシテ尙其ノ効力ヲ有ス

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### (參照二)

明治四十三年  
七月十二日 桂首相ヨリ寺内總督宛通牒

### 憲法ノ釋義

韓國併合ノ上ハ帝國憲法ハ當分此新領土ニ施行セラルモノト解釋ス然レトモ事實ニ於テハ新領土ニ對シ帝國憲法ノ各條章ヲ適當ト認ムルヲ以テ憲法ノ範圍ニ於テ除外法規ヲ制定スヘ

韓國併合實行ニ關スル方針

- 一 朝鮮ニハ當分ノ内憲法ヲ施行セス大權ニ依リ之ヲ統治スルコト
- 一 總督ハ天皇ニ直隸シ朝鮮ニ於ケル一切ノ政務ヲ統轄スルノ權限ヲ有スルコト
- 一 總督ニハ大權ノ委任ニ依リ法律事項ニ關スル命令ヲ發スルノ權限ヲ與フルコト但シ本命令ハ別ニ法令又ハ律令等適當ノ名稱ヲ付スルコト
- 一 朝鮮ノ政治ハ努メテ簡易ヲ旨トス從テ政治機關モ亦此主旨ニヨリ改廢スルコト
- 一 總督府ノ會計ハ特別會計ト爲スコト
- 一 總督府ノ政費ハ朝鮮ノ歲入ヲ以テ之ニ充ツルヲ原則ト爲スモ當分ノ内一定ノ金額ヲ定メ本國政府ヨリ補充スルコト
- 一 鐵道及通信ニ關スル核算ハ總督府ノ所管ニ組入ルルコト
- 一 關稅收入ハ當分ノ内現行ノ儘ニナシ置クコト
- 一 韓國銀行ハ當分ノ内現行ノ組織ヲ改メサルコト
- 一 併合實行ノ爲必要ナル經費ハ金額ヲ定メ豫備金ヨリ之ヲ支出スルコト
- 一 統監府及韓國政府ニ在職スル帝國官吏中不用ノ者ハ歸還又ハ休職ヲ命スルコト
- 一 朝鮮ニ於ケル官吏ニハ其ノ階級ニ依リ可成多數ノ朝鮮人ヲ採用スル方針ヲ採ルコト

## 第八章 傀儡師の人物箱

併合に關する大體の方針も、又其の實行細目も、一先づ決定したので、寺内新統監は、明治四十三年七月二十日を以て、東京を出發して、京城に赴任されることになつた。此の期日から四五日以前に、非常な重大事件を發見したといふ振込みで、韓國警視總監若林賛藏が、一箇の手提金庫を持つて、遽かに上京して來た。其の金庫の中に、太皇帝の、光武帝としての在位中及其次の退位後に於ける、種々の陰謀を立證すべき祕密書類が納められてあつた。此の金庫は、京城の佛蘭西教會に匿くされてあつたのを、偶然の出來事から發見したといふ事であつた。

その偶然の出來事といふのは、かうである。伊藤公が、初代統監として、京城に駐在されてから一年ばかり後ちの事であつた。京城府内に於ける電燈

及電鐵の獨占権を握つてゐた所の、米國人コール・プラン・ポストウキック所  
有の電氣會社を、瀧澤榮一、竹内綱等の作つたシンヂケートで買取つて、そ  
れを、日本會社で經營することになつた。此の米國會社の株式總額は、二百  
萬圓で、其の半數を、コール・プラン、ボストウキック兩人で所有し、他の半  
數が、光武帝の所有になつてゐたのであるが、此の光武帝の持株は、コール  
・プランが、光武帝、後ちの太皇帝から譲り受けたといふので、當時會社名儀  
に變つてゐた。米國會社は、其の證據と見るべき、光武帝の印章ある株式讓  
渡證を、日本シンヂケートに引繼いだ。然るに、總ての取引の済んだ後ちに  
なつて、太皇帝は、自分の持株に對する權利を主張せられた。日本のシンヂ  
ケートは、光武帝の讓渡證を盾に取つて、其の持株に對する權利を否認した。  
そこで、李王家は、コール・プラン・ボストウキックを相手取つて、訴を起すこ  
とになつた。それと同時に、光武帝の印章の捺してある讓渡證は、例の趙南

昇の偽造したといふ内情があつたので、趙南昇は、文書偽造罪の嫌疑者として、先づ警視廳の手で調べられた。然るに、問題の譲渡證は、趙南昇が作つたものには相違なかつたが、それは、當時海牙密使派遣の爲に、光武帝が自分所有の電氣株を賣り拂つて、密使派遣の費用に充てられたもので（第三章二十九頁参照）、結局光武帝が、此の譲渡證を默認して居られた事情が判つた。そこで、趙南昇は、公判に附せられずして、警視廳から放免された。李王家の訴訟も取下になつた。趙南昇が、その無罪を證據立てる爲に、前顯の手提金庫内に在る書類の點検が必要となり、預主名儀人たる趙南昇が、佛蘭西教會から、此の金庫を取出して、警視廳の掛官に提出した。すると、當面の偽造事件に關係あるものゝ外、太皇帝の舊惡を暴露すべき幾多の祕密書類が現はれ出た。それは、各國元首に對して、日本の妄狀を訴へた親翰の原稿や、海牙密使事件に關する書類や、王家の京城脱出計畫や、李完用宋秉畯兩人の

誅戮に關する書類などであつたが、併し、大抵他の方面から既に漏れた事柄ばかりで、別段新しい重大事といふほどのものではなかつた。唯々其の中には、太皇帝自筆の手紙や、覺書や、下書などがあつたから、太皇帝に取つては、餘り面白の好くないものに違ひなかつた。

若林總監の意見では、併合を實行する行程に於て、最も懸念に堪へないのは、太皇帝を圍繞してゐる所謂雜輩の暗中飛躍である。新帝は、天資溫厚なる御方であるのみならず、其輔相は、統監の直接監督の下に在るのでから、左まで心配にも及ばないとするも、太皇帝は、賢明な人であるだけ、却つて其の身邊に出没する雜輩に誤られる患がある。現に此等の祕密書類を見るに付けても、此の間の消息が思ひ遣られる。依つて、此の逃れ難き陰謀の證據を突き付けて、太皇帝を、暫くでも京城から遠ざけることにせられては如何といふのである。

寺内統監は、之に對して兎角の決裁を與ふる前に、先づ之に對する吾輩の意見を求められた。吾輩は、若林總監の言ふ所が、如何にも尤もであるとは思つたものゝ、其の實行が頗る困難だ。縱し、それができるとしても、今は時機が好くない。併合の談判に着手しやうと云ふ矢先に於て、五百年來、未だ曾て京城外に出されたことのない王室、殊に四十餘年來、國王として崇められた皇太帝をば、如何なる罪過があるにもせよ、遽かに、京城から動かすと云ふ事は、果して得策であらうか。之が爲めに、或は陰謀の源泉を杜絶する效果があるに相違あるまいが、他方於ては、さなきだに、人心の激し易い折柄、太皇帝の播遷そのものが、直ちに騒擾を惹き起す動機となるかも知れない。さうなると、併合に關する談判に意外な故障を生ずる虞がある。かたく、此の祕密書類發見の事件は、他日必要の起つた場合に利用すべき責め道具として、暫く保留して置く方が好くはないか。吾輩は、かう考へたの

で、寺内統監と若林總監との前で、その通り述べて見た。

寺内統監は、暫く沈吟して居られたが、結局、自分の赴任も近いことであるから、京城に行つた上で、孰れとも決定することにしやうと言はれた。尤も此の祕密書類發見の事實は、必ずしも極祕に附するには及ぶまい、或は、それが、自然に太皇帝の耳に這入つたら、却つて其の言行の謹慎を促がす一端ともなるであらうと注意された。若林總監は、その旨を諒として、一足先きに京城に歸つて行つた。

寺内統監は、それから數日の後ちに、東京を出發して、明治四十三年七月二十三日に、京城に到着された。統監は、着任披露の爲め、直ちに隆熙帝並に太皇帝を歴訪せられた。新帝謁見の際には、別段變つた事もなかつたが、太皇帝に謁見された時には、以前と餘程變つた模様が我々の目に付いた。謁見室には、曾て我が皇室より贈られた立派な屏風を立て廻はし、又テーブル

の上にも、特に我が皇室より贈られた花瓶に盛り花が生けてあるなど、是れまでつゝぞ見た事のない裝置であつた。そして、太皇帝は、殊の外の御機嫌で、溢るゝばかりの愛嬌を浮べつゝ、自分は、固より隱居の身故へ、近頃全く心を俗事に絶ち、美術品を玩んだり、花卉盆栽などを樂んでゐる趣を、繰り返し語られた。統監に隨從して目の當り、此の様子を見た吾輩は、不圖、彼の祕密書類發見の事を思ひ起した。或は、若林總監が、それを、間接の方法ででも、太皇帝の耳に入れだものか、孰れにせよ、太皇帝は、祕密暴露の事實を知つて居られたに相違ない。此の分なれば、太皇帝が、此の上、陰謀の中心となられるやうな氣遣ひは、斷じてあるまいと思つた。早く云へば、太皇帝を動かさずに、陰謀豫防の目的が、早く既に達せられることになつた譯である。それがあらぬか、若林總監は、太皇帝の移動に就て、再び何も言ひ出さなかつた。

寺内統監が、韓國の内閣員及重なる大官等を引見して、就任の挨拶を述べ、又其の後ち、度々渠等と會談せられたことは、言ふまでもない。併し、統監は、通常事務の處理以外に、政治方針に付ては、少しも言外する所なく、全然沈黙を守つてゐた。その中に、二週ばかり束の間に過ぎ去つた。韓廷に於ては、日一日と煩悶の度を加へ来るやうに見えた。日本政府が、寺内正毅を陸軍大臣本官の儘で、兼統監に、任命した事實から察しても、新統監は、何等か特別の使命を帶び、具體案を提げて來たに相違ない。それは、何であらうか。傀儡師、首に懸けたる人形箱、さて、佛が出るか、鬼が出るか、直接の責任者たる韓廷の閣臣等は、其の吉凶を測り兼ねて、千々に心を碎きつゝある様子であった。

演劇を觀るにしても、先づ重なる役者を知らないと、興味の乗らぬものである。況して、國家の併合と云ふ一大活劇を見るには、豫め其の重立ちた

る役者の人物性格を知つて置かないと、其の真相を諒解するに不便であらう。依つて、茲に、此時の、韓國側の立役者を一寸紹介しやう。即ち第一が總理大臣李完用、第二が、副總理と謂はれてゐた農商工部大臣趙重應、それから疊に伊藤統監と意見を異にして、内部大臣を辭職した宋秉畯、此等の三人である。此の外に陰げに匿れてゐて、重要な効をした人々も多かつたが、それを、一々詮索すると、際限がなくなるから、先づ、此の三名を代表的人物として置く。李完用に就いては、既に折に觸れて、略々其の人物を髣髴したこともあつたが、此の人は、吾輩の最も推服してゐる偉人の一人である。風采は餘り揚らない方で、才氣にも乏しいが、器宇飽くまで淵達、時と共に移るの量あり、萬難を排して進むの勇あり、別けて、大勢の赴く所を察するの明に至つては、殆んど鬼神を欺くやうな趣があつた。渠の先輩や同僚などが、進退の節を誤つて、將棋倒れに、没落した間に、獨り渠は、大勢に順應して

終始其の身を全うした。渠は、當初、極端なる親露派であつたが、一旦豁然として悟つてから、今度は、極端な親日派となつて了つた。それは、決して一時の感情から、其の進退を二三にしたのではなく、時勢に従つて正道を辿る君子の豹變に過ぎなかつた。明治二十九年二月十一日に、親露派の面々が、時の露國公使ウエーベルと結托して、光武帝を露國公使館に移し、そこから詔勅を發して、親日派内閣を倒し、其の首相金宏集以下親日派大臣を白晝公然路上に斬殺するほど殘忍なるクー・データーを起したことがあつた。此の時の親露派の首領が、即ち李完用其の人で、渠は、金炳始を首相に擧げ、自ら外部大臣となつたほどである。然るに、日露戰役後に至り、渠は、早くも、時世の推移を察し、爾後、日本に頼るに非らざれば、到底韓國の幸福を圖るに由なき事情を透觀した。それからといふものは、最も熱烈なる親日派となつたのである。明治三十八年十一月に、將さに保護條約の調印せられん

とした時に、時の總理大臣韓圭禹、外部大臣朴齊純等は、極力之に反対し、又侍從武官長閔泳煥の如きは、此の條約に賛成した大臣等は、國を賣る賊臣也、宜しく斬に處せざるべからずと上疏し、自ら刃に伏して死し、議政府大臣趙秉世も、亦反対意見を固持し、終に毒を仰いで自殺したほどの紛擾を呈した。當時、李完用は内閣の一員ではあつたが、條約締結には、比較的に關係の薄い學部大臣の椅子を占めてゐた。渠は、衆議を排し、毅然として、保護條約の調印を主張した。さうして、其の理由は、極めて、公明正大なるものであつた。『日本は、強露を倒したる戰勝の餘勢を以て、韓國に臨むものである。何事でも、其の思ふが儘に、斷行し得るものである。然るに、今、禮を重んじて、合意的條約を結ばんとするは、寧ろ寛大の措置なりと謂はねばならぬ、吾々は、宜しく其の好意を諒とすべき者なるに、漫に之に反抗するは、事に益なきのみならず、徒らに日本の悪感を招ぐに過ぎぬ愚策である。』

と論争して、終に多數の閣員を説き伏せた。渠は、かういふ事情からして、當時保護條約締結の衝に當つた伊藤公が、統監となられた時に、其の推薦で總理大臣に任せられ、此の時まで引續き其の地位を保つてゐた。

此の時、農商工部大臣として、李完用の片腕となつてゐた趙重應は、自ら高麗朝名臣の後裔であると誇つてゐた丈けあつて、早くから秀才の譽れ高く、十八歳の時に、殿講儒生となり、後に魚允中、金玉均等と共に、親日主義を執つて、終始渝らなかつた。魚允中、金玉均等の失脚するに及び、閔黨の迫害を這れんが爲に、十餘年間も、日本に亡命してゐた人である。其の間、政治經濟の學理を研究し、日本語に精通してゐたことは勿論、日本人の細君をも娶つたほど日本通であつた。韓國に歸つてから、一時、水原勸業模範場の顧問となつてゐたが、伊藤公が統監となられてから間もなく、其の抜擢に依つて、一躍内閣の榮位に上り、初めは、法部大臣となつたが、其の後ち内

部大臣に轉じ、最後に農商工部大臣となつてゐた。渠は、李完用ほどの膽力識見はなかつたが、其の日進の知識に於て、殊に日本の事情を熟知してゐた點に於て、李完用よりも一日の長であつた。李完用とは、昔、敵味方として反目したことあるが、渠が、李完用内閣に這入つてからは、忽ち意氣投合したと見え、兩人は宛かも影の形に伴ふが如くに、相援け合つてゐた。

宋秉畯については、既に多くを語つたが、渠は此の時、陰武者として、却々凄じい効をした。渠は、かの政海不穏の時に、雷獸の如く、必ず飛び廻はると言はれてゐた所の杉山茂丸と、殊の外親密な間柄であつた。あの豪放な杉山が、宋秉畯の手に成つた拙筆の扁額を、麗々しく、其の居室に掲げてゐることほどさやうに、宋秉畯を尊敬し、又宋秉畯の方でも、杉山を親分のやうに慕つてゐた。日韓合邦論の主唱者が、宋秉畯であつたことは、第四章に於て詳しく述べた通りであるが、渠は、一億圓で、韓國併合を引受けやうと

豪語した位であるから、併合の氣運が、目眩の間に迫つた時分に、東京に悠游してはゐられないと思つたものか、いつそ、京城へ行つて、内面の御用を勤めたいといふ意を洩らして來た。杉山茂丸も、寺内統監とは、知合である所から、これも、一臂の力を假さんといふ義侠心を發揮した。併し、何事にも嚴格なる寺内統監は、今は、私人を頼むの要なしとて、兩人の入韓を止められた。それでも、宋秉畯だけは、心配で溜らなかつたものと見え、遂に馬闘まで出馬して來て、何時にも、玄海洋を渡つて京城に乗り込まんとする氣勢を示した。當時、併合實行の前提として、宋秉畯内閣が組織せられるといふやうな風説が、さなきだに、猜疑深い韓國の政客間に起つたのは、之が爲めであつた。

宋秉畯は、由來李完用とも趙重應とも、餘り仲が好くなかつた。宋秉畯が、盛んに日韓合邦論を唱へ出した時に、李趙兩人は、極力之に反対した。宋秉

峻は、芝居ならば、差し詰め敵役と言ふ柄であつた。其の馬闘出馬は、李完用内閣に對し、甚だ氣持の悪い衝動を與へたに違ひない。宋秉峻の言動が、併合の先驅となり又其の後殿たる效果を奏したことは、確かであつた。

寺内統監が、京城に到着してから後の、約二週間前後に於ける情況は、ざつと以上述べたやうなものであつた。李完用内閣は、寺内統監の沈黙と宋秉峻の活動とを對照して、益々苦心焦慮を重ねたに相違なかつた。併し寺内統監は、併合の問題になると、石像の如くに、少しも口を開かなかつた。山縣政務總監以下の幕僚にさへ、此の問題には、殊更に言及しなかつた。實の處、併合は、日本ばかりの利益でない、韓國永久の幸福を圖る所以である。時機が熟さぬならば、半年が一年でも待つてゐても、差支がなかつたのである。此の方から迂闊に言ひ出して、素氣なく撥ね付けられては、面白が立たないのみか、取り付く島を失ふことになる。大事に當つても、小事に處しても、

必ず周到の注意を怠らない寺内統盛が、輕率に口を開かないのは、無理もなかつた。併し、此の沈黙の睨合は、固より永く續く譯がなかつた。

## 第九章 深夜の密談

京城の夏は、日中こそ百度以上の暑さであるが、夕方になると、微風吹き起つて、心地よき涼味を感じる。吾輩は、退廳後に一時間ばかり晝眠をして夜に入つてから、調査や讀書などをすることに極めてゐた。如何に夏の夜とは言ひながら、尋常の訪問には晚過ぎると思はれる十時頃に、突然、一人の來客が、南山脚下の官舎に來て、吾輩に面會を求めた。名刺を見ると、李人植とある。時節柄、吾輩は不審の感を起さざるを得なかつた。此の李人植といふ男は、趙重應と共に東京に亡命した人であつた。其性質は極めて朴直であつたが、學才のある所から、歸韓の後ちは、著述をしたり、新聞の主裁をしたりしてゐた。さうして、趙重應とは無二の親友であつたが、同時に、李完用の信任を受けてゐた。此の時分は、その祕書役を勤めてゐた。明治三十

年前後であつたらうが、吾輩は、星亨、松本君平などの創立した神田の政治學校で、列國政治制度の講義をしたことがあつた。その時分に、趙重應と李人植とが、科外生となつて、其の講義錄を講習してゐたといふ關係から、吾輩が、明治三十九年の初に、伊藤統監と共に、京城に来てから以來、吾輩と、舊師・賈師など、言ひつゝ、馳走をして呉れたり、渠等の知友に紹介して呉れたりして、一方ならぬ好意を表して呉れた。別けて、李人植は、時折り吾輩の家に遊びに来て、好んで學問上の話をした。併し、寺内新統監が、着任してからは、今夜始めて來訪したのである。時間が餘りに遅いので、吾輩は、只事ではあるまいと思つた。

遇つて見ると、李人植は、何時になく沈鬱な様子で、口を開いた。面識以來、四年にもなるが、是れまで、未だ曾て打開くることを敢てしなかつたほどの一大事に就き、苦衷を訴へ、教を乞はんが爲めに、態と夜陰に乗じて、

静座を妨げる由を、流調ではないが、解り易い日本語で話し出した。渠の來訪が、純然たる自己の意思より出でたるもので、李完用又は趙重應と打合せたる結果でないこと、今夜の對話は、此の場限りの密談として、寺内統監の耳に入れて貰ひたくないことを、渠は、先づ以て特に注意した。併し渠が劈頭に、一大事と云ひ、李趙兩相及寺内統監にまでも言及した所から考察して、吾輩は、渠が、當面の併合問題に就き、李趙兩相の旨を承けて、所謂細作の任務を以て來たことを悟つた。そこで、吾輩も、渠を通じて、李首相と語る心持ちで、應答した。此の對話は、結局、併合談判の端緒を啓いたものであつた。大戰の前の斥候戰とも言ふべきものであつた。吾輩が、此の一場の私談を、詳細に叙述せんとする所以は、之が爲めである。

渠は、眉宇の間に憂色を浮べつゝ、先づ根本問題より話し出した。

「伊藤前統監が、哈爾賓で朝鮮人の爲めに暗殺され、それに次いで、一進會

が合邦論を唱へ出し、又日本にも併合説が盛んになつて來たといふやうな事情を思ひ合せると、今日、何か大變革が起らねばならぬと、自分等は、諒解したので、近頃、私は李首相に逢つて、早く去就の覺悟を極めるやうに勧めて見ました。二千萬の朝鮮人と併れて了ふか、將だ六千萬の日本人と共に進んで行くか、此の二つより外に、首相の取るべき途はない。若し首相の力、到底時局解決の任に堪へぬと云ふならば、是非に及ばない。耻を故國に晒らすよりも、畢竟韓國を去つて一身を全うした李學均を學んで、日韓孰れの法權も居かぬ所の上海にでも隠遁する外はあるまい。どちらの道に出でらるゝかと尋ねた。李首相は、霎時沈吟してから、徐ろに語らるゝやう、實は、舊臘、兎漠の爲めに受けた刀創が、未だ全く快癒しないので、暫く閑地に就いて静養したいと思ひ、内部大臣の朴齊純に首相の職を譲らうとして相談したが、どうしても引受けて呉れない。そこで、農商工部大臣の趙重應に頼んで見た

が、是れも首相の器に非ずとて辭退した。かくては、自分が退けば、内閣は瓦解する外はない。五賊又は七兇とまで呼ばれたほどの親日派の現内閣が、瓦解することになれば、現内閣以上の親日派内閣が、新たに出来るかどうか誠に痛心に堪へないと答へられた。李首相の境遇は、實に憐れむべきものではありませんか。』

吾輩は、此の李人植の話を聞いて、是れは、誠に好い問題を持つて來た理と、心癪かに歡んだ。此の問題を推究して行くと李首相の併合に對する意向が、自然に判明するであらうと考へたからである。そこで、吾輩は、渠の話の途切れるのを待つて、かう答へた。

『吾輩は、細目に就ては、能く承知してゐない、よしんば、それを知つてゐたところで、今は言外すべき時機でないが、大體に於て日韓一家となること丈けは、確定して動かないと言つてよい。是れは、一大變革に相違ない。君

は、二千萬の朝鮮人と仆れるか、六千萬の日本人と共に立つか、二途の中其の一を擇ぶやうに、李首相に勧めて見たと云はれるが、日韓併合といふ事は、二千萬の朝鮮人を倒して、六千萬の日本人を立てるといふ趣旨では、断じてない。その眞意は、二千萬の朝鮮人を困窮の死地から救ひ出すに在るのであるから、或は日本人六千萬の爲めには、却つて不利益であるかも知れない。

それは、兎に角、自分の諒解する所に據れば、寺内新統監は、伊藤曾禰兩前統監と均しく、現内閣を信任してゐる人であるから、現内閣をして掉尾の偉功を擧げさせて、所謂有終の美を済さしめたいと思つて居らるゝに違ひない。世間の噂のやうに、宋秉畯内閣を作るなどと云ふ考を、夢にも思つてゐられない事だけは、吾輩の何人にも言明するを憚らない所である。かの日韓合邦の主唱者で、而かも一般に日本政府の藥籠中の物のやうに疑はれてゐる宋秉畯に、新内閣を組織させて、それを、交渉談判の相手とすることは、頗る便

利であるに相違なからうが、それでは、所謂自畫自讚で、合意的國際條約を締結する意味を沒却するやうなものである。君も日本に居られたから知つてゐるであらう、我々は、大和魂を持つてゐる。單に表面上の形式を取り繕うやふな卑怯な手段に訴へることは、断じて屑しとする所でない。それならば萬一現内閣員が自ら逃げ出した場合には、どうするかと云ふに、その時は、更に一時的の新内閣を作るやうな姑息の計に出づる代りに、統監は、直接韓帝に謁見して、國事を譲するを得といふ權能に基き、韓帝と直接談判をされるかも知れない。憲法の制定なき韓國に於ては、必ずしも、内閣の仲介を要する必要がない、韓帝は、何人にも全權委員に勅命し給ふ權能を持つて居られる。併しかういふ變則は、現内閣員が、其の責任を回避し、只自己の安全を圖らんが爲めに、國家の大事を擲つて逃げ出した場合に起るものである。さうなると、現内閣員は、韓國からは、不忠の臣たる汚名を蒙り、日本から

は、不義の人として唾棄せられ、天高く地廣しと雖も、其の身を容るゝ處もないやうになりはせぬか。李首相の賢明なる、斯ばかり明白なる事理を解せぬ筈がない。併し、君の言はるゝやうに、李學均の跡を追うて、上海にでも逃亡するのは、妙計たるを失はない。』

最後の一匁は、戯談の積りで加へたのであつた。眞面目にばかり話してゐるのは、眞消息を引出す所以でないと思つたからである。そこで、吾輩は、殊更に呵々と笑ひながら、手づからビールを注いで、渠に勧め、自分も飲んだ。廣い應接間で、二人ざり、固より誰も居なかつた。李人植は、吾輩の懇談を聞いて、稍く安堵の思を爲した様子で、直ぐに其の話を次ぎの問題に移した。

『若し寺内統監が、飽くまで現内閣を信任して下さるといふ事であれば、李完用は、漫に責任を避けやうとする人ではありません。實を申せば、病軀を

努めて踏み留まらんとの決心を固められたのであります。さて、難問題は、王室の待遇である。現帝は、自ら位を退くの意を洩し給はざるに、臣子の分として、數千年來の社稷を一時に断絶する大事を言ひ出すに忍びないと語られたが、その時、李首相は、疲れた體を臥榻の上に横たへつゝ、聲と共に涙を落された。私は、それを一寸見て、正視することができませんでした。』

是れは、如何にも尤もな質問であると同時に、是非とも、心理的丈けにも先づ解決して置かねばならぬ要件であると、吾輩は考へた。單に現内閣が、併合談判に應ずるや否やを確めんとするのは、無理な注文で、さうして無駄な努力に終るに相違ない。故に先づ併合條件の大體を語るのが、現内閣の最後の決心を促がすべき唯一の方策であらう。それと同時に、根本問題の是非を論究して、將來先方が情實に訴ふべき餘地を豫防して置く必要もある。幸ひ、李人植は、吾輩を政治學の師と仰ぐなど、お世辭を言ひつつ、茶話の際

でも、屢々種々の政治的質問を發したことがあるから、吾輩は、先づ李人植に對し、一片の學說を試みる旨を豫告した上、其の頃、朝鮮史を研究して得たばかりの印象から說き起して、併合條件の大要に及ばんと考へた。

『君は、數千年の社稷と謂はれたが、それは、日本のやうな開闢以來、萬世一系の皇統を戴く國の事である。韓國の如き易姓革命、頻繁であつた國柄では、數千年の社稷など、言ふのは、無意味の浮辭に過ぎぬ。今併合と云へば、頗る奇異に響くかも知れないが、朝鮮内に於て、既に幾度びも併合があつた。併合より悪い征服もあつた。例へば、姑らく上古を措き、中世から見ても、新羅の金氏は、三十八代にして、高麗の王氏に征服された。その時、金氏は「曆數既に窮まれり、基業を復興するの望なし、願くは臣禮を以て相見えむ」と言つた。かくして新羅を滅ぼして、朝鮮の天下を取つた高麗の王氏は、それから、五百年の後ち、其の臣下たる李成桂の爲めに滅ぼされた。李成桂は、

當時の高麗王を以て、暗愚にして國政を執るに耐へぬものと認め、此の王氏を逐つて、自ら王位に即いた。李成桂は、即ち現皇帝李堯陛下の始祖である。趙重應などは、自ら高麗朝の功臣だと誇つてゐるが、果して然りとすれば、高麗の國王を逐ひ拂つて、其の位を奪つた李成桂の後裔たる現帝は、高麗朝の遺臣たる趙重應から見れば、舊敵に當る譯である。又外部との關係を見るに、今代の李朝になつてからも、支那の隸屬となつてゐたことがある。明朝からも、清朝からも、封冊を受けて、其の正朔を奉じ、李氏は、終始支那の皇室を陛下と尊び、支那側からは、朝鮮王殿下と呼ばれてゐた。甲午戦役の後ちに、日本が、支那の羈絆より、韓國を救ひ出してから、朝鮮は、漸く獨立の地位に上り、大韓國と言はれるやうになつたに過ぎぬ。されば、今、日韓併合と云つたとて、決して稀有の珍事ではない。

『況んやだ、吾輩の洩れ聞く所に據ると、今度の併合は、從來の變革の如く、

戰勝者が戰敗者を壓伏するやうなものでないのは勿論、彼の近世に於て、佛國がマダガスカルを併合し、又、米國が布哇を併合した時のやうに、被併合國王を虐待するが如きものと同日の論ではない。マダガスカル國王は、孤島に流謫せられ、布哇國王は、市民に落されたが、韓帝陛下は、併合後、日本皇族の待遇を受けられ、向ほ今日と異ならざる歲費を給せられ、やうといふのが、我が天皇陛下の優渥なる恩召であるかに承つてゐる。故に、現帝は、單に其の虚位空權を棄てらるゝのみで、實質に於ては、却つて安泰の地位に移られ、從來の如き宮中紛擾の煩累や危険などから脱出せらるゝ譯である。又内閣大臣は勿論、他の大官にして、併合の實行に與り、又之に關係しないまでも、非違の行動に出でざる者には、悉く榮爵を受けられ、且つ其の地位を維持するに十分なる恩賜金をも給せらるゝとの事である。されば、併合は日本の爲めばかりではなく、韓國の幸福である。之に由つて、韓國は、世界

の一等國たる日本帝國の一部となり、其のノ民は、半開國の隸民より、一躍して堂々たる帝國臣民となるのである。此處が、從來の朝鮮に於ける興亡や外國に於ける併合などに比し、全然其の趣を異にする所以である。』

吾輩は、尙ほ之に附け加へて、李人植の注意を促がした。前段の朝鮮興亡の事柄は、苟くも朝鮮歴史を知るほどの人の、容易に諒解する所、李人植の如き篤學者に對して、斯かる説明を試みたのは、釋迦に說法の類であらうと一笑したが、後段の韓國王室及大臣等の待遇に關する事柄は、大體確定して動かぬ所であると眞面目に明言した。

李人植は、吾輩の言ふ所を、常には注意を以て聽いてゐたが、吾輩の話が終ると、直ぐかう言つた。

『併合の實行問題に付ては、貴君が、専ら關係して居らること、諒解してゐますから、只今のち話は、一場の閑談でなく、日本政府の大體方針を語ら

れたこと、考へられますが、果して、さういふ寛大な條件で、併合が行はれるものとすれば、李首相の痛心せらるゝほどの難件でもないと思はれるからして、首相は、決して其の責任を避けんとして、内閣を去らるゝやうな事はなからうと、自分は確信します。實は、今晚、貴君一己の御考を窺ふ積りで參つたのでありましたが、僕伴にも、斯くまで打開けた御説を承ることができたのは、感謝の至りに堪へません。尙ほ茲に念の爲めに伺ひたい事は、お話の要領を、李首相丈けに内密に傳へたいと思ふが、差支はありませぬか。』  
固より差支のあらう筈はない。併し、渠が、かく念を推した底意は、吾輩の話したことが、無責任な想像説であるか、將だ。それが、本當の日本政府の眞意であるかを、一層確めて見たいといふのであらう。それと同時に、李人植が、繰り返へして言つた所の、李首相が内閣に踏み留まつて、併合談判に應するに相違ないと云ふ事が、果して信用ができやうか、或は、逆打の心

で見せた誘ひの隙ではあるまいか、此方では、それも、一應確めて見たかつた。

『只今、吾輩の話した所は、固より事件の全部でなく、其の小部分に過ぎないけれども、既に話しただけの事柄は、悉く眞實である。併し、今の處では、絶対祕密となつてゐるから、吾輩は、未だ曾て何人にも、一言だに口外したことではない。若し、今晚の話が世間に洩れるとすると、君より外に責任者がない譯である。君が李首相に話すだけは、差支ないとしても、李首相から外に洩されては大變だから、その邊は、言ふまでもないことだが、特に注意して貰ひたい。寺内統監の意圖は、和氣藪々の間に、合意的協定を遂げて、飽くまで、一家團欒の親愛關係を結びたいといふのである。若し相互に、意思が齟齬したり、希望が背驅してゐるに拘らず、一方は強制的に、他方は形式的に、一時を糊塗する丈けでは、當面の實行が、何ほど容易であつても、將

來に抜くべからざる禍根を貽すことになる。それでは、雙方の爲めにならぬから、併合の本旨は、徹底的に諒解せられねばならぬ。君が、李首相に話す時には、片言隻語を慎んでくれぬと、所謂毫釐の失、千里の差を生ずる患がある。その用意さへあれば、李首相だけに内密に洩されることは差支ない。但し吾輩の方にも、それに關心して一つの要求がある。それは外でもない。君の話を聞いてから、李首相の起された感想に就ては、必ず時を移さずに知らせて貰ひたい事である。由々しき大事を打開けた吾輩としては、是れが當然の要求であると、御承知を願ひたい。』

李人植は、此の意を諒とし、善惡に拘らず、一應報告に來る旨を言ひ遣して、十二時少し前に歸つて行つた。

李人植の前後の口吻から推察して、吾輩は、當方の併合條件が、先方の豫想してゐた所よりも遙かに寛大であつたやうに思つて、頗る快感を禁じ得な

かつた。吾輩は、渠が歸へると、直ぐに、彼我の對話を筆記した。翌朝、それを淨書して、寺内統監に見せた。李人植も、多分同じ日に、李首相に一部始終を告げたこと、思つた。併し、渠は、二三日経つても見えなかつた。やうやく四日目の八日になつて、又夜遅くやつて來た。其の間、吾輩は多少心配してゐたので、直ぐに會つて見ると、渠は、前晩のやうに沈鬱な顔をしてはゐなかつた。渠は先づ餘り訪問を續けると、或は世間の疑惑を招く虞があるので、態と三四日間差控へてゐたことを述べ、更らに前夜の談話の大要を、李首相に傳へたところ、李首相は、一々首肯されたのみで、各事項に對し、可否の意見を加へられなかつたが、唯々最後に、餘り永引くと、意外の故障が起るかも知れないから、一日も早く、時局を片付けた方が得策であらうと言はれた。それ丈けを、特に報告すると語つた。そこで、吾輩は、それは、如何にも御尤もある御注意であるから、早速寺内統監に傳へる旨を答へたの

みで、外に何も話をせずに別れた。

吾輩は、李人植の挨拶を、寺内統監に告げた上、最早談判開始の時機が熟したものと思はれる旨を付け加へた。そこで、寺内統監は、使者を立て、李首相を招かれた。此の使者は、曾て京城の日本公使館に通譯官として永らく在勤し、統監府になつてから、人事局長に就任してゐた國分象太郎であつた。國分は、使の事であるから、勿論、談判の内容には觸れなかつたが、先づ日韓併合の件に關し面會したしとの統監の意を傳へ、更に世間の注視を避ける爲めに、夜中にも、統監邸に來られてはどうかと注意した。すると、李首相は、夜中に往復すると、却つて世人の疑を招く恐れがあるから、寧ろ自畫公然趙重應と共に訪問致す方がよからう、幸ひ日本に於ては、例年には大洪水があつたといふ事であるから、統監を通じて日本皇室に水害の見舞を申上げると云ふ事にして伺はふと答へた。此の思付は、流石に李完用の偉い所

である。當時、統監邸の周囲には、内外の新聞記者や通信員が、晝夜を別たず、鶴の目、鷹の目で、監視してゐたのであるから、夜中たりとも、その注視を免かるることは六ヶ敷かつたのである。

李人植が、吾輩を最後に訪問してから八日目の八月十六日に、二頭立の馬車が、堂々として統監邸に走つて來た。その中に、李完用と趙重應とが同乗してゐた。一日千秋の思ひで待ち受けた所の新聞記者や通信員は、それ、談判の開始だと言ひつゝ、我れ先きに、統監邸に押し寄せて來た。受付で聞くと、水害見舞に來たのだと言ふ。それがあらぬか、僅か三十分も経たぬ中に、兩相は、再び馬車を驅つて、堂々と引返へして行つて了つた。厚顔な、否職務に忠實な操觚者連中は、吾々を要して、何事が、議題に上つたかと、頻りに探らんと試みた。吾々は、渠等の質問に對して、心ならずも偽りの答を與へた。我が天皇陛下までも宸襟を惱まし給ふほどの水害があつたので、單

にそれに對する見舞の挨拶を述べるために來たのである。併合談判の豫備交渉に、白晝公然人の耳目を冒して堂々と乗り込むといふやうな事は、朝鮮ではない圖ではないかと、巧みに渠等を欺いた。其の後數日間何の音沙汰もなかつたので、渠等は、吾々の言辭を信じて、談判の開始とは思はない様子であつた。斯る白々しい虚言を吐くのは、如何にも心苦しかつたけれども、國家の大事には代へられなかつたのである。今日となつて、吾輩は、始めて其の内容を開くべき自由を有する。責めてもの罪滅ぼしに、いざ、これより其の真相を語らう。

## 第十章 併合談判

明治四十三年八月十六日に、總理大臣李完用が、農商工部大臣趙重應を伴うて、寺内統監を、南山の官邸に訪問したのは、實は、寺内統監の招に應じて日韓併合に關する第一回談判を開くべき諒解の下に來たのであつた。尤もこれは、正式の談判ではなく、豫備協議とも謂ふべきものであつた。愈々條約締結の段取になつてから、始めて正式の手續に入るべき筈になつてゐた。李首相は、全然日本語に通じないので、對談は、總て趙重應を通じて運ばれたのである。

此の會見に於て、寺内統監は、先づ、日本が、韓國の爲めに、前後二回の大戰を賭したこと、爾後、四年に亘り誠意を傾けて保護制度の實行に努めたこと等より說き起し、内外の形勢に鑑み、現時の如き複雜にして統一を缺け

る制度を以てしては、徹底的に、韓國扶掖の目的を達する見込なき理由より、更に、將來に於ける韓國王室の安全を保障し、且つ韓國官民の福利を増進せんが爲めには、兩國相合して一體となり、彼我の畛域を撤回して政治機關の統一を圖るの外、他に途なしとの結論に至るまで、簡明に口述せられた後ちに、李首相が、他の閣員等に協議する便宜に資せんが爲め、左の覺書を渡された。

日韓兩國ハ境土相接シ人文相同シク古來吉凶利害ヲ俱ニシ終ニ分離スヘカラサルノ關係ヲ成セリ是レ帝國カ敢テ前後二回ノ大戰ヲ賭シ數萬ノ生靈ト幾億ノ財幣ト犠牲ニ供シ以テ韓國ヲ擁護シタル所以ナリ、爾來帝國政府ハ孜々トシテ韓國ノ扶掖ニ盡瘁シタリト雖現在ノ如キ複雜ナル制度ニテハ到底韓國皇室ノ安否ヲ恒久ニ確保シ且韓民全般ノ福利ヲ完全ニ保護スル能ハサルニ依リ、兩國相合シテ一體ト爲リ彼我ノ差別ヲ撤去シ以テ韓國ノ統治機關ヲ統一スルヲ以テ相互ノ便宜ト認ム、故ニ日韓ノ併合ハ彼ノ戰爭又ハ反感ノ結果ヨリ生スルカ如キ事態ト同視スヘカラサルハ勿論寧ロ和氣霭靄タル間ニ協定ヲ遂クヘキモノニシテ、韓皇陛下ハ時運ノ趨勢ニ鑑ミ自ラ進ムテ其ノ統治權ヲ我カ天皇陛下ニ譲與セラレ其ノ位ヲ去リテ將來萬全ノ地位ニ就カルヘク尙ホ現皇帝陛下、太皇帝陛下、

## 一例・談合併

皇太子殿下其ノ他各皇族ノ康寧ト韓民上下ノ福利ヲ保障セムカ爲メ一ノ條約ヲ締結セラル、コトナルヘシ、其ノ條約中ニハ大略(一)現皇帝、太皇帝兩陛下、及皇太子殿下、其ノ后妃及後裔ハ相當ナル尊稱、威儀及名譽ト之ヲ保持スルニ十分ナル歲費ヲ受ケラル、コト、(二)其ノ他ノ皇族ニモ現在以上ノ優遇ヲ賜ハルコト、(三)勳功アル大臣元老其ノ他ノ韓人ニ榮爵ヲ授ケ之ニ相當スル恩賜金ヲ與ヘラル、コト、(四)日本國政府ハ全然韓國ノ統治ヲ擔任シ法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及財產ニ對シ十分ナル保護ヲ與ヘ且其ノ福利ノ増進ヲ圖ルコト、(五)誠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ハ之ヲ朝鮮ニ於ケル帝國官吏ニ任用スルコト等ヲ規定セラルヘシ

茲ニ貴大臣ノ参考ニ供スル爲メ條約締結ヨリ生スル結果ノ概要ヲ述へ置クヘシ先ツ現皇帝陛下ハ統治權ヲ譲ラル、ト同時ニ太公殿下ノ尊稱ヲ授ケラルヘク皇太子殿下ハ其ノ世嗣トシテ公殿下ノ稱ヲ賜ヒ相續ノ上ハ太公ト爲ラレ子子孫孫世襲スヘキモノニシテ公家ハ永久ニ存續スルコトトナルヘシ  
太皇帝陛下ハ現今ト雖退隱ノ御身ニシテ別ニ一家ヲ立テラル、思召ナキハ勿論ナレトモ特ニ恩典ヲ以テ其ノ一代ハ現皇帝陛下ト同シク太公殿下ノ尊稱ヲ受ケラレ三方トモ日本皇族タル禮遇ヲ賜ハル  
ヘシ前述ノ尊稱ハ現今ヨリ稍々降レルカ如シト雖史ヲ案スルニ此ノ國歷代ノ王朝ハ終始正朔ヲ隣國ニ奉シ過ク日清戰役前後迄ハ王殿下ト稱セラレ其ノ後日本國ノ庇護ニ依リ獨立ヲ宣布シ始メテ皇帝陛下ト稱セラレタルニ過キサレハ今太公殿下トシテ日本皇帝ノ禮遇ヲ受ケラレ、ハ之ヲ十數年前ノ地位ニ比シ必シモ劣等ナリト謂ヘカラス之ヲ以テ數百年來ノ尊嚴ヲ激變スルモノト認ムルカ如

キハ無稽ノ甚シキモノナリ殊ニ從來現皇帝、太皇帝兩陛下及皇太子殿下ノ受ケ居ラル、室廷費ハ毫釐モ減少スルコトナク其ノ全額ヲ右三方ニ供給セラルヘキ我カ天皇陛下ノ聖旨ナルヲ以テ今後ト雖現在ト同様ニ富裕ナル生計ヲ營マル、ノミナラズ太公トシテ日本皇族タル禮遇ヲ受ケラル、ニ於テハ爾後何等ノ變故ニ遭フノ患ナクシテ永久ニ安全且羣固ナル地位ヲ得ラルヘシ又既ニ現今ト同額ノ歲費ノ給與ヲ受ケラル、カ故ニ從來ノ宮内府、承寧府其ノ他皇室附各官ハ其ノ職名ニハ變更ヲ來スヘキモ依然其ノ地位ニ在リテ從前ト同シキ俸祿ヲ受クルコトヲ得ヘシ

義親王以下ノ各皇族ハ其ノ從來ノ格式ニ應シ公、侯、伯等ノ榮爵ヲ授ケラレ其ノ歲費ハ執レモ現在ノ定額ヨリモ増加セラル、管ナレハ今日ヨリモ一層尊富ナル歲入ヲ賜ハリテ十分ニ其ノ體面ヲ維持スルヲ得ラル、コトヲナルヘシ

現内閣大臣ニシテ其ノ有終ノ職責ヲ盡シ圓滿ニ時局ノ解決ヲ遂行スルニ於テハ特ニ他ニ擢ンテ、特別ノ恩賞ヲ賜ハリ榮爵ヲ授ケラレタル上終生幸福ナル生活ヲ爲スニ足ルヘキ恩賜金ヲ與ヘラル、ノミナラス皆中権院ノ顧問ニ任セラレ將來ノ施政上諮詢ヲ受クルノ名譽ヲ擔フヲ得ヘタ其他ノ現在ノ親、勅、奏、判任官、元老、前大臣等ニ對シテモ各其ノ等差ニ應シテ夫々恩典ヲ賜フヘキハ勿論一般士民ニ對シテモ亦各其ノ生業ヲ得セシメムカ爲メ授產其本金ヲ頒賜セラルヘキ聖旨ナリ

條約締結ノ順序トシテ貴大臣ハ先ツ開議ヲ經メタル上韓皇帝陛下ニ如上ノ趣旨ヲ言上シ條約締結ノ爲メ全權委員ノ任命ヲ奏請セラルヘキハ旨フマテモナシ而シテ貴大臣ト本官トハ其ノ職責上條約締

結ノ大任ニ當ルヘキハ勿論ナリ抑々此ノ條約タルヤ日韓親善ノ極致ニ成リ兩地ノ通連ニ貢獻スルモノナルカ故ニ其ノ局ニ當ル者ハ互ニ丹誠ヲ披瀝シ和衷協同以テ其ノ職責ヲ全ウスルヲ要ス惟フニ現皇帝陛下ハ天資雍熙能ク大局ニ順應スルノ盛徳ヲ具ヘラレ又貴大臣ヲ首相トスル現内閣ノ各員ハ孰レモ識度高邁濟時ノ略アリ必スヤ我カ天皇陛下ノ宏謨ニ信頼シテ其ノ出處ヲ誤ルコトナカルヘキハ本官ノ確信シテ疑ハサル所ナリ

李首相は、寺内統監の説明を聞き、且つ此の覺書を一讀したる後ち、大體斯う答へた。

「韓國の現狀が百事頽廢に歸し、自ら刷新するの力なきが故に何れの國にか頼らざるを得ざるは、今更ら申す迄も無き事であり、而して韓國扶掖の任に膺る可き者が、日本を指いて他に無い事は、萬國の齊しく認むる處である。併し、曩に併合問題が世間に喧傳せらるゝに方り、其の説く處、一樣ならざりし爲め、自分等は果して如何なる形式に於て併合を實行せらるゝことなるか、其の大體をすら揣摩するに苦んで居たところ、今日初めて詳細に其の條

件を承知する事が出来たのである。今日は、彼は自分の意見を述る時機で無いとは思はるゝが、茲に先づ差當りの希望を一言致したいのは、國號及太公の稱號に對して少しく御考慮を煩はしたいと云ふ事である。即ち國號は依然韓國の名を存し、皇帝には王の尊稱を與へられたいと云ふのが、今自分の心に浮んだ希望である。蓋し此事たるや、主權なき國家及王室としては單に形式に過ぎないのであるが、一般人民の感情から考へると、頗る重大なる問題と思はるゝ。曾て韓國が清國に隸屬したる時代に於ても、尙ほ國王の稱號を存したる歴史あるが故に、王稱を與へられ、其の宗室の祭祀を永久に存續せしめるゝ事になつたならば、人心を緩和するの一方便ともなり、仰せの如く、和衷協同の精神にも副ふ事であらうと信ずる。』

寺内統監は之に對して、斯う答へられた。

『韓國側の事情のみより見る時は、御希望の件々は、至極尤もなるが如くに

思へるが、併し一般の國際關係から考慮すると、既に併合實行後に王位を存續するの理由が無いのみならず、之を存續す可き何等の必要とも認むる事が出来ない。殊に若し之を存續する時は、却つて將來に過根を貽し李氏の宗室を永久に安全ならしむる所以で無いかも知れない。故に瑣々たる情實に拘泥せず、寧ろ斷然名實の分界を明かにし、將來紛擾を釀すが如き淵源を杜絶する方が宜くは無いか。況んや世界何れの國と雖も、主權を有しない者が、王位を歴世に傳承すると云ふ事は例の無い事である。併し貴下の所謂王稱なるものは、或は位に伴ふと云ふ意味で無くして單に名稱を存すると云ふ意味であるとすれば、王と云ふよりも寧ろ太公と稱する方が、其の尊嚴を維持する上に於て最も適當なる事と思はるので、特に王の名稱よりも尊き太公の名稱を我が聖天子の特旨に依つて與へられるものである。又國の内に國ある筈なれば、兩國統一の後ちに、韓國といふ名稱を存置するは、妥當を缺く嫌

がある。』

李首相は、『若し自分の希望にして貴國政府の容るゝ所とならないとすれば徒らに其の主張を固守したとしても何の效果なきのみならず、或は妥協の精神に副はぬかも知れぬ。併し自分の立場としては現皇帝の尊稱を太公とせらる事に對しては、此席に於て直ちに御請すると云ふ事は困難である。退出後篤と熟考した上で、更に何分の御答を致す事にする。』と言つた。

寺内統監は、其の意を諒とし、更に覺書以外の別案として、地方の人民に對する教育、授産、備荒等の基金分配に關する方法等を説明せられた。

李首相は、終に臨んで、『王稱の問題は自分に於て承諾するを難しとするのみならず、閣員一同も亦同一の感想を有するは勿論であると信ずる。之を同僚に協議するに方つて、渠等をして強るて之に同意せしめやうとする時は、或は之を國論に訴へやうと云ふ考から、機密の漏洩する虞もある。能く祕密を

守り、誠意を以て自分を補佐する者は、閣員中農商工部大臣趙重應丈けであるから、先づ篤と渠と協議し其の結果は時々趙重應を通じて傳達することに致したい。之は度々自分自ら往復するときは、世人の耳目を惹く事になると思ふが故である。』と語つた。

寺内統監は、此の申出を承諾し、尙ほ念の爲にして、『此の併合問題は、國家の統治権を授受する事であつて、頗る重大な變化である。随つて正式の談判に移るの順序としては、韓帝より時局解決に必要なる勅命を降されて、其の勅旨に基づき、條約締結の事に移るべきである。斯くなれば、首相及閣員の立場も頗る圓滑になるであらうと思はれる。是は申す迄も無き事ながら、序でを以て注意して置く。』と告げた。

以上の内交渉は僅かに三四十分を要したに過ぎぬ。

其の日の午後九時頃に、農商工部大臣趙重應が、統監邸を訪問して、當日

交渉の問題となつた國號と王稱の點に付て、斯う申出した。

『本日拜受したる覺書を熟讀致したる處、大體に於て異議は無いのである。併し國號丈けは是非其保存して頂きたい。古來の歴史に顧るに國號までも失ふと云ふ事になつては、頗る韓國上下の感情を害し、或は延いて紛擾を來す事が無いとも限らぬのである。又王稱に至つては、曩に清國に隸屬したる時代に用ひたる稱號を、其の儘踏襲したいと云ふ希望に過ぎない。太公なる稱號は世界の例に依れば、誠に立派なる尊稱であるかも知れぬが、韓國從來の事情は、之と趣を異にし、未だ曾て太公なる稱號を用ひた事が無い。又支那に於ても、太公と言へば寧ろ王よりも下位に在るが如くに思はれて居つた。それで先決問題として國號を存し、王稱を與へられる事を希望するのである。若し此二點にして双方の意志が一致する事が出來ぬ場合には妥協の道が無いと云ふ事を痛心致す次第である。是は内閣總理大臣の命に依つて申上げる。』

寺内統監は之に對し、答へて言はれた。

「今朝李首相に詳しく述べて置いた通り、此等の事項は、我が廟議の決定する事に係り、自分は單に勅命を奉じて實行の任に膺るものであるから、覺書所載の方法を探るより外に道が無いのであるが、出來る丈け、韓國の事情に適應する處置に出でやうと云ふ事は、自分の衷心から望む所である。先づ國號の問題であるが、韓國と云ふ國號は、日清戰爭後、日本が特に勧めて名づけたる名稱であるのみならず、日本帝國內に別に韓國と云ふ國號の存すると云ふ事は、當を得たものでないから、寧ろ之を舊稱に復し、朝鮮と改むることにしたならば、どうであらうか。其から王と云ふ事であるが、王に優る太公の名稱を賜らんと云ふ我が聖旨であるのに、貴方に於て、太公より一段低き名稱である所の王の名を存したいと云ふ希望に對しては、或は貴意に應ずる事が出來るかも知れぬ。」

趙農相は、之に對して、若し韓國を朝鮮とし、王稱を保存して朝鮮王と稱せられる事になれば、誠に幸であると云ふ旨を述べた。併し朝鮮王と云へば、或は朝鮮統治者の如く誤解を來す憂があるので、更に協議の上、寺内統監は、帝國政府に稟議すべき案件として左の通り、筆記して趙重應に示された。

一、韓國の國號を自今朝鮮と改むる事

一、皇帝を李王殿下太皇帝を李太王殿下及皇太子を王世子殿下と稱する事  
趙重應は、右にて然るべしと認むるも、一應李首相と協議して確答致すべしと言つて、退出した。

翌十七日午前十時に、李首相は、使者を統監邸に寄越して、趙重應の齋したる懸案に付き、尙ほ閣員と協議を遂ぐるの必要があるから、之に對する確答を同日の午後八時まで猶豫せられたいと申出た。

指定の時刻になると、李首相は終日閣員と協議したるも未だ全員の同意を

得るまでに達しない。併し國號と王稱に關する自分の主張にして帝國政府の  
容るゝ所となれば、自分は責を負うて閣議を統一する事に盡力致さうと考へ  
るから、趙重應に示された通り、國號を朝鮮と改め、又皇帝を李王殿下と稱  
せられる事に御決定あらん事を希望する旨を通告して來た。

## 第十一章 併合條約案の内示

寺内統監と李首相との會見に於て、先づ議題となつたものは、國號と王稱との二つであつたが、是れは、大して六ヶ敷い問題ではないと、吾輩は思つた。先方で、始めには、韓國の名稱を存續しむとの意見を出したが、後には、朝鮮と改めて貰ひたいと言ひ出した。先方で、此の問題を重視したのは、日本の新聞紙中に、韓國の國號を廢し、帝國領土にふさはしいやうな新稱を付けるが宜しからうといふ議論があつたからである。併し、併合後、韓國を朝鮮と改むることは、我が廟議で既に決定してゐた所であるから、先方の最後の要求は、偶然にも當方の決定に符合するものであつた。又太公を王に改められたしといふ、先方の希望とて、之を容るゝに、何の支障のある筈がない。元來、太公といふ特殊の尊稱を選ばれた理由は、單に韓帝を王

若くは親王の上席に置かんとする御慮に出でたものであるから、王稱としたしとの、先方の希望は、當方より見れば、寧ろ謙遜の申出とも思はれる位であつた。尤も既に太公の尊稱を賜はることに、御裁可済になつてゐたのであるから、先方の希望に應じて、それを改むるには、更に御裁可を仰がねばならぬことは、勿論であつた。そこで、寺内統監は、十七日の午後八時に、李首相から通告して來た所の、國號を朝鮮とし、太公を王に改めんとする希望を、即刻電信を以て、帝國政府に稟申された。翌十八日の午前中に、帝國政府より右兩件に付き、先方の希望を容るゝことに御裁可を得た趣の返電が來た。此の日の正午に、寺内統監は、李首相を招き、國號及王稱の兩件に付き、全然先方の希望通りに御裁可を得た旨を告げ、此の上は、既に李首相の約束した通り、進んで閣員の意見を纏め、直ちに併合條約の締結に着手する順序となるべき由を述べられた處、李首相は、先づ其の好意を謝し、然る上は、

歎んで、微力を盡すべきことを誓つた。寺内統監は、茲に始めて左の條約草案を出して、李首相に示された。

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ハ兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ノ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ爲ニハ韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カラコトヲ確信シ茲ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲日本國皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ韓國皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ右全權委員ハ會同協議ノ上左ノ諸條ヲ協定セリ

### 第一 條

韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ譲與ス

### 第二 條

日本國皇帝陛下ハ前條ニ掲ケタル譲與ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス

### 第三 條

日本國皇帝陛下ハ韓國皇帝陛下太皇帝陛下皇太子殿下竝其ノ后妃及後裔ニシテ各其ノ地位ニ應シ相當ナル尊稱、威儀及名譽ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歲費ヲ供給スヘキコトヲ約ス

### 第四 條

一、示内案約條合併

日本國皇帝陛下ハ前條以外ノ韓國皇族及其ノ後嗣ニ對シ各相當ノ名譽及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供與スルコトヲ約ス

第五條

日本國皇帝陛下ハ勳功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ爲スヲ適當ナリト認メタル者ニ對シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ與フヘシ

第六條

日本國政府ハ前記合ノ結果トシテ全然韓國ノ施設ヲ擔任シ同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及財產ニ對シ十分ナル保護ヲ與ヘ且其ノ福利ノ増進ヲ圖ルヘシ

第七條

日本國政府ハ誠意忠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ相當ノ資格アル者ヲ事情ノ許ス限り韓國ニ於

ケル帝國官吏ニ登用スヘシ

第八條

本條約ハ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
右證據トシテ兩全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

此の條約案は、素と外務省の起草に係り、閣議で決定になつたのを、寺内

統監が、京城に着任されてから、實際の事情に照らして、更に幾分の修正を加へたものであつた。其の修正といふのは、専ら枝葉の點に過ぎなかつたが、茲に特筆すべき價値ありと思はるゝ部分は、その前文である。外務省の原案では、『日本國皇帝陛下』以下『コトヲ欲シ』までが、左の如くであつた。

『日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ハ韓國ノ現制ヲ以テ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ不十分ナリト認メ根本的ニ之ヲ改善スルノ急務ナルコトヲ顧ヒ且韓國人民ヲシテ永久ノ康寧ヲ享ケ善政ノ德澤ニ裕シ生命財産ノ完全ナル保護ヲ得セシメムコトヲ欲シ』云々

是れは如何にも事實の眞相を穿つたものであり、又外交的辭令にも適つたものであつたけれども、『韓國ノ現制ヲ以テ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ不十分ナリト認メ』と云ふのは、餘りに露骨に過ぎ、又『韓國人民ヲシテ永久ノ康寧ヲ享ケ善政ノ德澤ニ浴ざたるは、猶ほ及ばざるが如き、感なきを得なかつた。殊に、韓廷に於て、

思ひの外なる好感を以て、併合談判を迎へんとする様子が見えてからは、一層、かゝる露骨、厲害を用ゐるにも及ぶまいし、又かゝる浮華の巧言を弄する必要もなくなつた。別けて、世界列國に對しても、“Honesty is the best policy”『正直は最善の政策』で行く方がよからうと思はれたので、美辭や壯語を避け、平明率直に相互の意思を表示すべき的確な文字に改めることとなり、簡単に『兩國ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ』と改めて、併合が韓國の爲のみならず、日本の利益である趣旨を明かにし、尙ほ『東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコト欲シ』の數字を加へて、日・支・露三國の間に介立する國際間の禍根を除くといふ意味をも明かにしたのであつた。其の外には、文字を改め、條項を前後した位で、取り立てゝ擧げる程の訂正を加へる必要がなかつた。

右等の修正は、吾輩が、李人植と會談してから後に、寺内統監が、吾輩

の卑見を採用し、帝國政府に電稟して、許可を得られたものである。

寺内統監は、此の條約案を、李首相に示し、之に大體の説明を加へた上、更に、此の條約案を土臺として、談判を開くには、互に正式の全権委任状を要する旨を述べられた。

李首相は、條約案の各條項を閲讀し、之に對する説明を聞いた後ち、自分としては、差當り、疑問も異議も持たないが、正式に此等の條項を討議するに先だち、一應、内閣各大臣の之に對する意見を確むる必要があり、殊に、條約の根本義たる統治權の授受に付き、隆熙帝陛下の内意を伺ふに非らざれば、全權委任狀の御下付を奏請し難き事情を述べ、且つ恰かも當日(十八日)が、定例閣議の日であるから、此の日の午後に、此の條約案を閣議に附し、何分の御返事に及ぶべしと言つて立去つた。

其の晩、李首相の通告に依ると、併合條約案に對し内閣多數の同意を得た

るを以て、今度は、隆熙帝から全権委任状を受くる手續に移る筈であるとの事であつた。尙ほ多數と言つて、全部と言はなかつた理由は、閣員中に一人の頑強なる反対者があつたからである。それは、學部大臣李容植であつた。此の時の内閣員は、李首相、趙農相の外、内部大臣朴濟純、度支部大臣高永喜、及學部大臣李容植の三人であつた。外部大臣は、韓國の外交権が、保護條約に依り、帝國の管理に歸した時から、廢官となり、又軍部大臣は、近衛兵以外の軍隊が解散になつた時から廢官となつたのである。

茲で李首相趙農相以外の三大臣の性格閥歴に付て、参考の爲めに、一寸一言して置く。

内部大臣朴濟純は、學問もあり又識見もあつて、當時、世間に能く知られてゐた人物であつた。此の人は、伊藤公が、明治三十八年十一月に、保護條約を締結された時の外部大臣であつたが、其の時、學部大臣たりし李完用と

共に、大勢の趣く所を看破し、衆議を排して、自ら保護條約に調印した。その後ち、李完用内閣の前に、一時總理大臣を勤めた人であつた。又度支部大臣高永喜は、稀に觀るほどの、溫厚篤實な君子人で、其の系圖で見ると、其の祖先は、昔の耽羅、今の濟州島の最初の領主高乙那であつて、日本から移住して來たと信ぜられる記録もある（附錄參照）。現に東京に居る王世子附李王職事務官高義敬は、高藏相の長子であるが、容貌端麗、人格高潔、立派な男である。暫く王世子の御用掛を勤めてゐた古谷久綱と一處に居る時などは、何人も、古谷を朝鮮人、高義敬を日本人と思つた位であつた。

朴齊純と高永喜との兩相は、李首相の説明を聞いて、併合の止むべからざる事情を諒とし、條約締結に賛同したが、獨り學部大臣李容植は、「君辱臣死」など、慷慨して、同僚の言ふ事に耳を傾けなかつたと言ふ事であつた。李容植は、儒生の棟梁として聲望があり、容貌頗る魁偉、面を掩ふの鬚髯は、長

く胸に垂れ、眼光爛々、音吐朗々、見るから頑固さうな學究であつた。此の人は、大臣になる前に、日本觀光團に加つて、東京へ來た時に、上野の精養軒に招待された席上で、一場の演説を試みた事があつた。これは、固より朝鮮語でやつて、通譯を介したのであるが、其の冒頭に、『思はざりき、孔孟の教以外に、國を治むる法あらんとは』と叫んだ。それは、日本の進歩に敬服したのだが、それとも、日本の歐化を嘲笑したのだが、聽く者をして、五里霧中に迷はしめた。兎も角も、一種の人物であつたので、伊藤公は、かゝる人物を野に置くのは、惜くもあり、又多少の危険も伴ふものと見られたものか、其の後間もなく、渠を抜擢して、學部大臣の椅子を與へられた。八幡太郎義家が、安倍宗任を親近した格であつた。一體、伊藤公は、己れに反対する敵方や、又は世間で謂ふ危險人物などを重用する度量を持つて居られた。昔、西園寺公望が、佛蘭西から歸つて、東洋自由新聞を發行し、盛んに、ル

ソーヴの民約説にかぶれた自由民権論を唱へ出して、伊藤公の專制主義を攻撃した時に、伊藤公は、西園寺侯を壓迫する代りに、却つて侯を待つに榮職を以てし、忽ち莫逆の友と化して了つた。西園寺侯が、危險思想の張本人で終らずして、誠忠無二の大政治家となつたのは、畢竟、伊藤公の御陰である。又國事犯で處刑を受け、宮城の監獄から放免されたばかりの陸奥宗光を擢んで、公使とし大臣とし、國家有用の大材たらしめたのも、伊藤公であつたが、公は、所謂危險人物を懷柔して、善用するのが、得意であつた。公が、此の慷慨儒者李容植を引き上げて、學部大臣たらしめたのも、全く同じ筆法から出たのであつた。併し、公の知遇に感じて、大勢を大觀するほど大悟徹底すべき筈の李容植は、同僚多數の意向に背いて、併合條約に反対した。渠は、果して、飽くまで、其の頑固氣質を固持せんとする積りであつたの乎。李首相は、學部大臣李容植一人の外、全閣員の意見を纏めたので、更に、

進んで、併合條約の草案を隆熙帝の親閥に供し、大體の御裁可を得たる上、條約締結に必要なる全權委任狀の下付を請ふ筈になつてゐた。其の順序として、宮内府大臣及侍從院卿と打合をせねばならなかつた。他の文明國であつたならば、總理大臣自ら元首に謁見し、條約締結の事情を具陳して、全權委任狀を求むる丈けで済むのであるが、當時の韓國に在つては、宮中と府中とは、制度上に於て、相對立し、實際に於て、殆んど同等の勢力を持つてゐた。その上、重大の事件になると、兎角、その責任を、自ら回避し若くは他に轉嫁しやうといふ畫策を、雙方で、絶えず廻らしてゐた。それ故へ、府中の提案に對しては宮中に於て、猜疑の眼を以て、之を批判し、又宮中で定めた事柄は、府中から妨害するといふやうな奇觀を呈してゐた。今、國家の併合といふやうな大事件に對し、總理大臣から、單に大要を奏聞した位では、到底御裁可の下る筈がない。韓帝は、之に對し、裁決せらるゝ以前に、必ず宮中

に御下問になるのである。宮中と云へば、表面、宮内府大臣、侍従院卿に依つて代表されてゐたが、其の背後には、有力なる皇族と元老とが控へてゐたのであるから、此の宮中が容易に動かない、又事實、容易に動くことができなかつたのである。

李首相は、内閣會議の翌日、即ち十九日に、宮内府大臣閔丙奭と、侍従院卿尹德榮とを招いて、時局解決の必要な理由を説いて、先づ宮中の意向を探らうとした。併し事の漏洩を慮つて、細目には深く立入らなかつた。閔宮相及尹侍從長は、それに對して、容易に、賛同の意を表さなかつた。かういふ報告が李首相から來た。此の報告を聞いた時に、吾輩は、李首相が、なぜ胸襟を披いて、事件の全部を開けなかつたか、なぜ、寺内統監が、始めから、誠を推して之を人の腹中に置いたのと同じ態度を、李首相が、閔尹兩官に對して執らなかつたかを怪しんだ。併し、李首相の境遇は、寺内統監の

それに比し、大に異なるものであつた。若し李首相が、自ら劇かに併合の效能を説き立てるに、さなきだに猜疑深き宮中をして、必ず内閣が既に日本の薬籠中の物と化したものと邪推せしむるに違ひない。之が爲めに、却つて反対の氣勢を煽ほることになるかも知れぬ。是れば、從來の經驗に徴しても、然るべき懸念であつた。李首相が、自ら事件の全部を打明けなかつたのは、深い考があつたと見える。果せる哉、李首相は、此の報告を、寺内統監に傳ふると同時に、左の如き希望を述べた。

『萬一、宮中の反対に依り、正式の全權委任狀を下されないやうな場合に立ち至るならば、止むを得ず、自ら隆熙帝に謁見し、條約案を観覽に供して、直接に御裁可を仰ぎたる上、勅旨に依つて、條約に調印する事になるかも知れぬ。是れは、韓國の舊例に照らし、必ずしも違法ではないのである。併しかゝる變則を避け、飽くまで圓満に總ての形式を履行したい考である。元來、

斯の如き重大な事件になると、御前會議で決定するのが恒例になつてゐるから、少くとも、御前會議を開く丈けの手續は、是非践みたいと思ふ。之が爲めには、先づ宮内府大臣及侍從院卿の、完全なる諒解を得て置かねばならぬ。此の兩官に對し、自分より細目に亘つて説明するよりも、寧ろ統監から、直接に、併合の趣旨を十分に開示せられたならば、兩官に於て納得することができやうと思はれる。別けて、條約締結に必要なる手續に就いて、兩官に詳細に説き示されたい。是れは、府中のみならず宮中をも監督すべき職責を有する統監として、當然執られて差支なき措置と思はるゝので、敢て願致す次第である。』

此の話は、二十日の事であつたが、寺内統監は、望に應じ、翌日の二十一日の午前十時に、宮内府大臣閔内夷と侍從院卿尹德榮とを、官邸に招いて、併合の本旨より、其の實行方法に至るまで、詳細に説明し、既に閣議を経て

條約を締結するまでの時機に達したのであるから、其の手續に於て、秋毫の遺漏もないやうに注意して貰ひたい。殊に御前會議は、單に形式ばかりに止まらず、各方面の代表者を網羅して、十分に審議を盡すことゝし、飽くまで合意の協定を遂げんとする本意を没却せぬやうに注意をして貰ひたいといふ趣旨を告げられた。

閔宮相及尹侍從長は、寺内統監の説示に對し、實は、曩に李首相よう大體の事情を聞いた時には、自分等に於て、賛否を言明すべき筋合ではないと思つたが、今、徹底的の説明を承つて、能く事の真相を諒解した。就ては、統監の御注意に従ひ、自分等當然の職責を盡すに於て、必ず遺算なきことを期すべき旨を答へて退出した。

其の後ち、閔宮相及尹侍從長は、李首相の協議に接した際、事態の大要を奏上して、二十二日に御前會議を開くべき御裁可を得たのであつたが、猶ほ

統監の説示に接してから、更に光武帝に謁見して、併合實行の順序に就き約三十分に亘つて、委曲伏奏した處、陛下は、兩官の言上を聞き給うて、大勢既に定まつた以上は、寧ろ速かに、必要の手續を履行して、事態の安定を圖るを善しとすとの御言辭を賜はり、御前會議は、當日午後一時を期して開くべき旨を命ぜられた趣を、右兩官より寺内統監に通告して來た。

此の時分に、李首相が、多少懸念に思つたのは、太皇帝の意向であつた。太皇帝は、前にも述べた通り、四十餘年間も、朝鮮の政柄を握つて居られ、賢明の譽れの高い御方であつたが、又不幸にして、屢々陰謀の渦中に投ぜられた事實もあつた。今は、位を退かれて、隠居の身であつたから、無論政治には關係せられなかつたけれども、王室の首腦として、相當の尊敬を受くべき位置に居られたのである。そこで、李首相は、太皇帝の侍從長とも云ふべき承寧府總管趙民熙を招いて、併合條件の大要を語り、太皇帝の、之に對す

る恩召を伺はしめた。趙總管から、其の趣を、太皇帝に傳達した處、皇太帝は、自分は、一切政治に干與しないから、本件に對しては、可否共に、何等の意見をも持つて居らぬ、何事も、總べて現帝の措置に任せる覺悟である旨を語られたといふ事であつた。此の事も、李首相から寺内統監に通告して來た。寺内統監は、かの祕密書類發見以來、太皇帝が一層謹慎して居たので、此の方面に就ては、餘り心配しなかつた。

斯くて、總ての手順は残りなく整つたので、併合條約の運命は、正さに來る二十二日の御前會議で定まる事になつた。

## 第十一章 御前會議と併合條約調印

御前會議は、愈々二十二日の午後一時を以て開かれた。宮内府大臣及侍從院卿の進言もあつたらうが、光武帝の恩召に依つて、此の會議には、國務大臣の外、皇族方の代表者として、其の首班たる興王李熹殿下、元老の代表者として、其の筆頭たる中樞院議長金允植並に武人側の代表者として、侍從武官長李秉武等を召さることになつてゐた。定刻になると、内閣總理大臣李完用は、先づ内部大臣朴齊純、度支部大臣高永喜、及農商工部大臣趙重應と共に參内した。然るに、獨り『君辱臣死』など、言つて頑張つてゐた學部大臣李容植が見えなかつた。それには、一寸滑稽な話がある。曩に、李首相が閣員を召集して、大體の事情を説明し併合問題を閣議に附した時に、李容植獨り反対の態度を執つて動かなかつたが、既に多數の賛同を得た以上、李學

相一人が異議を唱へたとて、左まで重を置くにも及ぶまい、御前會議に於て大多數で決定せらるゝことになれば、李學相も屈服するであらうといふ趣を初めは、李首相から寺内統監に報告して來た。然るに、その後ち閣員と協議を遂げた結果、宜しく嚴肅なるべき御前會議に於て、無作法なる大言壯語を放つて反對論を絶叫する者が、内閣側から出るやうでは、啻に畏れ多い事であるのみならず、李首相に於て、内閣不統一の責をも負はねばならぬから、暫く李容植を遣さけることにした方が宜からうといふ意見に一致し、此の時に、恰かも日本内地に於て、空前の水害が起つたのを奇貨とし、學事視察を兼ね、水害見舞といふ名儀を以て、李容植を内地に派遣することに決したといふ事で、李首相から、改めて寺内統監の承認を求めて來た。寺内統監は、之に對し、別段異存を唱ふる理由もあるまいとて直ぐに承認を與へられた。吾輩は、一李容植の爲めに、斯る小策を弄するの大人氣なき所以を論じて見

た。さうして、統監から誠意を傾けて學相を説諭されたならば、其の疑惑を解くことも、左まで六ヶ敷くはあるまいと付け加へた。寺内統監は、李容植を頑冥不靈の學究と思ひ込まれたものと見え、此の事は、兎も角も當面の責任者ゝる首相に一任する方がよいと言つて、李首相の申出を承認されたのであつた。李容植も、さる者で、早くも此の策略を看破し、病と稱して、日本特派の任務を請けなかつた。實は本當の病氣でないことが判り切つてゐるので、首相から強るて勧めた處、然らば、任務は、受けるが、病氣全快まで出發だけを猶豫して貰ひたいと言ひ出した。それもならぬとは云ひ兼ねて、其の儘になつた。そこで、渠を一時遠ざけやうといふ目論見は、まんまとはづれで了つた。併し、渠は、虛實は兎も角も既に病と稱した以上、出立もできず、家内に引籠つてゐた爲めに、御前會議の定日も知らなかつた。態と、それを知らせなかつたといふ方が、事實に近いであらう。其の中に、愈々御前會議

の當日となつた。

李首相が、李容植の態度に付いて、心配したには、相當の理由があつた。

李首相は、昔、保護條約締結の時に、其の遭遇した苦い經驗を思ひ出さずに居られなかつたのである。その際、總理大臣韓圭嵩が、飽くまでも反對態度を固持し、光武帝の寢殿に闖入して諫等を試みたり、侍從武官閔泳煥や前議政府大臣趙秉世などが、憤死したほどの騒動が起つた。今度の併合條約締結に際し、若しかゝる不祥な事態を見るやうなことがあつては、圓滿妥協の實を破るのみならず、將來の民心に、多大の惡影響を及ぼす譯であるから、出來得る限り平穏に、時局を解決したいと考へたに違ひない。細心な李首相は、李容植の箝制策として、御前會議の當日に、李容植の家へ誰か人を遣つて、監視の任に當らせることにした。其の選に當つた人が、初めは、日本公使館の通譯官として在勤し、此の時、韓國政府の事務官となつてゐた川上立

一郎であつた。川上は、極めて溫和な性質であつたが、六尺ゆたかの大男、長面隆準、推し出しが如何にも立派で、李容植の如き慷慨家の相手には、最も適當な人物であつた。川上は、李首相の意を含んで何氣なき體を裝ひ、李容植の病氣見舞に出かけた。李容植は、川上が、何か使命を帶びて來たと思つたものと見え、直ぐに座敷に通して面會した。川上の使命は、唯々李容植を引留める丈けのことであつたから、取り留めもない閑談を永々と引き延ばしながら、時を移した。李容植は、固より此の日に御前會議が開かれることが知らなかつた。川上は、御前會議の済んだ頃を見計らひ、夕方になつて、李容植に暇を告げて歸つた。

御前會議に、内閣員の一人李學相が、獨り缺けた理由は、叙上の通りであるが、他の内閣員は、悉く參内した。それに次いで參内したのが、侍従武官李秉武であつた。此日は恰かも興王の誕辰に當り、その祝宴があつた爲めに、

興王李熹と中樞院議長金允植とは、少しく遅れて參内した。午後二時になつて、隆熙帝は、宮内府大臣閔丙奭及侍從院卿尹德榮を率ゐて出御せられた。

隆熙帝は、先づ日韓一家となるは、兩國萬世の慶福を増進する所以なりと認むる旨を宣し給うた。さうして之が爲め必要なる條約を締結する順序として、總理大臣李完用を、全權委員に任命する旨を宣し給ひ、自ら名を署し、國璽を鉛せしめたる全權委任狀を、李首相に下された。

李首相は、此御委任狀を拜受した後ち、其の携へ來つた所の條約案を上覽に供し、且つ其の寫を參列各員に示して、逐條説明した。さうして、一條毎に參列者の意見を問うた。何人も異論を唱ふる者がなかつたので、隆熙帝は終に其の全部に對し、御裁可を與へられた。御前會議は、約一時間半を費して、三時三十分に終つた。

國際條約に對する元首の裁可は、普通の場合なれば、其の調印の後ちに於

て仰ぐべき手續となつてゐるが、併合條約は、調印前に、早く既に、隆熙帝の御裁可を得て了つたのである。普通の場合なれば、先づ全權委員ができるから、條約締結の談判に取りかゝり、此等の委員が逐條審議の上、調印を了し、それから形式的批准を仰ぐ順序となるのである。併し、併合條約の如き重大な條約を締結する場合に於て、内定せる條約案を、先づ以て元首の御覽に供せるのみならず、元首より内閣大臣以外の皇族元老にまで諮問せらるべき機会を與へたのは、極めて鄭重なる手續であつた。是れは、元首自身の統治権授受に關する條項を含んでゐた條約であつたから、斯く特別の手續を踐むことになつたのである。是れは、韓國の方ばかりでなく、日本側に於ても調印後に形式的批准を奏請する手續を改め、調印前に、天皇陛下の御裁可を仰ぐことゝなし、寺内統監から、修正條約案を帝國政府に電報して、勅裁を仰いだ。それは、略々大勢の見込の付いた二十日の夜の事であつた。我が天皇

陛下は、偶然にも、韓廷の御前會議と同日の二十二日に、特に樞密院會議を開かれ、同院の諮詢を経たる上、直ちに御裁可になり、尙ほ寺内統監に對し條約調印に必要な全權を與へられた。

李首相は、御前會議のあつた日の午後四時に、趙農相と共に、統監邸に來り、御前會議の狀況を述べ其の際隆熙帝より賜つた所の全權委任狀を提示した。其の日本譯は左の通りであつた。

朕東洋ノ平和ヲ鞏固ニセムカ爲メ日韓兩國ノ親善ナル關係ニ顧ミ相合シテ一家トナルハ相互萬世ノ幸福ヲ圖ル所以ナルヲ念ヒ茲ニ韓國ノ統治ヲ舉ケテ之ヲ朕カ最モ信賴スル大日本皇帝陛下ニ讓與スルコトニ決シタリ依テ必要ナル條章ヲ規定シ將來ニ於ケル我皇室ノ安寧並ニ生民ノ福利ヲ保障セムカ爲メ内閣總理大臣李完用ヲシテ大日本帝國統監寺内正毅ト合同シ商議協定セシム諸臣亦朕カ意ノ確斷スル所ヲ體シテ奉行セヨ

右の全權委任狀を、寺内統監に提示した後ち、李首相は、是より正式に併合條約の談判に移る旨を述べ、更に左の如く言明した。

『此の條約は、意義明白にして、當方に於ては、何等取捨添削すべき箇所を認めない。故に、各條に就いて、此の上審議討論を遂ぐる必要がない。餘す所は、唯署名調印のみである。尙ほ曩に、御示しになつた覺書に就いても別約の形式を以て、細目を規定するにも及ぶまいと考へられる。諸般の實行に關しては、總べて日本政府の誠意に信賴することゝし、條約外に特殊約定を結ぶ意思は持つて居らぬ。』

實の處、當初寺内統監が李首相に與へられた覺書は、單に口述に代へたもので、約定たる效力を持つてゐなかつた。それ故へ、覺書中の約定を個條書として、別約を作らんとする要求を、先方から提出するかも知れぬと期待してゐた。此の覺書は、固より偽らざる眞意の表示であつたから、それを正式の約定として調印することには、當方に於て異存のある筈がなかつた。然るに、今李首相は一切の實行を、日本政府の誠意に信賴して、書面の約定を作

るに及ばないと言ひ出したのである。之が爲め、當方の責任は、却つて一重大となり、且つ其の實行を、飽くまで誠實にやらねばならぬといふ觀念を起さしめた。人間意氣に感ずといふが、彼れの方でも、多少此の方の意氣にも感じて、信賴の念を起したのであらうが、先方が萬事を一任するといふ意氣には、當方に於ても少からず感動せざるを得なかつた。

併合條約は、日韓兩文に認められたものであつたが、各文二通宛に、寺内統監と李首相とが、署名調印された。それを終つたのが、二十二日の午後五時であつた。當方より提示した條約文は一字一句も修正されなかつたから、前章に掲げた通りの原案が、其の儘正式の條約となつたのである。（章尾參照一）

李首相は、茲に和氣鬱々の間に於て互に意志の合致を圖り、此の大業を完成する事を得たのは、全く日本國天皇陛下の御盛徳と、韓國皇帝陛下の賢明

なる裁斷とに依る事と思ひ、深く兩國の爲めに慶祝の至に堪へぬ、而して茲に一言自分の希望を申したいのは、大體三ヶ條であると言つて、左の通り述べた。

『第一、國民授産の方法に付ては特に御注意を願ひたい。蓋し其の宜さに適すると否とは、國民をして新制度の恩恵に永久に浴せしむると否との岐れる所であるからである。第二、將來、王室に對する待遇の厚薄は、是れ亦國民全般の感想に多大なる影響を及ぼすものであるから、此點も特に御配慮を煩はしたい。第三、教育に關する行政機關は、將來に於ても特別の官署を設けられて、國民教育に重きを置くの意を示されたいのである。蓋し、教育を等閑に付せられると云ふ事になると、内地人に比して、朝鮮人を劣等の位地に置かれたと云ふ感想を、一般に起させる憂があるからである。』

之に對して、寺内統監は、御希望の條々如何にも御尤もである、貴意に副

はんが爲めには十分に力を盡さうと答へられ、尙ほ朝鮮は、由來農を本として居る國であるから、農業の發達について、特に注意を拂ひたいと思ふ。王室の待遇については、我が皇室に於かせられても、特に御転念遊ばされたのであるが、尙ほ御希望の趣を傳達しやう。國民の教育普及については、出來得べくんば、直ちに、日本内地と同様の施設を取りたいのである。唯々急激の變革は、却つて人心を善導する所以で無いから、時宜に從つて漸次に其の普及を圖るべきは申す迄も無い。此等の御希望は、出來得る限り、其の實現を期する考である、幸ひに心を安んじられたいと云ふ挨拶をせられた。李首相及趙農相は、其の意を諒とし、是より更に德壽宮に赴いて、太皇帝に對し時局解決の顛末を言上すると、言つて退出した。

之と入れ違ひに、宮内府大臣閔丙奭及侍從院卿尹德榮が、統監邸に來た。さうして、寺内統監に對し、皇帝の恩召として、左の通り申出た。

『自分は、夙に世間に傳播せられたる時局問題が、早晚解決の實行を見るに至ると云ふ事を豫想したのである。今や即ち其の期に達したので、自分は、内閣總理大臣に旨を降して、萬般の解決に必要なる委任を與へて置いたが、惟ふに、内閣總理大臣は既に統監と會合して、一切の必要事項を決了した事と思はる。自分は自今國務に一切關係する所が無いのであるが、唯々我が一家を整理して、宗室の祭祀を永久に持續したいといふ丈けの事を希望する。尙ほ茲に統監の考慮を求めたい一事がある。それは外でもない、現今の宮内府の組織に多少の變更を來すは、免かれざる所と思はれるが、併し、今俄かに大改革を加へられて、大に其の人員を減少すると云ふ事があつては、一般國民の感想に鑑みても、又體面を維持する上に於ても、頗る憂慮に堪へないことである。日本國天皇陛下は、從來、我が皇室に對し深厚なる好意を表彰せられ、我が皇室は、常に其の宏恩に感佩して居つたが、將來と雖も、李家

に對する日本國天皇陛下の厚誼は、敢て渝る所は無からうと信ずる。殊に歲費の如きも、今後も尙ほ從前の定額を給せらるゝといふ事を聞いたのであるが、之に依つて見るも、其の優遇の一端を察するに餘りある。自分は深く之を感佩して止まぬ。日本國皇帝陛下に、然るべく此の意を傳達せられたい。』

かう云ふ意味の言葉を傳へた。寺内統監は之に對し、過刻内閣總理大臣と本官との間に於て、既に條約に記名調印を終つたと云ふ事、此の重大事件が此くの如く、靜肅に且圓満に解決せられたのは、畢竟するに、韓國皇帝陛下が、東洋の平和を永遠に維持し、官民將來の幸福を増進せられんとする寛仁なる思召に依ると信する事、並に將來李王家に對しても、日本皇族と同一の待遇を與へらるべく、其の待遇法に付ては、別に特例を設けらるゝ事、尙ほ只今承つた隆熙帝の思召は、本官より謹んで其の筋に傳達す可き事を、上聞に達せられないと、兩官に告げられた。

此くの如くにして何等の手達も、手落も無く、又意志の扞格も無く、總て無事平穏に併合條約の締結を完了せられたのであるが、此の二十二日を以て調印せられたる條約は、一週間の後ち、同月二十九日を以て分布實施する事になつたのである。

(參照一)

日韓併合條約

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ハ兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ爲ニハ韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カラルコトヲ確信シ茲ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲日本國皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ韓國皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ右全權委員ハ會同協議ノ上左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ讓與ス

—印調約條合併と議會前御一

第二條 日本国皇帝陛下ハ前條ニ掲ケタル讓與ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス

第三條 日本国皇帝陛下ハ韓國皇帝陛下太皇帝陛下皇太子殿下並其ノ后妃及後裔ヲシテ各其ノ地位ニ應シ相當ナル尊稱威嚴及名譽ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歲費ヲ供給スヘキコトヲ約ス

第四條 日本国皇帝陛下ハ前條以外ノ韓國皇族及其ノ後裔ニ對シ各相當ノ名譽及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供與スルコトヲ約ス

第五條 日本国皇帝陛下ハ勳功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ爲スヲ適當ナリト認メタル者ニ對シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ與フヘシ

第六條 日本国政府ハ前記併合ノ結果トシテ全然韓國ノ施設ヲ擔任シ同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及財產ニ對シ十分ナル保護ヲ與ヘ且其ノ福利ノ増進ヲ圖ルヘシ

第七條 日本国政府ハ誠意忠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ相當ノ資格アル者ヲ事情ノ許ス限り韓國ニ於ケル帝國官吏ニ登用スヘシ

第八條 本條約ハ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行

右證據トシテ兩全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

一、面表の合併解説

明治四十三年八月二十二日

隆熙四年八月二十二日

統監子爵  
寺内正毅  
李完用  
國

### 第十三章 嘉當局の感慨

併合條約は、首尾能く調印された。何人も、之に由つて、數千年來の懸案が一朝にして解決したやうな感を起したに相違ない。其の重大な任務を、直接に負擔した寺内統監の感慨は、如何ばかりであつたらう。其の實行に、幾分たりとも貢獻するの好運を荷ふことのできた吾輩までも、無量の感慨に打たれざるを得なかつた。若し不幸にして失敗に終つたらどうであつたらう。昔ならば、差詰め腹切り道具である。明治の御世に於て、切腹を仰せ付けられる氣遣は固よりないにもせよ、腹を切るよりも、幾層倍かの苦痛に值ひする屈辱を、終生忍ばねばならぬ破目に陥るに違ひない。

國力發展史に一時代を劃すべき併合條約の調印が済んで間もなく、寺内統監は、重なる幕僚を招いて晩餐の宴を張られた。折りしも、夏の月は、南

出の峰に上つた。端なくも文祿の役を聯想した寺内統監は、鉛筆を執つて何事をか書いて、例の駄作ができたと、得意の笑を浮べた。その書いたものを見ると、

小早川加藤小西が世にあらば

今宵の月を如何に見るらむ

とある。歌にはなつてゐないが、其心意氣丈けは、たしかに讀まれた。

昔羅馬の英雄ジユリアス・シーザーは、南歐諸州を風靡し、やがてポンタスに攻め入つて、戰鬪僅か五日間で、之を略取した時に、羅馬の元老院に對し、「到着せり、瞥見せり、征服せり」と云へる簡潔な報告を送つて、其の奇功を誇つたことがある。是れは、その事業の無造作であつたといふ意味ではなく、シーザーの威望智略、能く此の難業を、咄嗟の間に、爲し遂ぐるに十分であつたといふ意味を示したものとして、爾來永く人口に膾炙する典語と

なつた。若し他の凡才をして、同じ事局に臨ましめたならば、幾多の波瀾を捲き起し、長日月を費した後ちに、漸く成功したか、或は成功しなかつたか、それさへも判らぬ。シーザーは、偉いに違ひない。併し戦はずして勝つを上乗とすと、孫子が云つてゐる。よしんば、五日間たりとも、力戦奮闘したのであるから、兵法としても、必ずしも上乗なるものとは謂へない。

朝鮮併合は、啻に我國空前の大事なるのみならず、實に世界的の難業であつた。それを、一兵を動かさず、一滴の血も灑がずして、シーザーの奇功を奏した短時日と、偶然にも相等しき短時日、即ち談判開始の日と條約調印の日との間に、正さに五日間を容れたのみで、さしもの重大事件を完了したのである。或人は、それは誇るほどの事ではない、詰り熟した柿が自然に枝を離れるのを受け取つたに過ぎぬ、又開いた口に牡丹餅が棚から落ち込んだやうなものだと言つた。さうかも知れない。併し熟柿でも牡丹餅でも、受ける

手際が悪いと、柿は地上に落ちて挫けて、食はれなくなるかも知れない、棚の牡丹餅とても巧く口の中に這入らずに、顔の上に飛んで、目や鼻をつぶされるかも知れない。それを満足に受け留め、喰ひ留めた處に、多少の妙味が認められるのである。吾輩は、純然たる局外批評家でないから、餘り日本側の手柄話をするに、自畫自讚と笑はれる恐れがあるから、くどくは言はぬ。併し朝鮮側の苦心を推稱することには、何の遠慮も入るまいと思ふ。

最初に日韓合邦論を主唱した宋秉畯の見識に付ては、既に隨處に説いた。

渠の言動に徴して、のづから推斷せられるであらう。此の宋秉畯と行動を共にした一進會長李容九は、高潔清廉の君子人であつた。其の合邦を唱へ出したのは、全く自己の利害關係を離れて、衷心から兩國の福利を切望した爲めで、何の餘念も持つてゐなかつた。渠は、以前から肺を病んでゐたので、併合後は、家族と共に須磨に移り、そこに一戸を構へて静養してゐた。渠は、

段々死期の迫るのを自覺しながら、一切家事を顧慮せず、泰然自若として國事とのみ談じてゐた。醫師が渠の壽命は最早一週間も持つまいと診斷した。急電が京城に届いたので、吾輩は、直ぐに宋秉畯と同道して、渠を須磨に見舞つた。吾輩は、寺内總督の代理として行つたのである。吾輩が宋秉畯を通じて、臥床の儘で會見するやうに、吳々も勧めたに拘らず、遇つて見ると、渠は床を取り拂つたのみならず、衣裳を着代へて正坐してゐた。吾輩は總督の見舞の辭を傳へ、且つ贈物を差出し、尙ほ自分一己の資格として渠の人格と其の功績とを激賞し、此上とも療養を加へて早く恢復せられんことを祈る旨を告げた。渠は、總督の好意に感泣したのみで、少しも取り亂した様子もなく、身は不起の病に罹つてゐることを知り乍ら、女々しく死後の事には言及しなかつた。さうして、謹んで醫藥を守り一日も早く恢復した上必ず先輩僚友の厚意に酬いたいと思つてゐると述べた。吾輩は、生死を超せる渠の

氣魂に敬服せざるを得なかつた。渠には數人の子女があつた。此等の子女は深く渠の薰化を受けた者と見え、醫師が病氣の傳染を慮つて、病床に近寄らぬやうに渠等に注意した處が、父君にして逝き給はば、吾等も共に逝かむ、何とて病毒などを恐るべきとて、孝養を怠らなかつた。咯啖に觸れた針頭を檢すると、幾萬の黴菌が附着してゐたと云ふのに、此等の子女は、同じ皿の食物を共にしたので、悉く肺疾に感染してゐたといふ事であつた。吾輩は、之を聞いて、其の切なる孝養と悲慘なる境遇とに泣かされた。

直接責任の地位に立つて、最も痛心苦慮した者は、言ふまでもなく、李完用と趙重應との二人であつた。渠等は、我が維新の際、三百年の徳川天下を天朝に引渡した勝安芳と同じやうな苦境に立つたのである。勝安芳が大勢の歸する所を透觀して、惜氣もなく江戸城を引渡したのは、一身の榮辱を度外に置き、無益の殺生を避くる爲めに外ならなかつた。吾輩は、併合條約調印

の後ちに、趙重應との昵懇な間柄を利用して、親しく當時に於ける韓廷當局者的心事を聽いて見た。すると、趙重應は、衷心より感慨に禁へざる面持ちで、左の如く語つた。

『吾々は、如何にして一身を棄てゝ大義に殉せんかと深く考究した。此の千歳一遇の難局に際し、頗る決斷に苦んだのは事實である。而して決斷を極めるには、又それ相當の覺悟がなくてはならぬ。日韓併合に際して、先づ吾々の最後の覺悟を定めんが爲め、李完用と自分が特に相談相手としたのは、中樞院議長金允植であつた。協議の結果、金允植が吾々の一致した決断を記述したものがある。今それを自分が筆記して御参考に供しやう。其の中に吾の心事が明かに表はしてある。之を將來の歴史に貽したいのみで、自分としては、一切喋々の辯を弄したくない。』

此の時、趙重應は、一の手書を吾輩に渡した。左に掲ぐるものは、其の和

譯文である。

# 歴史的起草祕案

雲養丈親稿

## 第一

功業ヲ上ニ歸ス

韓皇帝陛下ハ宸衷ヲ以テ自ラ断ジ其ノ尊榮ノ位ヲ棄テ其ノ臣民ヲ舉ゲ  
功業ヲ上ニ歸ス  
テ之ヲ托ス  
日皇帝陛下ハ東洋平和ノ爲メニ韓皇帝陛下ノ托スル所ノ大業ヲ翁受ス

## 第二

盡ク諸口ノ名義及形式ヲ去リ惟く人民ヲ救濟スルヲ以テ

本ト爲ス

## 第三

大衆ノ利害ヲ顧ミズシテ獨リ  
其ノ身ヲ甚クスルニ忍ビズ

當時ノ閣臣タル者ハ惟々死生ノ二路アルノミ一時ノ悲憤ニ勝ヘズシテ快ヲ取り死ニ就クハ其ノ事易シト雖モ善後ヲ托スベキ處ナシ寧ロ辱ヲ忍ビ恥ヲ含ミ大局ノ圓滿解決ヲ完ウスルヲ以テ第二項ノ目的(即チ以テ人)ヲ達スト爲ス而シテ甘ンジテ其ノ身ト名トヲ犠牲ト作シ天ノ命ヅル所時勢ノ然ル所ノ者ニ一任シ以テ後日ノ結果ヲ觀ム

琅 田 生 手 抄

之を讀んで、吾輩は、能く其の衷情を察することができた。昔、趙高は、『小を顧みて大を忘るれば、後ち必ず害あり、狐疑猶豫すれば、後ち必ず悔あり、斷じて行へば、鬼神も之を避け、後ち必ず成功あり』と言つた。朝鮮の當局者は、小做を棄てゝ大局を達觀し、狐疑猶豫せずして、咄嗟の間に此

所一叶秋生

第三 不以方眾一利美而不  
惡獨善而有

故宮南苑

學成一函天子所賜  
時移人存物亡以觀

信之傳

擅筆手稿

勇知

卷之三

藝文

の大業を斷行し、寸毫も進退の度を失はなかつたのである。吾輩は、渠等の高風清節に敬服せざるを得なかつた。吾輩は、右の手書を歴史に貽したいといふ趙重應の希望を尊重し、其の原書を寫眞版として茲に挿入することにした。始めに『雲養』とあるは、金允植の雅號、又末尾に『琅田』とあるは趙重應の雅號である。

韓廷の閣臣が、かくも健げな覺悟を定め、皇族元老までもが、悉く大局の解決に賛同したにも拘らず、何故へ、學部大臣李容植一人が、反対の態度を執つて動かなかつたか、吾輩は、始めは頗る諒解に苦んだ。併し、後方に至り、渠が決して世間で思つたやうな頑冥不靈の徒でなかつたことが判つた。李首相は、併合條約調印の翌日、人を以て李容植に事の経過を告げしめた。即ち李容植が既に病氣の爲めに、引籠つてゐて、水害見舞の使節に立つて日本に行くことができないといふ處から、無論御前會議にも參列することので

きぬものと認められて、御召にならなかつたが、昨日の御前會議に於て、一人の異論者もなく、日韓併合の議が決定せられ、次いで條約の調印を了した頃末、並に併合後に於ける王室、元老、大臣及他の大官等の待遇より國民の指導に關する施設に至るまで、詳細に説明せしめた。李容植は、之に對して大に憤慨するかと思ひの外、斯くの如き寛大なる條件を以て併合が行はれたのは、日韓兩國の爲め寧ろ祝すべき事である、自分に於て、何の異存もないのは勿論である、曩に容易に贊同の意を表さなかつたのは、詳しい事情が能く判らなかつたからであると答へた。そこで、李完用は、言ふに及ばず、他の當局者も、大に安心したといふ事である。尙ほ外に一つ李容植の眞意を諒とすることができた事件があつた。京城に、古來孔子廟の祭祠を行つてゐた成均館といふがあつた。日本で云へば昔の聖堂とも云ふべきものである。併合後も、それを繼續するのみならず、以前よりも一層有效な組織として數化

の一助としやうといふ計畫で、成均館の名稱を經學院と改め、其の主宰たる大提學に朴齊純を任じ、副提學に李容植を充つることに内定せられた。本來なれば、儒生の巨擘たる李容植を大提學に任ずるのが順當であつたが、慷慨家の渠の事であるから、或は全國の儒生を激勵して、騷擾の端を啓くまいものでもないといふ心配もあつたので、渠を副提學にして、性質の穩健な朴齊純を其の上位に置かることになったのである。併し李容植は、果して副提學の職に就くことを承知するかどうか、若し公然言ひ出して拒絕されば、新總督（併合條約發表と同時に官制が改まつて、統監が總督になつた）の威嚴にも關するといふので、先づ李容植の内意を探ることになった。經學院の組織に就いて主査の任に當つてゐた吾輩は、李容植の意向を確むべく役目を仰せ付かつた。吾輩は、命を含んで親しく李容植に會つた。經學院の制度を説明した後ち、『貴下は、學者たる格式から云へば、宜しく大提學たるべき

人である。併し、今回經學院の組織を擴張せられ、祭祠以外に廣く全國の教化をも圖ることになり、行政事務も加はる筈であるから、之を總統する職に前總理大臣、内部大臣等の經歷ある朴齊純を擧げ、講學を専務とする副提學に、貴下を推さるべき總督の内意であるが、貴下は、副提學として學問の爲めに大に盡瘁せんとする覺悟を有せらるゝや』と短刀直入に糺して見た。すると、李容植は、恬淡として、少しも蟠りのない面持ちで、『御趣旨の在る所は、能く承知致した、若し國家人民の爲めになるといふ事であれば、地位の上下などは、斷じて問ふ所でない、何役にても微力の耐ゆる限り、喜んで御請しませう』と躊躇なく即答した。

右等の事情から考へても、李容植が、初め李完用から併合の協議を受けた時に、反對の態度を執つたのは、一時の權略か辭令かに過ぎなかつた。若し親切に打開けて説明をしなならば、渠も必ず賛同したに違ひなかつた。詰り

李完用始め我々は、李容植の心情を能く諒解しないで、渠を悪い方に買ひかぶつてゐたのであつた。

一人り残つてゐた李容植までが、併合を追認したので、これで名實表裏共に、眞個に大局が圓満に解決したと言ふことができることになつた。是より以後の問題は、如何にして、誠實に併合の細目を履行すべきかといふことであつた。前に掲げた趙重應の手書にもある通り、韓廷の覺悟は、『以テ後日ノ結果ヲ觀ム』といふ結論に歸著する。隨つて新政當局者の責任が、併合實行そのもの以上に、重大を加へたのは、言を俟たざる所である。

## 第十四章 併合と外交關係

日本の朝鮮併合に對して、從來の行懸上多少の利害關係を持つてゐた外國は、露西亞と支那とであつたが、此等の諸國とても、既に我國の韓國に對する保護權を承認した以上、日韓兩國合意の條約を以て併合を實行することに就て、異論を挾むべき理由を持つてゐなかつた。殊に伊藤前統監が、德義的諒解を求めるとして一身を犠牲に供せられた事實に由つて、暗黙の間に、靈犀一點の通ずるものがあつたので、此の方面には、少しも心配がなかつた。但だ朝鮮に多數の宣教師を派遣し且つ少からざる鑛山經營者を有してゐた英米兩國は、其の在留國民の利益を保護するといふ名議の下に、事と品に由つては、喙を容るべき權利を持つてゐたのである。併し、五尺の小身、渾て是れ膽とも謂ふべき當時の外務大臣小村壽太郎は、朝鮮併合を、我國獨特の權

利と認め、始めより他國に協議すべきものでないといふ見地から、外國の代表者には、前以て何の豫告をも與へなかつた。唯々英國大使が、日韓併合の世論が高潮に達した時に、小村外相に向つて、何時頃併合を實行するかと尋ねたさうである。之に對し、小村外相は、率直に、併合の方針は極まつてゐるが、斯の如き大事件は、一年や二年で容易くできるものでないと答へた。

他國の代表者からは、何の質問も出なかつたといふ事であるが、京城駐在の米國總領事は、私談として時々吾輩の意見を求めるに來た。東京の米國大使は直接關係のある京城駐在總領事の報告に、絶えず注意してゐた様子であつたから、吾輩は、米國總領事の質問はその報告の材料を得る目的であらうと思つて、殊更に渠に對して、懇談を試みた。さうして、大要左の如き、話をし

て見た。

「明治三十一年の夏、而かも同じ八月に、米國が布哇を併合した頃に、吾輩

は外務省に居たが、其の時外務省顧問デニソンが、米國の布哇併合に對して反對意見を持つてゐて、當時の首相兼外相大隈重信の名を以て、米國に抗議を提出することになつた。吾輩は、デニソンの起草した英文を基本にして、日本の抗議書を作製する任務に當つてゐた。米國內にも布哇併合に反対した政治家が少くなかつたが、それは、半開國たる布哇を米國本土の構成分子に編入するは、建國の本旨にも副はず、又行政上得策でないといふ議論に過ぎなかつた。是れは、内治上の見地から推して、或は賢明なる意見であつたかもしれない。だが、日本が米國の布哇併合に反対する外交的理由は、頗る薄弱なものであつた。少くとも吾輩が研究した國際公法の學理から見ても、實例から言つても、到底正當とは認められなかつた。併し、デニソンは、固く自説を執つて動かなかつた。その主意は、布哇には、七萬の日本移民が住居してゐるに、土人は四萬に足らず、米國人は數千に過ぎぬ、故に日本は、布哇

に對し、最大の利害關係を有する國であるから、米國の布哇併合に反對するといふに歸着してゐた。併し、吾輩の意見では、成程日本居留民の數から云へば、米國よりも日本の方が多大の利害關係を持つてゐるに相違ないが、凡そ物には、數の外に、質がある。布哇に於ては、日本人の數が多くても、其の大部或は殆ど全部は、砂糖畑の耕作に雇はれてゐる勞働者に過ぎない。

さうして、其の地主は、悉く米國人である。而かも此等の日本人は、大抵契約移民で、獨立に商業を經營してゐる者は極めて少い。殊に布哇は日本よりも米國に接近してゐて、ホノルルから桑港までは、二千八十四哩に過ぎぬがホノルルから横濱までは、三千二百二十五哩もある。其の上、米國人は、日本移民の渡航する遙か以前から布哇に入り込んで、政治上にまで深く根柢を固めてゐる。今米國は布哇が獨立自治ハ力がないのを理由として、それを併合するのであるが、其の歴史的關係より見るも、地理上の事情から見るも、日

本の反対すべき理由は、極めて薄弱であるといふ議論をして見た。併し、吾輩の此の意見は用ひられなかつた。その後ち、米國の國務長官は、日本の抗議と、之に對する米國政府の反駁とを併せて公表した。米國は、布哇が到底自ら國を治むる能力のない事情を説明し、且つ歴史上及地位上の關係に鑑みて、布哇併合の止むべからざる理由を辯解したが、日本政府も、終にそれを正當と認めて、布哇併合を承認することになつた。日本は、丁度米國が布哇を併合したと同じ理由と云はんよりも、寧ろ一層強い理由で、朝鮮を併合するの止むなきに至つたのである。云はゞ米國の故智を學ぶまでの事である。』  
かう言つて吾輩は間接の辯明を試みた。

米國總領事は、吾輩の物語を聞いて巧い事を言ふとて笑つた。その爲めではあるまいが、英國が多少の苦情を唱へたに拘らず、米國からは、何の議論も出なかつた。

八月二十二日に調印せられた併合條約は、同月二十九日に公布せらるゝことに定められてゐた。其の間に一週間の猶豫を置いたのは、主として必要な法律勅令等を發布する準備に充つる爲めであつたが、尙ほ列國に對して、一週間の豫告を與へんとする好意も加はつてゐた。

元來、一國が他國を併合する場合には、前者は、後者に屬する總ての内外債を引繼ぐものであるが、幸ひにして、韓國には、内債も外債も餘り多くなかつた。日本からの貸付金が、自然に帳消になつた外に電信敷設の爲めに、支那の一商會に支拂ふべき舊債が參萬圓ばかり残つてゐた丈けであつた。唯外交上の處分として、稍く重視すべきものは、治外法權の撤廢であつた。從來、歐米各國は、韓國を劣等國と認めて、各々自國の居留民に對して、領事裁判權を行つてゐた。然るに、朝鮮が、日本の領土となると同時に、日本帝國と同等の地位に昇つたのであるから、日本の本土と齊しく、各國の領

事裁判權が撤廢されて、在鮮外國人は、悉く日本法權の下に司配されることになる譯である。併合條約は、公布の日から直ちに實施されることになつてゐたので、其の公布以前に關係列國に豫告を與ふるのが、親切な遣り方であると考へられた。そこで條約調印の翌日即ち公布當日より一週間前に歐米列國の代表者に左の如き通告を送つた。これは、東京の外務省からは、日本駐劄各國大使、公使、領事に、又京城の統監府からは、在鮮各國總領事及領事に、夫々傳達せられたのである。尤も條約公布の日まで祕密に付するやう注意してあつた。

明治三十八年日韓協約成リテヨリ茲ニ四年有餘其ノ間日韓兩國政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ從事シタリト雖同國現在ノ統治制度ハ尙未タ十分ニ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ足ラス衆民疑懼ノ念ヲ懷キ適跡スル所ヲ知ラサルノ狀アリ韓國ノ靜謐ヲ維持シ韓民ノ福利ヲ増進シ併セテ韓國ニ於ケル外國人ノ安寧ヲ計ルカ爲ニヘ此ノ際現制度ニ對シ根本的ノ改善ヲ加フルノ必要アルコト瞭然タルニ至レリ

—**朝鮮の合併裏面**—

日韓兩國政府ハ前記ノ必要ニ應シテ現在ノ事態ヲ改良シ且將來ノ安固ニ對シテ完全ナル保障ヲ與  
フルノ急務ナルヲ認メ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ承認ヲ經兩國全權委員ヲシテ一ノ條約ヲ  
締結セシメ全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトトナセリ

該條約ハ八月二十九日ヲ以テ之ヲ公布シ同日ヨリ直ニ之ヲ施行スヘク日本帝國政府ハ同條約ノ結果  
朝鮮ニ關スル統治ノ全部ヲ擔當スルコトトナレルヲ以テ茲ニ左ノ方針ニ依リ外國人及外國貿易ニ關  
スル事項ヲ處理スヘキコトヲ表明ス

一 韓國ト列國トノ條約ハ當然無効ニ歸シ日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用  
用セラルヘシ

朝鮮ニ在留スル諸外國人ハ日本法權ノ下ニ於テ事情ノ許ス限日本内地ニ於ケルト同一ノ権利及  
特典ヲ享有シ且其ノ適法ナル既得権ノ保護ヲ受ク

二 日本帝國政府ハ併合條約施行ノ際境ニ朝鮮ニ於ケル外國領事裁判所ニ繫續スル事件ハ最終ノ決  
定ニ至ル迄其ノ裁判ヲ續行セシムルコトヲ承諾スヘシ

日本帝國政府ハ從來ノ條約ニ關係ナク今後十年間朝鮮ヨリ外國ニ輸出シ又ハ外國ヨリ朝鮮ニ輸  
入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル外國船舶ニ對シ現在ト同準ノ輸出入税及噸稅ヲ課スヘシ  
朝鮮ヨリ日本ニ移出シ又ハ日本ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル日本船舶モ亦今後十  
年間前項ノ貨物及船舶ニ對スルト同準ノ課稅ヲ受クルモノトス

三 日本帝國政府ハ今後十年間日本國トノ條約國ノ船舶ニ對シ朝鮮開港間及朝鮮開港ト日本開港間ノ沿岸貿易ニ從事スルヲ許スヘシ

四 從來ノ開港場ハ馬山浦ヲ除クノ外舊ニ依リ之ヲ開港トナシ更ニ新義州ヲモ開港トシ、内外船舶ノ出入及之ニ依ル貨物ノ輸出入ヲ許スヘシ

右の宣言は、從來韓國と條約を有し又は韓國に於て最惠國待遇を享くることとなつてゐた所の十箇國即ち獨逸國、亞米利加合衆國、奥地洪牙利國、白耳義國、清國、丁抹國、佛蘭西國、大不列顛國、伊太利國及露西亞國の各國政府に送られたものであつた。尙ほ、韓國と條約を締結してゐなかつた所の十四箇國即ち亞爾然丁國、伯刺西國、智利國、格倫比亞國、西班牙國、希臘國、墨西哥國、諾威國、和蘭國、祕露國、葡萄牙國、暹羅國、瑞典國及瑞西國の各政府に對しては、念の爲めに左の宣言書を送つた。是れは、條約公布の日に發せられたものである。

セラレ本日ヨリ日本帝國ノ一部ヲ成スコトナリ爾今日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ  
得ル限朝鮮ニ適用セラルヘク該現行條約ヲ有スル列國ノ臣民又ハ人民ハ朝鮮ニ於テ事情ノ許ス限  
日本内地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有スヘシ

從來韓國と條約關係を持つてゐた國々は、韓國に於て、自國の法律を施行し、自國の裁判權を執行してゐたのを、僅か一週間足らずの間に、之を悉く撤廢することになつたのであるから、其の過渡の手續上、多少の困難を感じたに相違ない。當時の英國大使サー・クロード・マクドナルドは、併合後間もなく、朝鮮視察に來たが、その内實の目的は、治外法權の撤廢に、一年内外の猶豫を求めやうといふのであつた。吾輩は、以前から同大使と知合ひであつた關係で、表向の挨拶交換の済んだ後ち特に一日其の旅宿に充てゝゐた京城の英國總領事の邸宅に招かれた。當時の英國總領事ヘンリー・ボナーは長崎、臺灣、函館などの領事に歴任して、三十餘年も、日本に駐在した日本

通であつた。渠が京城に來てから、吾輩は、渠を、自宅に呼んで、一つ鍋でスキ焼を食つた位に昵懇にしてゐた。そこで、吾輩は、マクドナルド大使に呼ばれてボナーの家に行つた時に、三人鼎坐で、腹藏のない談話を交換した。先づマクドナルドは、朝鮮併合に就て、小村外相に翻弄されたと言ひ出した。それは、併合條約調印の時から一箇月ばかり前に、大使が、小村外相に何時頃併合を實行するかと聞いたら、外相は、こんな大事件が一年や二年でできるものでないと、無造作に答へながら、一ト月もたゝぬ中に咄嗟の間に實行して了つたといふ事であつた。之に對して、吾輩は、かう辯明した。

『それは、外相が、閣下を翻弄したのではあるまい。實の處、直接當局者たる吾々さへも、此の大事が一年や二年で完結するものとは思へなかつた。若し答むべきものがあるとすれば、それは、急轉直下の機運そのものであらう。小村外相は、必ず誠心誠意で其の所感を告げたに違ひない。閣下が翻弄され

たなどゝ思はれるのは、大間違である。』

『さうかも知れない』と、大使は稍々諒解を得たやうな様子を示した。『それは、今更ら追窮するも詮ない事だが、茲に貴下を通じて、總督の考慮を仰ぎたい事がある。それは、治外法權の撤回手續である。英國の領事裁判權はフーダー・イン・カウンシル（勅令）で規定されたものであるが、此の裁判權を撤回するには、先づフーダーからして改正せねばならぬ。其の手續に付ても、相當の時日を要する。併合條約公布の日より直ちに治外法權を廢止せしめるといふのは、餘りに急劇な措置ではないか。其の間に、責めては一年間位の餘裕を置いて呉れなければならぬ。』

吾輩は、列席してゐたボナーの顔を見て、平生惡戯好きの渠の事であるから、是れは、渠の入れ智慧に違ひないと推察した。

『それは、如何にも御尤ものやうな御説ではあるが、國際法權に関する事項

は、宜しく東京の外務省に交渉せらるべきもので、出先の總督府としては、唯々本國の命令に依つて行動するより外はないから、御答の致しやうもない。併し、自分一己の考を申上ぐれば、領事裁判權の撤回は、必ずしも貴國の法制を改正せなければできぬものとも思はれない。今御話のヨーダー・イン・カウンシルの中に、英國の領事官は、東洋諸國に於て、自國臣民に對し裁判權を行ふといふことが規定してあるが、一朝此の裁判權を施行すべき當の目的地の一部たる韓國が、既に消滅したりとすれば、イプソ・ファクト（事實的）に其の部分に對する治外法權も亦自然に消滅するものである。宛かも一つの島が、地變に依つて、一朝水中に陥没し、其の形跡を消滅したと同じことで、目的物の消滅と共に之に對する法權の消滅するのは、英國法理の原則であるやうに承知してゐる。』

吾輩は、率直にかう答へると、大使は、法理論は別として、外國領事官の

手から、急劇に裁判事件を取り去ることを避け、寛大の措置を以て、徐々に引繼ぐ事にして貰ひたい、詰り理論を遂行するに好意を以てして貰ひたいのであると、至極確かに言ひ直した。吾輩は、現行犯の場合では、固より日本法權の下に處分せねばならぬが、在留英國人中には、現行犯を見るべき暴行に出づるやうな人があるとも思はれないから、御心配になるやうな事件は實際に起るまいと話して置いた。想像通り、日本法權と外國法權と撞着するやうな事件は一つも出現しなかつた。尤も平壤在留の米國人が、自分の所有と思つてゐた地所の上に、朝鮮人が藁葺の小屋を建て、其の取拂を要求しても朝鮮人が應じなかつたといふので、其の家屋の上に登つて藁を取り棄てたといふ事件があつた。此の米國人は、一時日本の巡査に拘引されたが、是れは警察事項に止まつて、裁判事件にはならなかつた。

考へて見れば、マクドナルド大使の懸念は、少しも無理のない所で、恐ら

く他の列國代表者も亦同様の感想を持つてゐたに違ひない。新統監の着任後一箇月内外に、併合談判を聞き、談判開始後、僅か一週間足らずで條約の調印が済み、それから又一週間経つかたゝぬ中に、此の條約を公布して、即日からそれを實施するといふのであるから、外國人が驚異の感を起したのは、固より怪しむに足らぬ事であつた。

領事裁判権撤回以外に、對外關係上特記すべき事件が、他に一つあつた。それは、關稅据置の請求であつた。舊韓國は歐米の重なる國々との條約上輸入外國品に對し一定の稅率を賦課することになつてゐた。其の稅額は、極めて低いもので、平均五分内外に過ぎなかつた。韓國が日本に併合されて、原則上、日本の國際條約が、朝鮮に適用されることになつた結果、當然、日本の國定稅率及協定稅率が、朝鮮に輸入する外國品にも適用せらるゝ筈であつた。此の事に就いては、併合前に、外務省、大藏省、及統監府の間に、議論

があつた。此の時分には、勿論外國政府から、何等の注文も出なかつたから全く内國關係からのみ討究を重ねたので、外交關係には思ひ及ばなかつた。統監府の案は、朝鮮の現狀に急變を加へることを出來得べき丈け避けたいとの考からして、暫く關稅を從來の儘に据へ置き、朝鮮の貿易事情が、稍々内地に等しいか、少くともそれに近い程に發達した時を俟つて、内地と同様の稅率を賦課することにしやうといふのであつた。大藏省は、直ぐに高率なる日本の關稅を施行して收入を殖したいやうな希望を持つてゐた。吾輩は、詳細に外國に於ける併合の先例を調査して見たが、併合と同時に、本國の關稅法を新領土に適用したものが多かつた。併し、其の結果は、孰れも宜しくない。其の適例は、佛國のマダガスカルに對する措置であるが、佛國が、マダガスカルに、本國關稅法を適用した爲めに、外國品の輸入が、俄然として減却し、關稅收入が少くなりだのみならず、高率の關稅を課された輸入品の價

格が、非常に騰貴して、他の内國品にも影響した爲めに、マダガスカルの住民は物價の暴騰と、物資の缺乏との二重困難に逢著して、大に苦んだといふ事實があつた。朝鮮は、元來貧乏であつたから、其輸入品は贅澤品ではなく概して必要品であつた。今俄かに其輸入品に高率の日本關稅法を適用する時は、大藏省の見込の如く、收入の殖える見込はなく、而かも朝鮮人が非常な苦境に陥る患がある。別けて、朝鮮と殆んど同率の關稅を維持してゐる支那との通商に多大の打撃を與へることになる。此等の關係から推して見て、少くとも併合後十年間は、從來の關稅法を繼續する案を起したのであつた。外務省も、大藏省も、之に對して、強ひて異論を唱へなかつた。かくて、併合準備委員會で、朝鮮關稅を据置くことに決定された。尤も安い關稅で朝鮮へ輸入した外國品を、無條件で直ぐに、内地に搬送されることになつては、内地の貿易が立ち行かぬことになるから、朝鮮から内地に搬送される場合には

移入税と稱して、外國から輸入する場合と同様に取扱ふことに定められたのである。(第七章参照一、第九、第十、第十一を看よ)。

本章に掲げたる外國政府に對する宣言書の第二に『今後十年間朝鮮ヨリ外國ニ輸出シ又ハ外國ヨリ朝鮮ニ輸入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル外國船舶ニ對シ現在ト同率ノ輸出入税及噸税ヲ課スヘシ』とあるが、その特に十年間と明言せるに就ては、當時、世間で某國の要求に依り、止むを得ず、十年据置としたやうに論じた新聞もあつた。それは其の一端を見て、他の一半を見逃かした觀察である。自發的に關稅据置に決定した後ちに、英國大使から、十年と明言して貰ひたいといふ注文があつたので、直ちにそれを承諾したまでの事であつた。マクドナルド大使との懇談の時に、吾輩は、何も十年と限るにも及ばなかつたらう、國際的に當分と言へば、十年も十五年も當分である、年限を明定したのは、外交的でなからうと話したら、マクドナルド大使は、一

年や二年で出来ることでないと言ひながら、一ト月で併合を斷行するやうな日本だから、當分では安心ができないなかつたと、笑つてゐた。外國人といふ者は、存外に猜疑深い。外交上に注意を要する所以は、此の邊に在る哩と、吾輩は沁々心に感じた。

外國政府に對する通牒は、併合條約公布より七日前に發せられたが、此の時々、何の報道をも與へなかつた内外の新聞記者及通信者にも、詳細の頭末を通知するのが、操觸者を待つの禮でもあり、且つ之を通じて一般人民に實際の事情を知らしむる便宜にもなるものと、當局者は考へた。そこで、併合條約公布の日より二日前の八月二十六日に、操觸者全部を統監邸に招かれることになり、其の席上で、副統監山縣伊三郎より左の通り報告された。

今回ノ時局解決ハ空前ノ重大問題ニシテ之ニ由リテ國家百年ノ長計ヲ決スヘキモノナルカ故ニ其ノ圓滿ナル完結ヲ祈ルノ情ニ於テハ官民共ニ異ナル所ナカルヘシ唯、當局者ハ特殊ノ責任ヲ有スルカ

故ニ協議ノ進行中ニ在リテ部分的ノ事項ヲ發表スルトキハ世間ニ何等ノ益ナキノミナラス却テ之カ  
爲メ不慮ノ誤解ヲ招キ交渉上意外ノ故障ヲ來スコトナキヲ保スヘカラサルヲ慮リ今日迄諸君ニ會談  
スルノ機會ヲ得サリシ次第ナリ諸君モ亦能ク右等ノ事情ヲ諒トシ今日迄執レモ慎重ノ態度ヲ執リ沈  
默ヲ守リテ毫モ不平カマシキ怨聲ヲ發セサリシハ統監ノ最満足セラル所ナリ扱今日ニ至リテハ既  
ニ大體ノ譲リモ付キタルニ依リ其ノ經過ノ大要及將來ノ措置ヲ略述シ諸君ノ参考ニ供スヘシ  
日韓兩國ノ安寧幸福ヲ培進スルニ於テ韓國ヲ帝國ニ併合スルノ外他ニ途ナキコトハ今更言フ俟タサ  
ル所ニシテ統監ハ着任以來特ニ慎重ナル考量ト周到ナル注意ト以テ其ノ實行ノ準備ニ努力セラレ  
韓國當局者ヲシテ帝國ノ眞意ヲ了解セシムハキ方法ヲ講セラレタルニ依リ統監力正式ニ李總理大臣  
ニ會見セラレタル際ハ決シテ突然ニ談判ヲ開カレタルニ非ス爾來解決ノ協定方法ニ關シ韓國側ニテ  
十分ニ講究スヘキ時日ヲ與ヘラレタル次第ナリ而シテ韓國側ニ於テモ篤ト利害關係ヲ考量シタル上  
執レモ一日モ早く決定スルヲ便宜ト認メ開議ヲ纏メタル上去二十二日ヲ以テ更ニ御前會議ヲ開キ大  
臣ノ外皇族元老迄モ會合シ相一致シテ日韓併合ノ議ヲ決シ韓國皇帝陛下ハ自ラ進ンテ韓國全部ノ統  
治權ヲ永久且完全ニ我カ 天皇陛下ニ讓與セラル、コトヲ承諾セラレタリ斯ノ如ク總チ鄭重ナル手  
續ヲ爲シ正式ノ順序ヲ追ヒ五ニ何等ノ隔意ナク圓滿ナル協定ヲ達クルヲ得タルハ畢竟我カ 天皇陛  
下ノ御稟威ト國民全般ノ聲援ニ負フモノト思ハレ統監ハ滞ナク其ノ重大ナル責任ヲ盡シ得タルコト  
ヲ満足シ居レリ

— 1 — 併合と交際

韓國皇室ノ待遇ニ就テハ我カ 天皇陛下ニ於テ特ニ軫念セラレ現皇帝ハ昌德宮李王ト稱シ其ノ一家ハ世襲タルヘク皇太子ハ王世子ト稱シ其ノ後嗣相繼承スヘク又太皇帝ハ德壽宮李太王ト稱シ總テ皇族ノ禮ヲ以テ待タルルノミナラス其ノ御手當等ニ至ツテハ現在ト毫モ異ナル所ナク毎年百五十萬圓ヲ支給セラルル筈ナレハ將來ト雖其ノ新地位ヲ保タル、コト今日ト大差ナカルヘク尙ホ今後ハ政事ニ干與セラルルコトナケレハ政海波瀾ノ外ニ在テ一層安穩ナル地位ヲ得ラルヘシ義興兩王ハ新タニ公ノ榮稱ヲ賜ヘリテ皇族ノ禮遇ヲ受ケ其ノ他ノ皇族、大臣、元老以下ニハ其ノ地位ニ應シテ公侯伯子男ノ各爵ヲ授ケラレ且恩金ヲ與ヘラル、筈ナリ

右等皇族大臣ノ外特ニ功勞アル韓人ニハ恩賞アルヘク兩班儒生中ノ耆老及孝子節婦等ニ對シテモ褒賞ヲ與ヘ又一般人民ノ授産、教育、救恤ニ關スル方法ヲモ講スル爲メ帝國政府ハ三千萬圓ノ公債ヲ發行スヘシ

現在ノ内閣ハ自然ニ消滅スヘキモ中権院ハ韓哥之ヲ擴張シテ諮詢機關トシ從來ノ大官中特ニ功勞アル者ヲ其ノ議官ニ列セシメ技能アル韓人ハ中央地方ノ官吏ニ登用シ郡守以下ハ可成多數ノ韓人ヲ任用スルコト、ナルヘシ韓國カ帝國ノ版圖ニ歸シタル以上ハ政令一途ニ出テ從來ノ韓人ハ帝國臣民トナリテ皆帝國法令ノ下ニ立ツヘキモ日韓ノ狀態ハ尙ホ未タ相同シカラスシテ今俄カニ帝國現行ノ法令ヲ適用スル能ハサル事情アルヲ以テ過渡ノ際ハ直チニ改廢ヲ要スルモノノ外ハ韓國ニ於テ現ニ行ハルル法令ノ效力ヲ存續セシメ急劇ノ變動ヲ避ケシメラルル筈ナリ

— 面 裏 の 合 併 韓 朝 —

併合ノ結果トシテ現行ノ韓國條約ハ悉ク消滅ニ歸シ帝國ノ諸條約之ニ代リテ適用セラルルコトナリ之カ爲メ今日迄各國領事官ニ屬シタル治外法權ハ撤回セラレ外國人ハ日韓人ト均シク總テ帝國ノ法權ニ服從スルコトナルヘン唯關稅ニ至リテハ今俄カニ之ヲ急變スルトキハ啻ニ外國貿易ニ重要ナル影響ヲ及ボスノミナラス内國ノ經濟狀態ヲ動搖スル等種々不利ナル事情アルニ依リ條約ノ規定ニ拘ハラス帝國ノ任意ニ依リ帝國ト外國トノ關稅ハ勿論日韓兩國間ノ稅率モ總テ現在ノ儘ニ据エ置キ將來十分ナル發達進歩ヲ遂ケタル曉ニ至リ改正セラルルコト、ナルヘシ

## 第十五章 何故併合當時に騒擾起らざりし乎

流石に機敏な倫敦タイムズは、日韓併合論が、日本の新聞紙上に散見した時に、早くも現況視察の目的を以て、外交部次長ブラハムを日本に派遣した。ブラハムの東京に着いた頃は、恰かも併合條約調印に關する宣言が、我が外務省から英國大使館に届いたので、渠は、條約公布の日取を見計ひ、小村外相の紹介状を持つて京城に來た。寺内總督は、渠と午餐に案内して、緩緩談話を交へられた。午餐が済んでから、總督は、渠と共に、官邸の背後から南山に登り、其の中腹から京城の全市を、一望の下に伏瞰しつゝ、此方此方と指さして、舊王城、病院、學校の建物などを説明された。すると、ブラハムは、突然總督に向つて奇問を發した。

『閣下は、此の重大な時機に於て、軍隊を何處に隠くして置かれるか』と叫

びつゝ更に附け加へて『實は京城に來て見たらば、よし一揆騒動はないとしても、鐵砲の音位は聞く事と思つた。然るに愈々京城に這入つて見ると、内地の町と、少しも變つた様子がない。少くとも、銃剣を持つた兵隊が、市中を巡邏して居るかと思つたに、それも一人りも見當らない。どうして警備をやつて居らるゝか』と、不思議さうな面持ちで言ひ出した。寺内總督は、之に對して、兵隊は、力と同じで、妄りに取り出すべきものでない。唯々事變に際しては、一令の下に、之に應すべき準備が、チャンと整つてゐる。劍光帽影で人民を威壓するのは、文明式でない、却つて朝鮮人の惡感を排して、由なき紛擾を誘致する結果を來すかも測られない。正服巡查さへも、平常に比して、少しも増加してゐないと答へられた。

尤も、無謀な朝鮮人が、日本と外國との間に、紛議を起させやうと云ふ淺薄な考から、外國領事館焼打の陰謀を企てゝゐるといふ風説が立つたので、

各國領事館中には護衛を請求して來たものもあつた。併し、兵隊や正服巡査を出すと、却つて人心を刺戟する處があるので、私服巡査を配置し、緩急相應ぜしめることになつた。領事館に石を投げた者があつた位で、何の事變も起らずに済んだ。

不思議な現象は、併合の當時、中樞院議長金允植の家に、朝鮮語研究の目的で學僕をしてゐた二人の日本青年が、遽かに踪跡不明となつた事であつた。金家から警報に届を出したので、段々調べて見ると、併合實行の爲めに、朝鮮人から危害を加へられはせぬかといふ鬼胎を懷いて、二人共無斷で、郊外の金家から逃げ出して、市中に移つて來た事と判つた。

それと反対な事實があつた。それは、吾輩の家に雇つて置いた朝鮮人に對して、吾輩は、今から一週間も過ぎると、併合條約が發表になつて、朝鮮は日本になり、お前達は日本臣民になるのだ、それが厭なら、今から此の家を

去るが好からうと告げた。すると、此朝鮮人は、日本人になると云ふのは誠に難有い事である、實は朝鮮は既に日本のものになつてゐると思つてゐたがまだならなかつたのかと、至極眞面目に反問した位であつた。吾輩が單獨生活をしてゐた頃には、此の朝鮮人に、家事一切を任せ居つたが、渠は其の行動に表裏のない、眞個に忠實な男であつた。朝鮮人は、概して柔順な性格を持つてゐる。何處の國でも、取扱が悪いと、善人も悪人になる。善政を施せば、朝鮮を善化するのは、さまで困難ではない。若し朝鮮が愛蘭になるやうな事があれば、それは、日本人の態度が悪いからであると、吾輩は、其の時に、深く信じた。是れは、必ずしも忠實なる一雇人から類推した演繹説ではなく、上下貴賤を通じて廣く接觸した實驗から歸納した信念である。

併合當時、斯くも國內が靜穩であつたといふには、種々の理由があつた。第一は強制的若くは威壓的の措置を一切避けたるのみならず、宮中府中を擧

げ皇族、大臣、元老悉く一致の行動を執つて、一人も反対意見を唱へる者がなかつたので、人民は騒擾を起す動機を見出さなかつたといふのと、日韓兩國皇帝陛下から併合に關する詔書及勅諭並に寺内總督の朝鮮人民一般に對する諭告に依り、何人も能く併合の趣旨と將來の施設とを諒解することができたといふのが、重なる理由であると思はれる。

八月二十九日、併合條約の公布と同時に、隆熙帝は、左の勅諭を發せられた。

朕否德ニシテ艱大ナル業ヲ承ケ臨御以後今日ニ至ルマテ維新政令ニ關シ改圖シ備試シ用力未タ嘗テ至ラスト雖由來積弱病ヲ成シ疲弊極處ニ到リ時日間ニ挽回ノ施措望無シ中夜夢慮甚後ノ策茫然タリ此ニ任シ支離益甚シケレハ終局ニ收拾シ能ハサルニ底ラン寧ロ大任フ人ニ托シ完全ナル方法ト革新ナル功效ヲ奏セジムルニ如カス故ニ朕是ニ於テ瞿然内ニ省ミ廓然自ラ斷シ茲ニ韓國ノ統治權ヲ從前ヨリ親信依仰シタル隣國大日本皇帝陛下ニ讓與シ外東洋ノ平和ヲ鞏固ナラシメ内八城ノ民生ヲ保全ナラシメントス惟爾大小臣民ハ國勢ト時宜ヲ深察シ煩擾スルナク各其業ニ安ンシ日本帝國ノ文明ノ新政ニ服從シ

幸福ヲ共受セヨ朕カ今日ノ此舉ハ爾有衆ヲ忘レタルニアラス尙ラ爾有衆ヲ救活セントスル至意ニ出ツ  
爾臣民等ハ朕ノ此意ヲ克體セヨ

御璽

隆熙四年八月二十九日

之と同時に明治天皇は、左の詔書を煥發し給はつた。

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要アルヲ念ヒ又常に韓國カ禍亂ノ淵源  
タルニ顧ミ憂ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ  
平和ヲ確保セムコトヲ期セリ

爾來時ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリ  
ト雖韓國ノ現制ハ尙未タ治安ヲ保持ヲ完スルニ足ラス疑懼ノ念每ニ國內ニ充溢シ民其ノ堵ニ安セス公  
共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムカ爲ニハ革新ノ現制ニ加フルノ避ク可ラサルコト瞭然タルニ  
至レリ

朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ擧テ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ム  
ヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ

韓國皇帝陛下及其ノ皇室各員ハ併合ノ後、雖相當ノ待遇ヲ受クヘク民衆ハ直接朕カ綏撫ノ下ニ立チテ

其ノ康福ヲ増進スヘク產業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル發達ヲ見ルニ至ルヘシ而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサル所ナリ  
朕ハ特ニ朝鮮總督ヲ置キ之ヲシテ朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ諸般ノ政務ヲ總轄セシム百官有司克ク朕ノ意ヲ體シテ事ニ從ヒ施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ賴ラシムルコトヲ期セヨ

御名御璽

明治四十三年八月二十九日

右の詔書及勅諭は、大綱を示されたものである。尙ほ朝鮮人をして其の將來の施設細目に亘つて、徹底的に諒解せしむるのが、必要でもあり又親切な行き方であると、寺内總督は考へられたのである。そこで、東京に居られた時分に、吾輩に命ずるに、朝鮮人民に對する諭告の起草を以てせられた。此の諭告中に、併合の本旨及併合後に於ける施政方針を明晰に列舉せよといふ命令であつた。吾輩は正直に其の命令通りに舊皇室の優遇、舊官憲の待遇、

恩賜金の處分、免稅、大赦、尙齒、人材登用、善行表彰、産業獎勵、交通機關の整備、衛生、教育、宗教に至るまで詳細に記述した。細心なる寺内統監は、一應之を内閣に示して、其の意見を求めるよと/orはれたので、原稿を内閣書記官長に送つてやつた。すると、此の諭告案を十分の一ばかりに縮少した修正案を作つて、簡単に大綱だけを示すを可とすといふ意見を附けて返して寄越した。其の意見書中には、餘り詳細に亘ると、あとで齟齬を來す虞もあり、殊に總督たる者は施政の細目を人民に周知せしむべきものでないといふやうな語氣も見えた。吾輩は、今更ながら其の官僚式な守舊思想に驚かされた。幸ひにして、飽くまで几帳面な寺内統監は、内閣の修正案を見て、こんな形式的諭告ならば、始めより出さぬ方がよい。寧ろ原案をもつと詳細にして出すことにせよと、例の意地を張られたので、前例のない程宏大な諭告書を作ることになつた。さうして、此の諭告は韓譯と共に朝鮮全土の津々浦々

に迄も配附されて、併合條約公布の當日、府郡廳の掲示場は勿論、公衆の目を惹くべき場所に、普ねく貼り出された。左に其の全文を掲げる。

報聖文武 天皇陛下ノ大命ヲ奉シ本官今ヤ朝鮮統轄ノ任ニ膺ルニ際シ茲ニ施政ノ綱領ヲ示シテ朝鮮上下ノ民衆ニ諭告ス

夫レ疆域相接シ体戚相倚リ民情亦昆弟ノ誼アルモノ相合シテ一體ヲ成スハ自然ノ理必至ノ契ナリ是ヲ以テ大日本帝國 天皇陛下ハ朝鮮ノ安寧ヲ確實ニ保障シ東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持スルノ緊切ナルヲ念ヒ前韓國元首ノ希望ニ應シ其ノ統治権ノ譲與ヲ受諾シ給ヒタリ自今前韓國ノ皇帝陛下ハ昌徳宮李玉殿下ト稱セラレ皇太子ハ王世子トナリテ嗣後長ニ相繼承シ萬世無窮タルヘク太皇帝陛下ハ德壽宮李太王殿下ト稱セラレ竝ニ皇族ノ禮遇ヲ賜ハリ其ノ秩俸ノ豐厚ナル皇位ニ在スノ時ト異ル所ナカルヘシ朝鮮民衆ハ盡ク帝國ノ臣民ト爲リ 天皇陛下撫育ノ化ヲ被リ長ニ深仁厚德ノ惠澤ニ浴スヘシ殊ニ忠順ニ新政ヲ翼賛スル賢良ハ其ノ功勞ニ準シ榮辱ヲ授ケラレ恩金ヲ賜ハリ又其ノ材能ニ應シ帝國ノ官吏トシテ或ハ中権院<sup>ミ</sup>官ノ班ニ列セラレ或ハ中央若クハ地方官廳ノ職員ニ登用セラルヘシ

又班族儒生ノ耆老ニシテ恭謙能ク庶民ノ師表タル者ニハ尙齒ノ恩典ヲ與ヘラレ孝子節婦鄉善ノ模範タル者ニハ褒賞ヲ賜ハリ以テ其ノ徳行ヲ表彰セラルヘシ義ニ地方官吏ノ職ニ在リ國稅缺逋ノ行爲ア

リタル者ハ其ノ責任ヲ解除シ特ニ其ノ未勘金ノ完納ヲ免セラルヘシ又從前法律ニ違反シタル者ニシテ其ノ犯罪ノ性質特ニ懲諒スヘキ者ニ對シテハ一律ニ大赦ノ特典ヲ與ヘラルヘシ

如今地方ノ民衆積弊ノ餘蘖ヲ受ケ或ハ業ヲ失ヒ産ヲ傾ケ又甚シキハ流離饑餓ニ瀕スル者アリ依テ先ツ民力ノ休養ヲ圖ルノ急務ナルヲ認メ隆熙二年以前ノ地稅ニシテ今尙未納ニ係ルモノハ之ヲ免除シ隆熙三年以前ノ貸付ニ係ル社穀ハ其ノ還納ヲ特免セシメ且本年秋季ニ徵收スヘキ地稅ハ特ニ其ノ五分ノ一ヲ輕減シ更ニ國帑約一千七百萬圓ヲ支出シ之ヲ十三道三百二十有餘ノ府郡ニ配與シ以テ士民ノ授產、教育ノ補助並ニ囚款ノ救濟ニ充テシムヘシ是レ皆斯ノ更始一新ノ時ニ方リ惠撫慈愛ノ聖旨ヲ昭ニスル所以ナリ然リト雖國政ノ利澤ヲ蒙ル者其ノ分ニ應シテ國費ヲ負擔スルハ天下ノ通則ニシテ古今東西皆然ラサルハ英シ故々克ク這般救恤ノ本旨ヲ體シ或ハ恩ニ狃レ奉公ノ心ヲ失ハサラムコトヲ期スヘシ

凡ソ政ノ要ハ生命財產ノ安固ヲ圖ルヨリ急ナルハ莫シ盡シ殖產ノ方興業ノ途之ニ次テ振作スルヲ得ヘケレハナリ從來不逞ノ徒頑冥冥ノ輩遐邇ニ出沒シ或ハ人ヲ殺シ財ヲ掠メ或ハ非謀ヲ企テ騷擾ヲ起ス者アリ是ヲ以テ帝國ノ軍隊ハ各道ノ要所ニ駐屯シテ時變ニ備ヘ憲兵營官ハ普ク都鄙ニ亘リテ專ラ治安ノ事ニ從・又各地ニ法廷ヲ開キテ公平無私ノ審判ヲ下スニ努ム是レ固ヨリ奸兇ヲ懲罰シ邪曲ヲ芟除セよカ爲ナリト雖畢竟國內全般ノ安寧秩序ヲ維持シ各人ヲシテ其ノ堵ニ安シテ業ヲ營ミ產ヲ治メ

— 乎しりざら起擾續に時當合併故何 ▶—

シメヌトルニ外ナラス

今朝鮮ノ地勢ヲ通觀スルニ其ノ蘭土ハ肥沃ニシテ農桑ニ適シ其ノ北地ハ概々礦物ニ富ミ内河外海亦魚介多シ造利餘澤ノ収穫スヘキモノ鮮少ナリトセス其ノ開發ノ方法宜シキヲ得ハ產業ノ振作期シテ待ツヘシ而シテ產業ノ發達ハ主トシテ運輸機關ノ完成ニ俟タサルヘカラス是レ事ヲ創メ業ヲ起スノ階梯ナレハナリ今通路ヲ十三道ノ各地ニ開キ鐵道ヲ京城元山間及三南地方ニ新設シ漸ブ以テ全土ニ及ホサムトスノ如クニシテ大成ノ將來ニ期スルト共ニ其ノ開墾敷設ノ工程ニ於テ衆民ニ生業ヲ與ヘ其ノ窮乏ヲ拯ノ一助タルヘキヲ疑ハス

朝鮮古來ノ流弊ハ好惡並忤唯利ヲ以テ相爭フニ在リ是ヲ以テ一黨勢ヲ得ハレバ忽チ他派ヲ狀ハムトシ一派力ヲ占ムレハ輒チ他黨ヲ仆サムトシ頃頑排擠其ノ窮極スル所ヲ知ラス終ニ至リ家ヲ亡ホス者渺シトセス是レ尺害アリテ寸益ナシ爾後黨ヲ樹テ社ヲ結ヒ徒ニ輕舉妄動ヲ事トスルカ如キコトアルヘカラス但シ政令治ク下ニ及ハス民意動モスレハ上ニ達セスシテ上壓下怨ノ弊ヲ疎スハ古今其ノ例ニ乏シカラス依テ中権院ノ規模ヲ擴張シ老成ノ賢良ヲ網羅シテ其ノ議官ニ列シ重要ナル政務ノ諮詢ニ應セシメ又各道及各府郡ニハ參與官又ハ參事ノ職ヲ設ケ能士俊才ヲ登用シテ之ニ充テ其ノ言議ヲ徵シ其ノ獻策ニ聽キ以テ政令ト民情ト相較較スル所ナカラムコトヲ期ス

凡ソ人世ノ憂患ハ疾病ヨリ酷シキハ莫シ從來朝鮮ノ醫術ハ未タ幼稚ノ域ヲ脱セシテ以テ病苦ヲ救

ヒ天壽ヲ全フセシムルニ足ラス是レ最モ痛嘆スヘキ所ナリ曩ニ京城ニ中央醫院ヲ開キ又全州淸州及成興ニ慈惠醫院ヲ設ケテ以來衆庶ノ其ノ恩波ヲ蒙ル者極メテ多シト雖未タ全土ニ普及セサルヲ遺憾トシ既ニ令ヲ發シテ更ニ各道ニ慈惠醫院ヲ増設セシメ名醫ヲ置キ良藥ヲ備ヘ況ク起死回生ノ仁術ヲ施サシメムトス

顧フニ人文ノ發達ハ後進ノ教育ニ俟タサルヘカラス而シテ教育ノ要ハ智ヲ進メ德ヲ磨キ以テ修身齊家ニ資スルニ在リ然ルニ諸生動モスレハ勞ヲ厭ヒ逸ニ就キ徒ニ空理ヲ談シテ放漫ニ流レ終ニ無爲徒食ノ遊民タル者往往ニシテ之レ有リ自今宜シク其ノ弊ヲ矯メ華ヲ去リ實ニ就キ懶惰ノ陋習ヲ一洗シテ勤儉ノ美風ヲ涵養スルコトニ努ムヘシ

信教ノ自由ハ文明列國ノ均シク認ムル所ナリ各人其ノ崇拜スル教旨ニ倚リ以テ安心立命ノ地ヲ求メムトスルハ固ヨリ其ノ所ナリト雖宗派ノ異動ヲ以テ漫ニ紛争ノ試ミ又ハ名ヲ信教ニ藉リテ明ニ政事ヲ議シ若クハ異圖ヲ企テムトルカ如キハ即チ良俗ヲ荼毒シ安寧ヲ妨害スルモノナルヲ以テ當ニ法ヲ案シテ廉斷セサルヘカラス然レトモ儒佛諸教ト基督教トヲ問ハス其ノ本旨ハ畢竟人心世態ノ改善ニ在ルカ故ニ固ヨリ施政ノ目的ト背馳セサルノミナラス却テ之ヲ裨補スヘキモノタルヲ疑ハス是ヲヲ與フルニ否ナラサルヘシ

本官今 聖旨ヲ奉シテ此ノ地ニ莅ムヤ一ニ治下生民ノ安寧幸福ヲ増進セムト欲スルノ外他念アルナ  
シ是レ茲ニ諱諱トシテ其ノ適從スベキ所ヲ<sup>ハ</sup>示スル所以ナリ尙漫ニ妄想ヲ逞ウシ敢テ施政ヲ妨礙ス  
ル者アラハ断シテ假借スル所ナカルヘシ若シ夫レ忠誠身ヲ持シ謹慎法ヲ守ルノ良士順民ニ至リテハ  
必ス皇化ノ惠澤ニ霑ヒ其ノ子孫亦永ク恩波ニ浴スヘシ爾等恪ミテ新政ノ宏謀ヲ奉體シテ苟モ遠フ所  
アル勿レ

此の諭告文は、餘り六ヶ敷いから、もつと俗文に改めたらどうかといふ議論も出た。併し、中流以上の朝鮮人は、當時書堂と稱する寺子屋式の私塾で教育を受けてゐたが、概して千字文、論語などを講讀して相當の讀書力があつたから、此の位の文章は諒解ができるであらうといふ、朝鮮側當局の意見もあつたので、壯重な文字を用ひたのであつた。此の諭告の貼り出された場所には、所在の人民が雲の如くに集つて、讀める者は、讀めぬ者に説明して聞かせた。勿論、看守人は附いてゐなかつたが、諭告文に、泥を塗つたり、引き裂いたりした事件は、殆んど無かつた。

此の諭告を見た朝鮮人の心理状態を総合すると、かういふ観念に歸着するやうであつた。此の諭告の中に、列舉してある箇條に依ると、新政府は、如何にも前代未聞の善政を施くものと見える。併し問題は、果して其の通りに實行が伴うかどうかといふ事である。當時、朝鮮人は、所謂虎よりも猛き暴政の苛斂誅求に苦しんでゐた。生命財産の安固などは思ひも寄らぬ有様であつた。政府から恩惠を受けた事は固より絶対になかつた。若し茲に善政を施して渠等の幸福を圖る者がありとすれば、秦、楚、吳、越を問はずに、之を迎へるといふほど窮境に陥つてゐた。併し新政府は、果して其の諭告の如くに善政を實行するものであらうか、今迄の政府は、兎角美言を口にして而かも惡事を働いてゐた。新政府は、斯かる善美を盡した諭告を發したものゝ、是れは、一時民を欺く計略であるかも知れない。將來果してそれを實行する意思であるかどうか疑はしい。若し其の言を食んで、實行が之に伴はない事が

判つたら、其の時こそ、堂々と其の罪を鳴らしてやらう。差當り御手際拜見の態度を執るより外はない。といふのが、此の時の朝鮮人の心理状態であつたやうに見受けられた。

かうなると、新政府の責任は益々重さを加へざるを得なくなつた。其の公言した事は、必ず其の言葉以上に實行するといふ覺悟を極めねばならなかつた。

## 第十六章 天恩海の如し

日韓兩國の併合と同時に、新領土の統治機關を設くるのが第一の必要事項であつた。そこで、先づ勅令を以て韓國を朝鮮に改められ、朝鮮に總督を置かることになり、總督をして、天皇の委任の範圍内に於て、陸海軍を統率し、一切の政務を統轄せしめられることになつた。（章尾参照一）。併し從來韓國及統監府に各別に從屬してゐた官廳及官吏を一日の中に取捨任免する事は、固より不可能であつたので、實際の手續を履行するまで、統監府を存置し、統監は總督の職務を行ひ、統監以下の官吏は、總督府員の職務を行ふべき旨を、右の勅令で定められた。又從來韓國政府に屬してゐた官廳も、内閣及表勳院（賞勳局）を除くの外は、悉く總督府所屬官署と看做し、當分の内、之を存置することとし、矢張り右の勅令で定められた。又法令の效力に就ては

既に東京に於て、併合實行委員會に於て決定された通り、朝鮮に於て法律を以て制定すべき事項は、總督の命令を以て、之を規定することを得るものとし、尙ほ併合の結果として、效力を失ふべき、韓國施行の日本法令及韓國法令は、其の改廢の手續を履行するまで、總督の命令として、其の效力を有することに、緊急勅令で定められた。(參照二)。其他、總て、第七章に掲げた併合實行方法細目の通りに行はれることになつた。

前韓國皇帝を冊して昌德宮李王殿下と稱せしめられる事、太皇帝を德壽宮李太王殿下と稱せしめられる事、皇太子を王世子殿下と稱せしめられる事、(參照三)、李堯及李熹の兩王族に公殿下的尊稱を與へられる事は、孰れも、詔書を以て宣示し給はつた。(參照四)。又朝鮮貴族令を制定せられて、榮爵及恩賜金を授與せらるゝことになり、前内閣總理大臣李完用は、伯爵を賜は、他の内閣大臣は、子爵を賜はつた上夫々多額の恩賜金があつた。宋秉畯

も、現任大臣並の恩典に浴した。中権院議長金允植、宮内府大臣閔丙奭及侍從院卿伊德榮も子爵を賜つた。尙ほ李王家の懿親中には、公爵、侯爵及伯爵を受けられた者多く、前大官にして子爵男爵を受けられた者も數くなかった。

日本側の論功行賞は、餘程後ちであつたが、桂首相が公爵となり、小村外相が侯爵となり、寺内總督が伯爵となつた。吾輩も、朝鮮人であつたならば男爵と共に三萬圓位を頂戴したかも知れぬが、日本側は、首相、外相及總督の外、一切授爵賜金の恩典を受けないことに極まつてゐた。尤も寺内總督は勳四等瑞寶章を持つてゐた吾輩の爲めに、四階級（旭日四等、瑞寶三等、旭日三等、瑞寶二等）を飛び越して、直ちに勳二等旭日章の叙勳を奏請せんとしたが、用意周到なる當時の内閣書記官長柴田家門は、かういふ破格の前例がないと、それを勳二等瑞寶章に引き下げた。併し何にが幸になるか判らぬもので、吾輩が辭職する少し前に、更に勳二等旭日章を賜つたから、柴田

藩長の好意で瑞寶二等章を餘分に頂戴したことになつた。藩閥の推挽どころか、寧ろ其の攘斥を受けた會津殘俘の子孫たる吾輩としては、身に餘る光榮である。終生、天恩に感泣すべきは、言ふまでもない。

吾輩は、畏れ多い事ながら、我が皇室に於かせられては、韓國併合に就て如何ばかり軫念し給ひしかを、茲に書き貽さずに止むことができない。併合の年の十月に、寺内總督は、併合實行の状況を、親しく 天皇陛下に以聞し奉る爲めに上京せられた。其時、吾輩も陪從して、謁見を賜はる光榮に浴した。吾輩は、外交官として海外に出る場合、海外から歸朝した場合、乃至伊藤公に陪從した場合等に於て、幾度か天顏に咫尺する光榮を荷つたが、此の時ほど麗はしき 龍姿を拜し奉つたことは、未だ曾つてなかつた。取り別け吾輩の心根に徹した事は、皇后陛下より謁見を賜つた時に 陛下は數ならぬ微臣に對してまで、隨分苦勞であつたならむとの難有き御言辭を賜はり、其

上前例にないほど多額の酒肴料を、御側近くに於て、御下賜に預つたことである。吾輩は、退いてから、出先で苦心した吾々より、帝國の元首として、萬機を總覽し、億兆を子愛し給ふ皇室に於かせられて、どの位 叙慮を悩まし給うたかを拜察して、恐懼感激措く所を知らなかつた。

一・天・恩・如・シ・一

(參照一)

勅令第三百十九號 (明治四十三年八月二十九日)

朝鮮ニ朝鮮總督府ヲ置ク  
朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置キ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ一切ノ政務ヲ統轄セシム  
統監府及其ノ所屬官署ハ當分ノ内之ヲ存置シ朝鮮總督ノ職務ハ統監ヲシテ之ヲ行ハシム從來韓國政府ニ屬シタル官廳ハ内閣及表勳院ヲ除クノ外朝鮮總督府所屬官署ト看做シ當分ノ内之ヲ存置ス  
前項ノ官署ニ在勤スル官吏ニ關シテハ舊韓國政府ニ在勤中ト同一ノ取扱ヲ爲ス但シ舊韓國法規ニ依ル親任官ハ親任官ノ待遇、勅任官ハ勅任官ノ待遇、奏任官ハ奏任官ノ待遇、判任官ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモノトシ尙在官ノ僕聘用ヲ許可セラレタルモノニ在リテハ明治三十七年勅令第百九十五號ノ適用ヲ受クルモノト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照二)

勅令第一號 (明治四十三年八月二十九日)

朝鮮總督府設置ノ際朝鮮ニ於テ其ノ效力ヲ失フヘキ帝國法令及韓國法令ハ當分ノ内朝鮮總督ノ發シタル命令トシテ尙其ノ效力ヲ有ス

# —朝鮮併合の裏面—

附 則

(參照三)

天壤無窮ノ丕基ヲ弘クシ國家非常ノ禮數ヲ備ヘムト欲シ前韓國皇帝ヲ冊シテ王ト爲シ昌德宮李王  
ト稱シ嗣後此ノ隆錫ヲ世襲シテ以テ其ノ宗祀ヲ奉セシメ皇太子及將來ノ世嗣ヲ王世子トシ太皇帝ヲ  
太王ト爲シ德壽宮李太王ト稱シ各其ノ寵匹ヲ王妃又ハ王世子妃トシ茲ニ待ツニ皇族ノ禮ソ以テシ特  
ニ陛下ノ敬稱ヲ用キシム世家坐循ノ道ニ至リテハ朕ハ當ニ別ニ其ノ軌儀ヲ定メ李家ノ子孫ヲシテ奕  
葉之ニ賴リ福履ヲ増綏シ永ク休祉ヲ享ケシムヘシ茲ニ有衆ニ宣示シ用テ殊典ヲ昭ニス

御名御璽  
明治四十三年八月二十九日

宮內大臣子爵

桂渡  
一

太  
千

郎秋

(參照四)

殿惟ノニ李納及李熹ハ李王ノ懿親ニシテ令開房ニ彰ハレ權域ノ瞭望タリ宜ク殊遇ヲ加錫シ其ノ儀稱ヲ世襲ニシテ此ノ榮華ヲ世襲シ永ク寵光ヲ享ケシム

御名御璽

宮内大臣子爵  
内閣總理大臣侯爵  
桂渡邊太千郎秋

## 第十七章 併合後の施設

併合後、直ちに朝鮮人に對して、實行せられた施設の中で、重なるものを擧ぐれば、第一が、政治犯人の大赦で、罪囚の放免された人數が千七百十一人の多きに上つた。それから尙齒の恩典に浴した者が、一萬二千百十五人、孝子節婦の旌賞せられた者が、三千二百九人、鰥寡孤獨の救恤せられた者が實に七萬九百二人に達した。尙ほ一千七百三拾九萬八千圓といふ巨額が、授産、教育、備荒に對する永久の資金として、十三道の各府郡（十二府三百十七郡）に分配せられた。此の金額は、公債證書で渡され、其の利子を使用することになつてゐるから、元金は永久に保存せられる譯である。これは貧困なる朝鮮人を扶助する上に於て、非常な效力があるに違ひない。それから、從來京城に唯よ一つしか病院らしい病院がなかつたが、十三道に差當り一篇

の慈惠醫院を急設して、之に俸給が安くて着實に働く軍醫を配置し、貧民には施療を行ふことになつた。是れも、醫藥に乏しい朝鮮に取つては、天來の恵澤と感ぜられたに違ひない。又到る處の立木を伐つたのみならず、其の根までを掘り取つて薪炭に使ひ盡した結果、山といふ山に草木が絶えて、山骨までも露出する有様であつたので、直ちに數百萬本の苗木を取り寄せて、着殖造林の方法を講じたり、荒廢に歸した道路を修築する計畫を立てたり、書堂に代ふるに、尋常及高等小學校を以てする學制を定めたり、農業改善の爲めには、農事模範場を設けて、稻種や肥料などを分配したり、裁判、監獄、警察の設備を擴張して生命財産の安固を圖つたり、孜々汲々として宣言の實行に取り掛かつたのである。鐵道敷設の如きは、從來十年計畫の事業を五年で完成することになつた位であつた。日本には餘り好意を持つてゐなかつた京城の米國宣教師バンカーの如きさへ、米國總領事館に開かれた亞細亞協會

の席上に於て、『朝鮮人は、貧困の極に陥つて將さに死滅せんとしてゐた。それを、日本が來て復活せしめた』と公言するを憚らなかつたほど、新政府は活動した。

日韓併合の目的は、吾輩の屢々言明した通り、單に兩地が、合同して一家となるだけのことではなかつた。否な、それは、唯々手段に過ぎぬもので、文明の進歩に於て、一日の長たる日本が、誠意を披瀝して、朝鮮を開導するのが、即ち、併合の眞個の目的であつた。荒廢に歸した土地を改善して、半死の窮民を救濟するのが、日本の天職である。それは、獨り朝鮮人の爲めばかりでなく、やがて、日本人の幸福を増進する所以である。朝鮮が繁榮に赴けば、其の包容者たる帝國の隆盛を加へるのは勿論である。之と同時に、帝國的地位が安固になれば、其の構成分子たる朝鮮も亦泰平の慶に浴する筈である。兩者の利害關係は、相一致して離るべからざるものである。若し、英

本國と愛蘭との關係の如く、徒らに紛争を事とするやうなことになれば、雙方に損害があるので、孰れの方にも利益がない。是れは、詰り無益に喧嘩を續けるもので、愚の骨頂である。尤も、施政の方針は、創業時代より、守成時代乃至進歩時代と、段々に變化して行くべきものである。朝鮮人の智見徳性の益々進むに隨つて、自治政治の範圍を、愈々擴めて行くべきは勿論である。朝鮮人も、かういふ趣旨から、漸次施政の改善方法を講究するがよい。政府に於ても、事實不可能なる要求でなければ、必ず民意を容るゝに吝ならざるほどの寛量を持つべきものであることは、併合の精神に照らして、寸毫も疑ふ餘地がない。

併合後、五年目の大正四年三月に、米國前大統領ルーズベルトは、朝鮮統治の成績に對する評論を紐育『メトロポリタン』誌に掲げて、其の冒頭に左の如く言つた。

「日本は、誠に驚くべき國である。其の過去五十年間に於ける勃興は、世界の史上、他に比類がない。戰爭に於ても、國家の經綸に於ても、將た又科學の研究に於ても、其進歩には、刮目に値ひするものがある。……寺内伯の下に、朝鮮に於て遂行せられたる事功は、英、米、獨、佛の高名なる殖民行政家が、同様の事情の下に遂行せる事功に譲る所がない。日本は、朝鮮に於て公安秩序を恢復し維持し、道路鐵道を建設し、諸般の土木事業を施行し、近代的の衛生法及教育制度を適用し、農産額及貿易額を倍加し、尙ほ司法、行政の改善、農工銀行の創立、勸業模範場の設置、慈惠機關の施設等、其の效果は、實質に於て、歐米の最も進歩せる國か、同一事情の下に遂行せる事業に比し毫も遜色がない。」

ルーズヴェルト前大統領は、尙ほ細々に亘りて、評論を加へ、多大の同情を表した。創業時代の朝鮮統治は、総令、ルーズヴェルトの推稱するほどの

—**韓 墓 の 合 併 鮮 脱**—

偉功を博せるものと言はれぬとしても、先づ多少の実績を擧げて、開発の基礎を作つた位に見ても差支なからうか。

## 第十八章 創業の基礎

併合後の施政を評論するのは、本書の目的でない。元來寺内正毅が、始め陸軍大臣の本官を帶びた儘で、統監として併合實行の任に當つた時には、併合後に於ける朝鮮經營の難業までも引受ける覺悟を持つてゐなかつた、併合の實行を完うしたならば、總督の任務を、他の適任者に譲る積りでゐたに違ひない。然るに、渠は、何故に總督として、七年間も、行政の劇職に止まるこことになつたかといふに、それには二つの事情がある。一つは、併合の事業が、意外に圓満に成就したので、新領土の經營も亦自己の手腕で遣れぬことはなからうといふ自信が起つたのである。他の一つは、其の平生から責任觀念の旺盛な性質上、施政方針の細項まで宣言しながら、その端緒をも開かずて、直ちに引揚げて、他人に總ての實行を委ねるのは、親切な遣り方でない

から、責めては、曲りなりにも、目鼻だけを附けて置きたいといふ誠意があつた。此の二つから、創業の基礎を作る決心を固めたのであつた。尤も列子も、『天地無全功』と言つた位であるから、寺内總督の施政に、非難があつたのは勿論である。口善惡なき新聞記者中には、『善意の悪政』など、冷評した者もあつた。兎にも角にも、朝鮮は、併合後七年間泰平無事に治つてゐた。暴動の蜂起や、兵隊の討伐などの噂は、寺内總督時代には、絶無であつた。渠は、一方に於て、秋霜烈日の威を振つたが、之と同時に、他方に於ては、春風慈雨の恩とも施した。渠が、朝鮮統治の創業に成功したのは、之が爲めである。茲に大正四年十月に始政五年記念として朝鮮物産共進會が開催された時に、畏くも天皇陛下の思召に依り閑院宮載仁親王殿下台臨の榮を辱うしたので、寺内總督が、併合後五年間の施政成績を略述して、清鑑に供した報告書がある。吾輩は、其の全文を左に掲げて、本書の獲麟とする。

大正四年十月始政五年記念朝鮮物産共進會ヲ京城ニ開催スルニ方リ優渥ナル聖旨ニ依リ 閑院宮殿下親シク台臨遊ハサレ懇篤ナル令旨ヲ賜ハリ尙朝鮮ノ現狀ニ就キ仔細ニ垂問ヲ辱ウス 正毅乏ヲ朝鮮總督ノ大任ニ承ケテヨリ以來蹇々トシテ偏ニ 聖明ノ宏謨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スルモ薄德菲才恒ニ意到リテ力及ハサルヲ憾トス伏シテ惟フニ 殿下金枝玉葉ノ尊ヲ以テ自ラ海陸ノ遠路ヲ越エ親シク新版圖ノ風物民情ヲ精察セラル此ノ無上ノ光榮ニ浴スル者官民ノ別ナク皆優渥ナル天恩ヲ仰キテ恐懼歡喜措ク所ヲ知ラス 殿下ノ御渡鮮ハ啻ニ刻下ノ人心ニ深甚ナル印象ヲ與フルノミナラス將來朝鮮ノ施政上多大ノ感化ヲ及ホスコトヲ疑ハス 正毅ノ洵ニ感荷ニ勝ヘサル所ナリ茲ニ就任以來今日ニ至ル迄施設經營スル所ノ大要ヲ具シ 殿下ノ垂鑑ヲ仰キ聊カ以テ 殿下台臨ノ盛意ニ應ヘ奉ラムトス

## 一 王室ノ待遇及士民ノ賑恤

去明治四十三年八月大命ヲ奉シテ韓國ノ併合ヲ實行シ尋テ朝鮮總督トシテ施政ノ衝ニ當リテヨリ正毅ハ日夜孜々トシテ舊韓國ノ王室ヲ優遇シ權域ノ黎民ヲ綏撫シ給フ、叡慮ニ副ヒ奉ラムコトニ易メ、待ツニ皇族ノ禮遇ヲ以テセラレタル昌德宮李王、德壽宮李太王及王世子以下ノ舊王室ニ對シテハ恒ニ敬意ト誠心トヲ以テ適當ノ措置ヲ慇ラサラムコトヲ期シ又舊韓國ノ顯職ニ在リタル功勞者ハ授爵賜金ノ特典ヲ蒙リタル外中樞院顧問、贊議及副贊議ニ任せラレタルヲ以テ此等職員ヲ指導シテ昭代ノ皇化ヲ翼賛セシムルニ努メ尙兩班儒生ノ尙齒、孝子節婦ノ表彰及鰥寡孤獨ノ救恤ニ對シ賑恤ノ天恩ヲ昭カニシタル外更ニ一般民衆ニ對シ永久撫養ノ聖旨ヲ顯揚セムカ爲各府郡所在士民ノ授產、教育及備荒ニ充ツヘキ恩賜金ヲ分配シ以テ從來無爲徒食ノ士民ニ生業

ヲ與へ且子弟ノ教育事業ヲ助成シ又凶歉ニ際シ適當ノ救助ヲ與フヘキ資源ニ備ヘシメ普ク新政ノ惠澤ヲ表示セムコトニ盡瘁シタリ

## 二 政務ノ革新

蓋シ韓國併合ノ宏謨ハ洵ニ遠大ニシテ之ニ依リテ朝鮮ノ安寧ヲ確保シ其ノ生民ノ福利ヲ増進スルト共ニ帝國ノ丕基ヲ鞏固ニシ東洋ノ平和ヲ永久ニ維持セムトスルニ在リ久シ克秕政ノ下ニ疲憊セル貧弱ノ民衆ヲ撫育シ其智能ヲ啓發シ其ノ德性ヲ涵養シ之ヲ文化ノ域ニ進メテ帝國臣民ニ同化セムトル天意ハ炳乎トシテ日星ノ如ク昭カナリト雖多數ノ群民中ニハ或ハ蒙昧ニンテ自覺スルノ明ナキ者アリ或ハ頑冥ニシテ時世ト共ニ推移スル能ハサル者ナキヲ保セス仍テ併合ノ當時普ク諭告ヲ發シテ施政ノ大綱ヲ示シ爾來營々トシテ其ノ實行ニ盡瘁シ殊ニ富源ヲ開發シ生民ヲ扶掖シテ國利民福ニ資スヘキ施設ニ

就テハ萬遺漏ナカラムコトヲ期セリ

網紀弛廢シ積弊橫溢セル邦土ニ在リテハ先ツ人民ノ生命財產ノ安固ヲ保障スルヨリ急ナルハナシ保護制度施行以來四年有半ノ間ニ於テ統監指導ノ下ニ司法行政ヲ分離セシメ尋テ司法權ハ帝國政府ニ於テ之ヲ執行シ又併合ニ先チ警察事務ノ委任ヲ受ケ人民保護ノ機關ハ略ホ整頓セルモ併合後ニ於テハ更ニ其ノ實質ノ改善ヲ圖ルコトニ留意セリ行政事務ニ至リテハ明治四十三年十月一日總督府及所屬官署官制ノ實施ト共ニ必要ナル廢合按排ヲ行ヒ爾來今日ニ至ル迄實際ノ經驗ニ鑑ミ數次ノ改革ヲ行ヒ漸次整理統一ヲ遂ケ冗員ヲ淘汰シ經費ヲ節約シ其ノ間司法及行政機關ノ緊縮並地方制度ノ整理ヲ遂ケ尙財政ニ關シテハ諸般ノ政務略其ノ緒ニ就キタルニ依リ併合當初中央政府ヨリ受ケタル所ノ一千三百餘萬圓ノ補充金ハ逐年之ヲ遞減シテ大正七年ヲ期シ一般會計ヨリ獨立スルノ計畫ヲ樹テタリ

### 三 教育ノ施設

朝鮮統治ノ方針ハ歐米諸國カ其ノ殖民地ニ對スル政策ト全然其ノ趣ヲ異ニシ朝鮮ヲ以テ帝國版圖ノ構成分子ト認メ其ノ人民ヲ誘掖シ之ヲシテ名實共ニ帝國臣民タラシムルニ在リ依テ急劇ノ變動ヲ加ヘサル程度ニ於テ帝國ノ教育方針ヲ朝鮮ニ適用シ以テ斯民同化ノ實ヲ擧ケムコトヲ期シ舊來ノ教育機關ニ改善ヲ施スト共ニ明治四十四年十一月朝鮮教育令ノ公布ニ依リ朝鮮ニ於ケル教育ハ内地ト均シク教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ遵奉シ忠良ナル臣民ヲ養成スルコトヲ目的トシ唯朝鮮特殊ノ事情ニ照ラシ重ヲ實業教育ニ置キ浮華放逸ノ宿弊ヲ矯メテ勤勉力行ノ氣風ヲ鼓吹シ以テ一面ニ於テハ内地人ト同様ノ教育ヲ施スト共ニ他方ニ於テハ空理ヲ避ケ實學ヲ尙フノ精神ヲ涵養セシメムコトヲ旨トセリ而シテ先ツ普通教育ニ關スル施設ノ完成ニ努メ尙ホ本年三月ニ至

リ専門教育ニ闢スル規程ヲ設ケ朝鮮人ノ子弟ヲシテ法律、經濟、醫術、工業、農林等ニ闢スル高等教育ヲ受クルヲ得セシメ又之ト同時ニ私立學校規則ヲ改正シ私立學校ヲシテ大體ニ於テ官公立教育機關ノ規定ニ準據シテ其ノ教科課程ヲ定メシメ以テ官公私立各教育機關ノ統一ヲ圖リ且之ヲシテ完全ナル國民教育ヲ實施セシムルノ方針ヲ執レリ

#### 四 醫療機關ノ新設

朝鮮ニ於テ人民ノ生活上必須缺クヘカラサル施設ニシテ而カモ却ツテ閑却セラレタルハ教育ニ次テ醫療機關ナリトス保護制度施行以來舊韓國政府ハ稍々此ノ點ニ注意シ我カ指導ノ下ニ京城ニ病院及醫學校ヲ設ケタリト雖未タ地方ニ普及スルニ至ラサリシヲ以テ併合後ニ於テハ各道廳所在地其ノ他數個所ニ慈惠醫院ヲ設置シテ一般人民ノ治療ニ當ラシメ且醫學校ヲ擴張シテ醫師ノ

養成ヲ圖リ以テ普ク民衆ノ病苦ヲ救治スルノ方法ヲ講シタリ又從來全ク等閑ニ附セラレタル孤兒ノ救養、盲啞者ノ教育、精神病者及貧民ノ救療ニ關スル施設ヲ興シタリ而シテ其ノ經費ハ専ラ恩賜金ヲ以テ之ニ充テタルヲ以テ此等惠澤ニ浴スル者ハ即チ慈仁ノ聖恩ニ霑被スル者ナリト謂フヘシ

## 五 農 牧 及 殖 林

由來朝鮮ノ地味ハ大概ネ肥沃ニシテ農耕ニ適スルモ積弊ノ結果民業ノ助長ハ忽諸ニ附セラレ民衆モ亦只天惠ニ依頼シテ人工ヲ施スヲ知ラス隨テ農作物ハ數量ヲ減スルト共ニ品質モ亦粗惡ニ流レ之ニ加フルニ樹木濫伐ノ結果竟ニ水旱ノ慘害ヲ生スルト同時ニ材木燃料等ノ缺乏ヲ來シ民衆ノ困憊名狀スヘカラサルモノアリ是ニ於テ新政施行ノ始ヨリ農業ノ改良ヲ以テ焦眉ノ急務ト認メ各道ニ専門技術員ヲ配置スルハ勿論農業ニ關スル諸種ノ學校、模範場、傳

習所等ヲ設立シ普通農事ノ外養蠶、牧畜、殖林、水利等ニ關スル知識ヲ授ケ且實習ヲ爲サシメ殊ニ米穀ノ耕作、陸地棉ノ栽培、畜牛ノ改良増殖等ニ付指導獎勵ノ方法ヲ講シ尙地味氣候ノ異同ニ鑑ミ適種ヲ適處ニ施スノ方針ヲ以テ大豆、小豆、粟、黍、稗、蕷麥、甘藷、馬鈴薯、果實等ノ改良試作ヲ獎勵シタリ爾來其ノ效果大ニ觀ルヘキモノアリテ品質ハ次第ニ優良ニ赴キ產額モ亦益々增加スルノ狀アリ併合當時ト昨年ドヲ比較スレハ米ハ八百萬石ヨリ一千二百萬石ニ、大豆ハ一百八十萬石ヨリ二百五十萬石ニ、畜牛ハ七十萬頭ヨリ一百三十萬頭ニ、陸地棉ハ八十萬斤ヨリ一千七百萬斤ニ、改良繭ハ二千石ヨリ三萬六千石ニ劇増シタリ此ノ一部ノ現象ニ由リテ見ルモ如何ニ舊來ノ面目ヲ一新シタルカヲ類推スルヲ得ヘシ農業ト密接ノ關係アルノミナラス國土ノ保全上緊急ノ必要ヲ感シタルモノハ殖林ノ施設ニシテ保護制施行時代ニ於テモ茲ニ留意スル所アリ一般ノ林政及國有林經營ニ關スル規定ヲ設ケ大體ノ方針ヲ

定メタリシカ併合後ニ至リテハ一層國有林野ノ整理ヲ完全ニシ且一般人民ヲ  
シテ森林愛護ノ觀念ヲ涵養セシムル目的ヲ以テ森林令ヲ制定シ又國費、地方  
費及恩賜金ヲ以テ造林計畫ヲ樹テ各道ニ設置シタル苗圃ノ數ハ大正三年ニ於  
テ三百餘箇所ヲ算スルニ至レリ尙併合後第一回ノ神武天皇祭日ヲトシ各地方  
官民ノ記念植樹ヲ爲スノ例ヲ開キ爾來毎年一千有餘萬本ヲ植付ケ以テ一般ノ  
植林思想ヲ鼓吹シタリ然リト雖數百年來濫伐ニ委シタル全土ノ山林ヲ回復セ  
ムトスルハ一朝一夕ノ能クスル所ニ非ス殖樹造林ノ事業ハ如何ニ力ヲ致スモ  
前途尙遼遠ナルヲ認ム

## 六 道 路 及 鐵 道

一般產業ノ發達ヲ圖リ且文化ノ普及ニ資セムカ爲交通運輸機關ノ重要ナル  
ハ言ヲ俟タサル所ナリ而シテ道路ノ改修ニ付テハ舊韓國時代ニ於テ留意セサ

リシニ非サリシモ唯ト小部分ノ改修ヲ爲セルニ過キサリシヲ以テ總督府設置後ニ至リ朝鮮全土ニ亘リテ道路改修ノ方針ヲ以テ明治四十四年度ヨリ大正五年度ニ至ル六箇年繼續費トシテ一千萬圓ヲ計上シ著々其ノ事業ノ進捗ヲ圖リ大正五年度末ニ於ケル改修總里數ハ既成ノ道路ヲ合シ二千二百二十七里ニ達スヘキ豫定ナリ鐵道ノ敷設ニ付テハ其事業復雜ニシテ多額ノ資金ヲ要スルカ爲メ舊韓國政府ハ自ラ之カ經營ヲ企畫シタルコトナシ初メ米國人京城仁川間鐵道敷設ノ特許ヲ得尋テ本邦人京城釜山間ノ鐵道敷設ノ特許ヲ得タリ明治三十九年鐵道全部ヲ國有トシ朝鮮總督府ノ設置セラル、ヤ朝鮮ノ鐵道事務ハ總督府鐵道局ノ所管ニ歸屬セリ釜山新義州間ノ縱貫線ハ明治四十四年十月ヲ以テ竣工セル鴨綠江橋梁ニ依リテ南滿洲鐵道トノ聯絡完備セルヲ以テ爾來線路ニ改良工事ヲ施シ釜山長春間ノ直通列車ヲ運轉スルニ至リシヲ以テ本鐵道ハ當ニ朝鮮内ノ交通機關タルニ止マラス歐亞交通上最重要ナル地位ヲ占ムルニ

至レリ尙此ノ縱貫線ニ接續スヘキ湖南線ハ大正三年一月又京元線ハ同年九月  
シ以テ全線ノ開通ヲ見ルニ至リ今ヤ朝鮮鐵道ノ延長ハ實ニ一千哩ニ達セリ尙  
將來ノ計畫トシテハ各線ノ改良工事ノ外元山ヨリ咸鏡南北道ヲ縱貫シ會寧ニ  
至ル一線ノ急設ヲ要スルモ財政ノ緩急ニ鑑ミ先ツ第一期計畫トシテハ元山永  
興間及清津會寧間ヲ敷設スルコトニ決シ既ニ夫々其ノ工事ニ著手セリ

### 七 通 商 及 貿 易

百般ノ施設著々進捗シ諸種ノ事業益々發達スルニ伴ヒ貿易額ハ逐年長足ノ  
進歩ヲ爲シ併合ノ當年輸出入總額六千八百七十一萬餘圓ヲ出テサリシモノ大  
正三年ニ至リテハ實ニ一億七百三十六萬餘圓ニ達シ之ヲ併合ノ前年即チ明治  
四十二年ノ貿易額五千九百二十七萬餘圓ニ比スレハ殆ト二倍ノ増加ヲ見ル斯  
ノ如ク内外貿易ノ膨脹セルハ是レ即チ經濟狀況ノ順調ニ赴キ民力次第ニ發展

シツ、アル徵證ニシテ新版圖ノ經營上最慶スヘキ現象ナリトス元來朝鮮ノ富源ハ頗ル饒カニシテ農作地ノ外各種ノ鑛物ニ富ミ魚介亦多シ若シ能ク其ノ開發ノ方法ヲ盡サハ利用厚生ノ目的ヲ達スルニ於テ思ヒ半ニ過クルモノアラム惟フニ疲弊積弱ノ民衆ヲ撫恤スルノ途ハ獨リ生命財產ノ安固ヲ保障スルヲ以テ足レリトセス之ト同時ニ其ノ生活狀態ノ向上ヲ圖リ其ノ文化ノ程度ヲ進ムルニ在リ而シテ能ク本末ヲ稽ヘ緩急ヲ察シ適切ノ施設ヲ遂行シ以テ朝鮮治化ノ洪猷ヲ翼襄シテ過ナキヲ期スルハ洵ニ容易ノ業ニ非ス是レ正義ノ夙夜憂慮シテ止マサル所ナリ唯モ誠心微力ヲ竭シテ倚重ノ聖恩ニ答ヘ奉ラムコトヲ希フノミ茲ニ政務ノ梗概ヲ叙スルニ方リ併セテ區々ノ微衷ヲ披瀝シ垂鑑ヲ仰キ奉ル臣正毅惶懼已ム無シ

大正四年十月二十日



附

錄

桑 樂 一 家 說

桑槿一家説は、著者が嘗て『中外新論』に  
掲げたる一家言也。朝鮮併合の總評と見  
るも可、單に本書の跋と見るも亦可也。

# 桑槿一家説

## — 日鮮渾和の因縁

今は昔、韓國併合の前年の事也。明治四十二年の七月、伊藤公博文、統監の職を曾禰子荒助に譲りて、將に京城を去らむとするや、時の韓帝、公の爲に祖宴を咸寧殿に賜ふ。宴終りて新統監曾禰子、韓國首相李完用、詩人森大來等、伊藤公と與に聯句を試ひ。韻を人新春の三字に限る。

甘雨初來霑萬人（春畝）。咸寧殿上露華新（槐南）。

扶桑權域何論態（西湖）。兩地一家天下春（一堂）。

西湖は曾禰統監にして一堂は李首相也。此の句や、移して以て今日の實況を顧すべしと雖も、當時は唯々座興として各々情を述べ志を言ひたるのみ。雖

か知らむ、斯の一片の風流韻事こそ、暮年を出でずして出現すべき一大盛事を、無意識に豫言したるものなれとは。作詩者其の人の胸臆にさへ、桑槿一家の理想が、斯くも神速に實現せむとは、絶えて浮び來らざりしならむ。

今日、吾輩の所謂桑槿一家とは、最早や漫然たる詩句雅言に止らずして、一の國家が他の國家を融合渾化して、吉凶慶弔を同うし、隆替浮沈を偕にするべき、真個團欒の一家たるの謂ひ也。同じ流動體にても水と油とは、之を同器に收むるとも、到底混和すべしにあらずと雖も、水と水となれば、幽山の清泉も、亦能く溝壑の濁流と混和するを得む。況んや、其の水たるや、因つて出づる所の源を同うせるに於てをや。其の谿澗を別けて流るゝ間こそ、細大緩急の差ありしなれ、今や終に相合して一條の大河となる。順流溶々、斷じて盤旋瓢蕩の患あるべからざる也。抑も帝國の朝鮮統治は、英國の印度に於けるが如き、佛國のダホーメー及マダガスカルに於けるが如き、將た米國

の布哇及比律賓に於けるが如き、特殊の關係に比し全然其の趣を異にせり。後者の場合に於ては、形式か將た實質に於て尙ほ宗屬の關係を存し、母國と殖民地との區別を置かざるはなく、之に加ふるに、地勢の相隔絶するのみならず、人種、風俗、習慣も亦た冰炭相容れざるものあり。政治上に於ても、社交上に於ても、未來永劫打つて一丸と成り得ざるの運命を有するもの也。日鮮の結合に至つては、然らず。啻に其の地域の唇齒相倚りて、古來密接の利害關係を保てるのみならず、種族の先を同うし、言語の源を同うし、文字の用を同うし、學藝の本を同うし、習俗の趣を等うし、風教の揆を一にす。但だ日本は四方海なる島國に位して、内訌外寇の虞なく、専ら世界の大勢に伴うて進轉するを得たり。朝鮮は之に反し、不幸にして、外、強隣の壓迫を受け、内、徒らに政爭を事として、遂に萎靡凋殘の慘状に陥れり。其の間、自ら兄弟の差あり、先覺後進の別なきを得ず。是に於て乎、日本人は力を提

撕輔導に效し、朝鮮人は心を攀附切廻に竭し、相携へて文明の地位に進み、全然平等の帝國臣民として昭代の惠澤に浴せむとす。されば、朝鮮は韓國の名義を喪失したりと雖も、而かも從來の屬藩劣邦若くは被保護國たる舊態を蟬脱して、直ちに世界の一等國に急進し、其の民衆は一躍して帝國臣民となりて、内地人と均等なる待遇を享くるに至れるもの也。是れ恰かも一小會社が解散して他の大會社に合併し、小會社員が大會社員となりたるに異ならず。名譽と利益とを併せ得たるものと謂ふべき也。更に卑近の壁を探らむ乎、貧家の子弟、一朝にして富豪の養子になりたるが如し。此の養子は、自己の父祖に積善の心なかりし爲め、其の身に及んで何の餘慶をも蒙らず、又自ら世路を開拓して、身を立て家を興すほどの苦心をも爲さず、偶然の好運か、將た自然の成行にて、忽ち他家の富貴に露ふの僥倖を贏ち得たる也。幸運児と謂ふべし。唯、一たび富豪の家に入りたる以上は、直ちに裏店住ひに慣れ

たる放漫遊惰の惡習を一洗し、大家の作法に従うて、其の舉止動作を調節するの要あるのみ。日韓併合の特色、實に茲に在つて存す。是れ彼の從來の史上に散見するが如き、強族が弱族を壓制し、優勝者が劣敗者を臣妾視せる事態と、日を同うして論すべからざる所以也。

歐米の論者、動もすれば輒ち曰く、日本は一時韓國を擁護して隣強より獨立せしめ乍ら幾許もなくして反つて自ら之を併合したんぬ、果して何の心ぞやと。然り、韓國は日本の擁護に由りて獨立するを得たり。其の時までは支那の正朔を奉じ清帝を尊んで陛下と呼び、清帝は朝鮮王を貶して殿下と稱したり。是れ豈に宗屬關係の顯著なる證左に非ずして何ぞや。當時、日本、若し貪婪飽くなき虎狼の秦たらんか、甲午の戰勝に乘じ、直ちに支那に代りて韓國を壓服し、之をして依然屬邦たるの地位に居らしむべからし也。其の然らずして、初めより韓國の獨立自治を企圖せむとせるは、義と謂ふべし。日

本が、如何に扶植の手段を盡すも、韓國の腐朽深く骨髓に徹し、到底外間より之を救ふの術なきに及び、止むを得ずして、彼を我が家内に入れ、其の扶養の全責任を引受けたるは、仁と謂よべし。朝鮮は、此の仁義の行爲に由りて瀕死の窮状より蘇活し、微々たる小邦より堂々たる大帝國の一部と成り上りたるに非ずや。

心ある者再思三省せよ、日本若し細利に敏くして遠大の慮なく、殘忍にして仁義の志ならむか、或は韓國を永久に屬邦若くは保護國たるの地位に置き、其の利は之れを收め、其の害は之れを避くるを以て、巧計妙策と爲せしや必せり。何を苦んで驕惰脆弱なる千五百萬の群民を我が懷中に抱き、之を撫育扶養して、文明國民に同化する一大難業に當らむや。朝鮮、若し舊時の屬邦にして終らひか、將だ近時的小國たる地位に止らひか、其の運命や知るべき而已。之を大帝國の構成分子として、昭代に優游する現時に比し、其

の禍福抑も奈何ぞや。況んや、虛心坦懐、上古以來數千年に亘るの史實を考覈せば、扶桑權域の當さに一家たるべき因縁も、復た自から瞭かなるものあるに於てをや。

吾輩嘗つて賴襄の通議を読み、其の勢を論ずるの條に至り、未だ嘗て感嘆せずむばあらず。曰く『天下の分合、治亂、安危する所のものは勢也。勢なる者は漸を以て變じ漸を以て成る。人力の能くなす所に非ざる也。而して其の將さに變ぜむとして、未だ成らざるに及んでや、因つて以つて之を制爲するものは則ち人也。人、勢に違ふ能はず、而して勢も亦人に由つて成る』と。

吾輩は日韓併合の事の成るに於て、殊に痛切に其の然る所以を感せすんばあらざる也。日鮮兩地は、僅かに一衣帶水を隔てゝ相接近するに於て、終に一統に歸せざるべからざるの運命を有し、日鮮兩民は其の同種同文なるに於て終に一家たらざるべからざるの運命を有す。今日まで當さに然るべくして、

未だ然る能はざりしものは、不自然なる事情の之を妨ぐるものありしが故のみ。日本は始終朝鮮の獨立自存を求めるは、即ち是れ也。然りと雖も、天下の大勢は、滔々として隻手の能く支へ得べき所に非ず、我は終に朝鮮を我が家内に引き入れて、之を誘掖指導するの大業を負擔するの止むなきに至りぬ。是れ固より我が自ら好んで求めたる所に非ざる也。唯々勢の當さに趣くべき所に趣きたるのみ。然れども、此の義を制爲したるものは實に人の力也。日韓併合は、人の力に成れりと謂ふべく、兼ねて、勢の然らしめたる歸結と見るべし。

## 二 日鮮同族の考證と實蹟（上）

太古は邈たり、霞を隔てゝ遠山を望むが如く、有る耶、無き耶さへ定かならざるを常とす。何れの國も、皆な然らざるはなし。日鮮古代の關係を推究

すべき史實に於ても、亦此の憾なきを得ず。朝鮮に於ては、内憂外患絶ゆる時なく、載籍、大率ね、兵燹に罹りて壊滅し去り、最古の歴史と稱するものも、八百年を超えず。我國に在ても、桓武の御宇に、日鮮同祖に關する記録を焼き棄てたるが爲め、往古の真相を探究するの便に乏し。然かも、現今存在する兩國の史記論策に稽へ、又諸種の遺蹟口碑に徵するも、尙ほ容易に日鮮同族たりとの結論に到著するを得べし。

我國の古代史は、天照大神が高天原におはしましゝ時、其の長子天忍穗耳尊をして瑞穂國を治め給ふと同時に、御自身の弟素盞鳴尊を根國に遣はし給へることを載せ、又此の時代より少しく降りて、鶴茅草葺不合尊の次子稻水命は海原に入り、末子狹野命は大日本に到り茲に皇基を開きて、神武天皇となり給へることを誌す。根國又は海原は、黃泉國、夜見國或は妣國とも稱し其の所在に付ては、學說一ならずと雖も、窮極するに朝鮮を指せりと狹義に

一 説 家 一 様

断定するものと、伯耆出雲と共に朝鮮を指せりと廣義に解釋するものとの別あるのみ。中村徳五郎氏は、其の著日本開闢史に於て、伯耆は母來にして、伊弉冉神此の地に降臨せられしが故也。神は素盞鳴尊の母なり、尊が母に根國に從はむと欲すと云ひ、又妣國根之堅州國に罷らむと欲すと宣へるに徵すれば、根國は即ち母國にして、伯耆出雲二國に亘れる稱呼なるべく、更に伊弉諾神が、極遠の根國を統治せよと詔して、素盞鳴尊を新羅に遣はしゝに鑑みれば、根國は又韓國をも併稱せるを知るべしと記述せり。又久米邦武氏は其の古代史に於て、素盞鳴尊、新羅に在つて三韓を兼領せられたれば、出雲の八島沼神の國引の語にも『新良貴の崎より引來り縫ませり』とあり、是れ正しく日韓聯合を證明するものなりと斷言せり。前者は伯耆、出雲を主として朝鮮に及び、後者は新羅を本として出雲に及ぶ。其の間、主客の別ありと雖も、當時已に日鮮一土たりし事實を推定するに至りては、則ち一也。初めに

瑞穂國に莅み給ひし天忍穗耳尊と、根國に赴き給ひし素盞鳴尊とは、叔甥たり。後ち大日本に於て皇祖となり給へる狹野命と、海原に入りて新羅を統べ給へる稻水命とは兄弟たり。斯く、叔父と兄とが朝鮮に入り、卑親族たる甥と弟が日本に來れることと、我國の記録中に明示して未だ嘗て憚る所なき事に依るも、亦以て日鮮同族の關係が、後人の虛構假設に係るものにあらざるを立證して餘りありと謂ふべき也。

素盞鳴尊及稻水命が朝鮮に入りての後ちの事跡に付ては、日鮮の古史共に詳錄する所なしと雖も、日本紀には素盞鳴尊、其の子五十猛神を帥る、新羅國に降到して曾戸茂梨の處に居ると云ひ、又書紀の一書には、素盞鳴尊、熊成峰に居り、遂に根國に入るとあり。按するに、素盞鳴尊、天資剛邁、武勇餘りありて稍々放縱に過ぎ、遂に罪を天照大神に得て出雲に逐はれたり。後ち父母の嚴勅を奉じて、朝鮮統轄の任に當らんとし、先づ曾戸茂梨に到り給へ

るならむ。或は曰く曾戸茂梨は朝鮮語の京城にして、朝鮮の首都と云ふほどの意なりと。又曰く曾戸茂梨は、牛頭ウシヅチを指すものにして、古の牛頭州、今の江原道春川なりと。春川は、貊國の舊都也。素盞鳴尊を熊野大神といふは、貊主ムクシの意なりと解すべく、又尊を祀りて新羅明神又は牛頭天王と稱するの事實に徴すれば、其の夤縁遠しと謂ふべからず。近頃、考古學者鳥居龍藏氏、春川に於て原始時代の土器を發掘し、其の形狀質質、他の朝鮮地方の土器と異り、頗る日本海沿岸の伯耆及出雲に於て發見せるものに酷似するを以て、春川と出雲地方との關係を考察するの料と爲すに足ると云へり。又、素盞鳴尊、熊成峰に居ると云ふは、春川より熊成に移れるを云へりとの説あり。久米邦武氏の説に據れば、熊成は今の忠淸南道公州にして、元と熊川カモガワと呼び後ち任那府の在りたる所にして、辰韓ソンゴンの西北界に位し、眞番と馬韓とを左右に控制すべき要害の地なりしが如し。其位置は、三國史記新羅本紀に辰韓六部

の民、赫居世を立てゝ君と爲すと曰ふに併せ考ふべく、而して赫居世は、素盞鳴尊の子、稻冰命なりとの説にも引合はすべし。朝鮮の史籍、殊に三國遺事、東國通鑑、東國輿地勝覽等の一致せる傳説に據れば、昔、天神桓因あり、其の子桓雄に天符印三箇を授け、三千の徒を率ゐ、太伯山頂神檀樹の下に降らしむ、之を桓雄天王と謂ふ、時に一熊あり、常に桓雄に祈るに、化して人たらむことを以てす、神靈藥を遣る、熊之を食うて女と爲る、雄乃ち假化して婚を爲し子を生ひ、之を檀君と爲し國を朝鮮と號すとあり、太古史年曆考は、之を解して曰く桓は神也、桓因は神伊弉諾カヒナガにして、桓雄は神須佐之雄なり、檀タムは太タケ神にして、五十猛神の一名なりと。

素盞鳴尊の朝鮮に入り給へるは、蓋し辰韓の遺民が、未だ半島の南端、今の慶州に都して新羅の國家を樹立するに至らざる神代に在りたるが如し。若し夫れ、稻冰命が新羅の國祖となれりとの説に至りては、其の皇弟も亦神武

帝となれる人皇時代に屬するが故に、其の考證も稍々的確なるに似たり。久米邦武氏は、新羅の始祖赫居世を以て稻冰命と爲し、年代も亦符合すと曰へり。同博士は、書紀<sup>レ</sup>紀年を訂正し、我が神武帝と漢の宣帝とを同時代と推定せるを以て、宣帝五鳳元年に即位せる赫居世と、海原に入り給へる稻冰命と同人なりと結論す。是れ必ずしも牽強附會の説と見るべからず。

我國の新撰姓氏錄右京皇別に據れば、新良貴氏は鶴茅草葺不合尊の男、稻冰命は新羅國王の祖なりと記し、明かに命が新羅の國祖たることを表示せり。而して朝鮮最古の歴史にして、今を距ること約八百年高麗仁宗の朝、金富軾等の編纂に係り、頗る信憑を置くに足るべき三國史記は、新羅の始祖のみならず、其の宰相瓠公の倭人たることを明記せり。其の條左の如し。

始祖、姓は朴氏、諱は赫居世、前漢孝宣帝五鳳元年甲子四月丙辰位に即き居西干と號す。時に年十三。國を徐那伐と號す。是より先き朝鮮遺民、分

れて山谷の間に居る。六村あり、之を辰韓六部と爲す。楊山の麓、蘿井の傍、林間に馬あり、跪きて嘶く。一村長蘇伐公則ち往きて之を觀れば、忽ちにして馬を見ず只大卵あり。之を剖けば嬰兒出づ、則ち收めて之を養ふ。年十餘歳に及び、岐巍然として夙成す。六部の人其の神異を生ずるを以て之を推尊す。是に至りて立てゝ君と爲す。辰人瓠を謂ふて朴と爲す。初め大卵瓠の如きを以ての故に朴を以て姓と爲す。

又其の宰相に付ては、左の如く記せり。

瓠公なる者、其族姓を詳にせず、本と倭人なり、初め瓠を以て腰に繼ぎ海を渡りて來る、故に瓠公と稱す。

想ふに、時代を同うし、且つ瓠朴の聲音相通する同姓の君主宰相に就き、其の一は、倭人にして海を渡りて來れりとまで世俗的に其の出所を示しながら、他の一は、大卵より出でたりとて其の祖先を神祕的に暗ましたるのみな

らず、同じ瓠姓の一は其の儘に存せるに拘らず、他を、故さらに朴と改めた  
るが如き、其の間に態と差別を置きたる斧鑿の痕を見るべし。此等の事情よ  
り推す時は、兩者共に倭人とすべきに、國主だけを憚りて、斯くも勿體を付  
けたるものには非ざる耶。

我が豊前風土記に『田河郡鹿春郷昔者新羅の國神自ら渡り來りて此の川原  
に住す、即ち名けて鹿春神と云ふ』とあり。而して其所謂新羅の神とは誰ぞ  
や、眞に新羅より出で、此の地に渡來せるや、素盞鳴尊、曾戸茂梨に在まし  
て、吾此の地に居るを欲せずとて、舟を作りて東に渡り、出雲國肥河ひがは上に到  
りましきと云へば、是れ或は尊を祀れるに非ざる乎。或は太伯山の檀君たら  
ずして出雲に歸りましたりと云へる五十猛神には非ざる乎。豊葦原の瑞穂國  
を知るしめし、天忍穗耳尊は、豊前香春の地に祀られて、新羅國神と稱せら  
ると云ひ、且つ其の社名に辛國からくにの二字を冠して、今に遺れる事實に依れば、

天忍穗耳尊も、亦新羅に密接の關係ありしことト知するに足るべき也。

之を要するに神代の諸神中には、初めより大八洲と朝鮮と各別に治め給ひしもあるべく、將た朝鮮より大八洲に轉じ給へるもあるべく、又大八洲を先きにして、後ちに朝鮮に到りましゝもあるべし。孰れにしても上代に於て日鮮一域に在りて神人共に同種たるの結論に達すべし。言語風俗の類似を擧げて同種たるの證と爲すの論は抑々未なり。同族たるの證左、明確ならざる場合に於てこそ、始めて言語風俗より逆に演繹するの必要もあるべきなれ。日鮮同族たるの事實にして、既に明確ならとせば、何ぞ言語風俗を深究するを須むんや。

### 三 日鮮同族の考證と實蹟（下）

新羅の始祖及宰相が、倭人より出でたりと云へる朝鮮古史の好對象として

先づ新羅の王子天日槍あめのひのやくが、我國に來りて、其の子孫榮職に就き日本朝廷の忠臣となりたりとの事實を擧ぐるを得べし。天日槍の我邦に來ることは確實にして、其の年代詳かならざるも、先づ垂仁朝の三年なりと云ふを眞に近しとすべし。日本側の歴史に、天日槍・初め播磨國宍粟邑しそうそくに來り、諸國を歷視し其の心に適へる地を擇ばむとて、菟道河うとうがより北に泝りて近江國に入り、暫く吾名邑わみやくに留まり、更に若狭を經て但馬國に至り住處を定む、是を以て近江國鎌谷の陶人は即ち天日槍の從人なりとあり。神功皇后の生母が、天日槍七代の苗裔田道間守たじより出てたることは、諸史百家に出でゝ何人も疑を存せざる所なれば、其の後昆の我が朝廷に重用せられたるや瞭けし。

天日槍の外、新羅より我邦に歸化したる者、極めて多し。續日本紀に據れば、今を距る千百五十餘年、天平寶字二年八月には、歸化新羅人僧三十二人尼二人、男十九人、女二十一人を、武藏國の閑地に移して始めて新羅郡を置

き、同四年には歸化新羅人百三十人をも同國に移したりと云ひ、尙ほ姓氏  
錄には連、造、史等の姓を賜はしもの十六氏、山城、河内、攝津、和泉諸  
國に散在せりとあり。天平神護二年姓吉井連を賜へる者のみにても、上野國  
の新羅人午足以下百九十三人に及べりと云へば、其の盛なりしを察すべし。

百濟及び高麗の歸化人に至りては、其の數新羅人に倍蓰し、早くも天武天  
皇の御宇に於て、爵位を賜へる者百餘人の多きに上り、姓氏錄に據るも百濟  
人にして王、朝臣、宿禰、連、造其の他の姓を賜ひしもの、實に百十餘家に  
達し、又た高麗人は、稍も少しと雖も尙ほ四十五家あり。而して以上の諸家  
は、單に京都及五畿内に在りし名族のみにして、其の他全國に散在せし農夫  
陶工、織女等は固より加はらず。彼の日鮮同種に關する史籍を燒棄せしめ給  
へる桓武天皇の生母、和氏よまとの先が、百濟王族より出でたりと云ふは、洵に奇  
なりと謂ふ可し。續日本紀の載する所に據れば、贈正一位乙繼の女新笠 容

徳淑茂、夙に聲譽あり、光仁帝龍潛の時、納れて夫人と爲す、桓武天皇は即ち其の生む所なり、後の先は百濟武寧王の子純陁太子より出づ、百濟の遠祖都慕王は河伯の女、日精に感じて生む所にして、后は即ち其の後なり、諡して天高知日之子姫尊あめなからひのこひのみことと云ふは之が爲めなり、延暦中詔して百濟玄鏡、仁貞、鏡仁等に爵位を授けられしは其の外戚の故なりと云へり。而して百濟人にして、我が朝廷に仕へて功勳ある者、固より枚舉に遑あらず。茲には唯々其の代表的人物として數代の天寵を蒙り、從三位刑部卿となれる百濟王敬福を擧げて以て類推に資すべし。

敬福の先は百濟義慈王より出づ、初め我が舒明天皇の御代、義慈王其の子豊璋王及び禪廣王を遣はし入侍せしめしが、百濟唐の攻撃に遇ふや、豊璋國に歸りて我が援兵と與に之を拒ぎて利あらず、遂に高勾麗に遁る。禪廣之を聞き、國に歸らずして我邦に留れり。持統天皇の朝に至り姓百濟王を賜ふ。

敬福は即ち其の孫なり。倜儻不羈、頗る酒色を好むと雖も、資性明敏にして政事に通じ、博く人を愛す、士庶の來りて清貧を訴ふる者あれば之に與ふる常に望外に出で、他人の物を借るに至る。頻りに高官に歴任し、恩賜優厚なるも家に餘財なし。陸奥、常陸、出雲、讃岐、伊豫等の國守を經、檢習西海道兵使・外衛大將となり、更に宮内卿となり、又刑部卿となれり。從三位に上り天平神護二年六十九歳にして薨ぜり。

百濟王敬福と相前後して、史上に名を著せる高麗人の代表的人物を高倉朝臣福信とす。福信本姓は背奈、其の祖父福德高勾麗滅亡の後、我邦に歸化し武藏國高麗郡に住む。福信弱冠にして膂力才幹あり、其伯父背奈行文に隨うて都に入り、時に同輩と遊戯し相角するや、巧みに力を用ひ能く敵に勝つ。遂に内裏に聞り、聖武帝召して内堅所に侍せしむ。是より漸く名を顯し、初め右衛士大志に任じ、尋いで春宮亮となり背奈王の姓を賜ふ。孝謙帝の御代

に及び、中衛少將兼紫微少弼となり、勅命に依り高麗朝臣と改め、後ち高倉朝臣と改む。但馬、近江に國守たり、又信部大輔・宮内卿、彈正尹等に歴任し、從三位に叙せらる、延暦八年八十一歳にして薨ぜり。

續日本紀に元正天皇靈龜二年、駿河、甲斐、相模、上總、下總、常陸、下野七國の高麗人千七百九十九人を武藏國に遷し、高麗郡を置くとあり。靈龜二年は今より約千二百年以前なり。福信の家亦た其の中に在りしなるべし。

當時何が故に斯く諸國に散在せる高麗人を武藏の一一所に集めたる乎。予は同郡に今尚ほ高麗王若光の墓あり又其の死後之を祀りたる高麗神社ありと聞き若し實地に就いて探検せば多少獲る所あるべきを念ひ、大正二年の夏七月、親しく其の古跡を踏査したるに、幸にして若光の末裔、高麗興丸と名乗れる高麗神社々掌の直話を聞き、且舊跡、古書、遺物等を覗て、略々移住當時の事情を窺ひ知るを得たり。

若光は高勾麗王家と如何なる關係を有せし乎、朝鮮史に依りて知る由なき  
も、續日本紀に『文武天皇大寶三年四月乙未從五位下高麗若光に王姓を賜ふ』  
とあれば、其の王族に出でたるは疑ふべくもあらず。蓋し高勾麗滅亡の際、  
若光其の一族及家臣を率ゐて我邦に歸化し、初め相模國大磯附近に住みしも、  
白砂青松、風光の明媚は有り乍ら、其の地の到底渡世に便ならざるを思ひ、  
別に風土地味の農桑に適應すべき武藏の閑地を選び、同國人を一束して此處  
に移せしものなり。高麗郡は、背に秩父の羣峰を負ひ、前に武藏の平原を  
控へ、明治二十九年郡制整理の際、入間郡に編入せらるゝ迄は、九十八箇村  
より成る。今尙ほ高麗村、高麗崎、高麗川の名を存し、人をして餘に舊時の  
面目を偲ばしむるのみならず、若光の墓は高麗村に現存す。古色蒼然、石質  
形狀共に近代の物に非ず、碑文は悉く消磨して纔かに有る耶無さ耶の跡を存  
するに止まり、得て讀むべからず。墓を距る約一町にして、高麗神社あり、

高勾麗神社と書したる扁額を掲ぐ。就いて看れば朝鮮人趙重應書とあり。聞く趙氏、往年我邦に亡命中此の社に詣で、其の祖、高勾麗の功臣たる故を以て感極つて號泣し、此の額を書して奉納せしものなりと。社内に古櫻二株あり、老幹蟠屈、半ばは朽ちたり、五六百年を下らざるべし。地は形勝の域を占め連丘四方を環り、高麗川蜿蜒として其間を流れ、眼界一碧、桑田麥畝相連り、處々の村家亦活氣あり。鞆帶として水車の廻轉するは麥を搗くなり、沸々として釜中に竈を煮るは絲を採るなり、戛々として機杼の音を絶たざるは絹を織るなり、高麗人移住の跡、歷然として尋ねべし。然れども、渠等は單に農桑を以て始終したるに非ず、前記高麗福信の外幾多の名士を出したるが如し。正平六年、足利直義鎌倉に據りて叛さし當時、直義に加擔したる武藏守護代を討たんとて武藏野に出征せる高麗郡の地頭高麗彦四郎經澄の如き、其の一人なり。武藏守高師直の一族も、其の姓より推せば、蓋し高麗人の裔ならむ歟。

予は武藏國舊高麗郡の探検を終りて、其の高麗、高倉、高諸姓の朝鮮人なるを知るに及んで、端なくも、現在朝鮮に存する高姓が、却つて日本人の血統を有するの事實に想ひ到らざるを得ず。事は神話に近きも、現に生存する今人に係るを以て、頗る趣味なくんばあらず、左に之を叙して類推の料に供すべし。

韓國併合當時の韓國度支部大臣高永喜の家に傳りたる系圖に、其の祖先は耽羅の高乙那なりとあり。而して耽羅は、今の濟州島にして、其の事歴は載せて輿地勝覽に在り。又高麗史古記には同島の祖先を説きて頗る詳かなり。

昔、三神人あり地より湧き出づ、今の鎮山の北麓なり。長は良乙那、次は高乙那、三は夫乙那、是なり。相與に遊獵す、一日大函の浮んで東海より到るを見る、就いて之を開けば紅帶紫衣の一使者あり。青衣の處女三人及駒犢數頭、五穀の種子を齎し來る、曰く『我は是れ日本國の使者なり、吾が王此

の三女を生む、曰く、西海の中岳に神子三人を降し將さに國を開かしめんと  
欲すと、而して配匹なし、臣に命じて三女に侍し來らしむ、宜しく配を爲し  
大業を成すべし』と、使者忽ち雲に乗じて去る。三人、歳次を以て分つて之  
を娶り、泉甘土肥の處に就き矢を射て地をトし、地を別つて三都と爲し、各  
各之に居り、五穀を播き且つ駒犢を放ち漸く富庶に赴く。十五代の孫、高厚  
高清等舟を造り海を渡りて新羅に行き耽津に泊す、恰かも新羅の盛時に會す。  
時に客星南方に見はる、太史奏して曰く異國人來朝の象なりと。厚等到るに  
及び、新羅王之を嘉みし厚を稱して星主と曰ふ、其の星を動かすを以てなり。  
其の邑を號して耽羅と曰ふ、初めて耽津に來りて新羅に朝するを以てなり。  
其の子孫繁盛し、十六代より王と稱すと云ふ。

朝鮮の始祖及其の王族の我に密接の因縁ありし事實に對照せば、此の古譚  
は、架空の神話とのみ見るべからず、況んや高氏の子孫の現に今日の朝鮮に

生存するに於てをや。

更に幾多の古史舊譚を援引するに於て、尙ほ材料に乏しからずと雖も、今は只だ日鮮の同祖同族たる事實を立證するを以て足れりとすべし。但だ茲に宜しく留意すべきは、人種を同うしたればとて、其の文化の程度も、亦必ずしも相同じとの速斷を爲すべからざる事は也。人種の異同と文化の消長とは自ら別問題に屬す。今、日鮮文化の側より觀察する時は、王朝時代までは朝鮮人の方が、我國人よりも遙かに優りて、或る時は師弟ほどに懸隔せしが如し。應神の御宇、使を百濟に遣はし、<sup>ヨウジン</sup>賢人を徵されし結果、博士和邇吉師（王仁）論語十卷、千字文一卷を齎し來りて、汎く之を講授し、我が學問思辨に貢獻したるを始めとし、百般の文物技藝にして朝鮮より我國に傳來したるもの枚舉に遑あらず。我邦が其の文化の進歩上、朝鮮に負ふ所の多大なるは掩はんと欲して能はざる所也。然れども彼れにありて、文明の燦然として觀

るべきものありしは、既くとも高麗朝までにして、李朝以後に至りては漸次衰頽に傾き、虎より猛き苛政の下に、制度は廢れ、人智は荒み、風氣は惰弱の極に達し、蒸々として茅屋泥壁の中に跼蹐するに非ざれば、素衣緩裳、三尺餘りの長煙管を喫へて逸居徒食するのみ。之を我邦の鵬起鷹揚、世界列強の伍伴に列するの盛運に顧み、悲喜交々到るの想なきを得ず。譬へば茲に同胞二人あり、其の一人は刻苦黽勉の效空しからず、智徳並び進みて頻りに榮達せるに反し、嘗て此の人に尠からざる援助を與へたる他の一人は、不幸にして山村の間に零落し、無爲徒食の浪人と成り下りたるが如し。本は同じとて、末の必ずしも同じからざる所以也。榮達の兄は、浮浪の弟を一家の内に納れて、其の悲境より救ひ出さざるべからず。幾分か厄介なるに相違なきも、昔の厚恩は忘却すべからず。日鮮の間、今より断じて他人行儀を許さざる也。

#### 四 征韓と征明と併合

歐米の論客中には、日本の朝鮮併合を以て、米國の布哇併合に對比し、單に隣境開拓、領土擴張の一端と看做せる者なきに非ず、我が國人中には之を以て宿昔の素志を達し、數千年來の懸案を解決したるものと爲して、燕舞雀躍したる者尠からざらき。然れども日鮮は其の祖先を同うして兄弟の誼あるのみならず、地域相接して離るべからざる因縁也。唯々特殊事情の纏綿に依り、暫く兄弟牆に鬭ぐの癡態を演じたるのみ。殊に朝鮮は其の北西に於て、露支兩國と境を接するを以て、常に事端を釀すの淵源となり、之が爲め、我國は幾度びか出師興軍を餘儀なくせられ、終に内外の大勢に迫られて、止むなく、窮乏瀕死の朝鮮を扶掖蘇活するの難業を負擔するに至れり。兩者は、宜しく一家

たるべき地勢的及人種的素質を有せりと雖も、政治的併合の實行を見だるは偶然の出來事に過ぎずして、斷じて熟計宿謀の結果に成れるものに非ず。吾輩は必ずしも千言萬語の論辯を費さず、唯々昭々たる史上の事歴に徴して之を立證し、以て後世史家の裁斷に資せむとす。

新羅の王子天日槍あめのひのやりの後裔にして、不世出の女傑たる氣長足姫きじょうしづひの立てられて聖天子の配となり、國母の尊を以てして、堅かたを被り銳とがを執り、大軍を懸けて其の外戚の故國を征伐せるは、誠に奇異の事跡にして、日鮮の最も古くして且最も顯著なる關係を思索する者の、先づ第一著に聯想せざるを得ざる所也。

初め熊襲の雄を西偏に稱して跳梁とうりょうを逞うするや、新羅實に之が後援たり。神功皇后是に於て以爲らく、先づ新羅を討たば熊襲自ら服せむと、三韓征伐の目的實は茲に外ならざりし也。故に其の膺懲の志を遂ぐるに及び、乃ち外藩を以て之を待ち、單に官司、戍兵を置きて、軍を還へし、毫も永久占據の痕

を止めざりき。其の之を我が版圖に編入するの意思なかりしこと、火を賭る  
よりも瞭か也。神功征韓の後ち、應神、仁德、雄略、欽明、推古の諸帝、新  
羅又は高麗を征討せるは、唯々一時膺懲の師を興したるに過ぎず。天智天皇、  
宇内の形勢に鑑み、力を内政の統一に専らにし、海外の經略を抛ち給ひてよ  
り、朝鮮との關係は次第に疎遠となり、奈良朝、平安朝に及びては、殆ど之  
と相絶つの状を呈したり。太閤秀吉、蓋世の氣を負うて、乾坤一擲の壯舉を  
企てたりと雖も、一時大風の波瀾を捲き起したるに止まり、風止み波收りて  
は、復た忽ちにして舊態に還りぬ。

文祿の役、人呼んで朝鮮征伐と云ふと雖も、其の目的、實は朝鮮併呑に在  
らずして、寧ろ明國を威壓せむとするに在りき。秀吉、關東に在りて鎌倉に  
遊ぶや、頼朝の塑像を觀、進みて其の背を撫で、曰く「徒手天下を取る者、  
唯吾と汝とあるのみ。然れども汝は名族、吾が人奴より起れるに若かざる

なり。吾將に地を略して明に至らむとす、汝以て如何と爲す』と。又其の天正十九年九月を以て諸將を會するや、之に告げて曰く、『大丈夫豈偏土に終るべけんや、我自ら將として朝鮮に入り、其の兵を以て先鋒と爲し、以て明に入らむとす。彼れ我が命を聽かずんば擊つて之を滅さむのみ』と。渠は其の前年朝鮮王の修好書に答へて實に左の如く聲明せり。

『夫れ人の世に居る、古より百歳に満たず、安んぞ能く鬱々として久しく此に在らむや。吾れ道を貴國に假り、山海を超越して直ちに大明國に入り我朝の風俗を四百餘州に及ぼし、帝都の政化を億萬年に施かむ。貴國先驅入朝す、遠慮あれば近憂なきもの乎。吾れ大明に入るの日、士卒を將ゐて軍營に臨まば則ち愈々隣盟を修むべき也。吾が願ひ他なし、只々佳名を三國に顯すに在るのみ。』

朝鮮の兵を以て先鋒と爲しと云ひ、道を貴國に假りと云ひ、將た隣盟を修

むべしと云ふ、孰れも朝鮮を以て單に貢邦友隣と認めたるのみ、秋毫も朝鮮を併せて、之を我が郡縣に化せむとする意あるを見ず。

降つて、明和元年二月朝鮮信使の江戸に来るや、憂國の士林子平之を聞き仙臺より星馳して江戸に上り、路傍に其の盛容を望み見て感慨措く能はず、更に國に歸りて一書を藩主に上る。其の中に『我國は朝鮮、琉球、蝦夷の三國と界を接す、一朝此等諸國より變を生じ、悍馬精兵を以て掩襲し來らば、我國は忽ちにして土崩瓦解すべきのみ』と云へり。子平が終始國防を切言して止まざりしは、此等外邦の襲來を怖れたるが故也。朝鮮併呑の如きは、流石豪氣の子平すら夢想だにせざりし所也。

明治の初年、征韓論の起るや、外務少輔上野景範、外務卿に代り（外務卿副島種臣清國に使して未だ歸らず）、左の書を裁して廟議の決定を求めたり。

『韓國政府の頑冥不靈なる、維新以來、屢々我が使節を凌辱し、我が國書

を拒絶し、啻に之に應ぜざるのみならず、今や無禮至極の傳令書を掲示して其の國人を煽動し益々我を排斥せむとす、而して我が居留民の因弊勝げて言ふべからざるものあり、今日の策、我が居留民を擧げて韓國より撤退せしむる乎、將た武力を以て斷然韓廷に臨み之をして修好條約を締結せしむる乎、二者其の一を擇はざるべからず。願くば此の點に付き至當の決議あらむことを。』

太政大臣三條實美乃ち閣臣を會して討議するや、參議板垣退助先づ口を開きて、我が居留民を保護するは、政府當然の義務なるを以て、宜しく速かに一大隊の兵を釜山に送り、然る後ち修好條約の談判に及ぶべしと論ぜり。然るに陸軍大將西郷隆盛其の遽かに兵を出すを不可とし、『今若し兵を韓國に派し我が居留民を保護するの舉に出でん乎、韓人我を以て韓國を吞噬するの志ありと爲さむ。是れ豈に聖天子韓國を保全する所以の道ならんや。想ふに、

成辰以來屢々使節を派遣したりと雖も、皆な是れ外務の卑官に止まりて、僅かに彼の國の地方官吏と應對折衝したるに過ぎず、是れ彼の輕蔑する所となりて、一回も其の使命を全うする能はざりし所以也。故に今日の策は、宜しく陸海軍を派遣するを止め、責任ある全權大使を送り、正理公道を説き、以て其の反省を促がすべし、若し之に由つて我が目的を達するを得ば、國家の幸福之に過ぎずと雖も、彼れ益々暴慢を逞うし我が全權大使を殺害するに至らば、公然其の罪を天下に鳴らして之を討つべき也』と。西郷、板垣等を以て單純なる征韓論者と爲すは誤れり。兩人の見る所緩急の差こそあれ、其の飽くまで隣交を主とし、毫も併呑の意なきは、勿論、初めより鬪志を抱かざるに於て、全然相一致せるを見るべし。

之を要するに我國の韓國に對する舊來の態度たるや、時に斷續なきに非ざりしも、總じて屬隸を以て之を待ち、其の朝貢を怠れるか、或は我に侮蔑を

加へたる時に方り、止むを得ずして、膺懲の師を興したるのみ。其の本旨唯  
我が宗邦たるの威嚴を維持せむが爲に過ぎざりき。近代に及び漸く時勢の  
推移に鑑みて、其の方針を一變し、韓國をして日清の孰れを問はず、斷然、  
屬隸の境遇を脱し、自主の國家として存立せしめむことを期するに至りたる  
は、蓋し我邦の自衛上、之を以て最良の方策と認めなければ也。明治三十七年  
對露開戦の詔勅中に、

『帝國の重を韓國に置くや一日の故に非ず、是れ兩國累世の關係に因るの  
みならず、韓國の存亡は實に帝國安危の繫る所たればなり、然るに露國は  
其の清國との明約及列國に對する累次の宣言に拘らず、依然滿洲に占據し  
益々其の地歩を鞏固にして終に之を併呑せむとす、若し滿洲にして露國の  
領有に歸せむか、韓國の保全は支持するに由なく、極東の平和亦た素より  
望むべからず。』

と宣示し給へるに依るも、帝國が、飽くまで韓國の獨立を保全し、先づ自衛の目的を貫徹すると共に、東洋の平和を維持せむと欲したる眞意を察するに足るべし。我れ若し初めより韓國併呑の慾望を有せしならむには、日清の戦後か、將た日露の戦後、韓國の死命殆ど我が掌裡に歸したる時に方り、少くとも清國の例に倣ひ、韓國の君主を冊して韓王と爲し、貶して殿下と呼び、韓國をして正朔を我に奉ぜしむるに於て何の憚る所あらむや。然るに策茲に出でず、故さらに朝鮮を舊來の地位より引上げて、大韓國と云ひ、其の君主を皇帝と稱し、陛下と尊び、而して之と對等の條約を締結し、純然たる獨立國と認めたるの事實に徴すれば、我國が、韓國をして先づ清國の桎梏を脱却し、更に露國の羈絆を逃れ、純然たる獨立の國家として永く我と提携するを得せしめ、以て帝國の安固と東洋の平和とを保持せむと欲したるの眞意を知るべき也。我邦が、韓國の實狀と四圍の形勢とに促がされ、保護制度を施行

するの止むなさに至りたる後に於ても、猶ほ且つ此の方針は、嚴乎として渝る所なかりき。殊に伊藤統監は、常に日本の韓國に求むる所唯々提携に在り、旭日の旗と八卦の旗と並び立てば満足すべきを言明し、明治四十二年の一月及二月の兩度に於て韓帝に勧めて盛儀堂々南北地方に巡狩せしめ、以て君主の尊容を示し庶民の忠勤を勵したり。亦以て我邦が併合の前年に至るまでも誠意を傾け韓國の獨立を保障し、韓帝の尊嚴を保持するに努めたるの趣旨を諒とするに足るべし。

政治上に於ける日韓の關係は、叙上の如く往昔より近代に亘りて、時に親疎消長の別ありと雖も、著しく世界の進運に後れたる韓國を併合して、我が領土に編入し、其の人民を優待して、帝國臣民と同一なる地位に進むるが如きは、古來何人も未だ嘗て豫期せざりし所也。乃ち知る、日韓併合は眞個に偶然に發し卒爾に起りたるを。然りと雖も、縱令へ卒爾にもせよ偶然にもせ

よ、凡そ事の成るは其の成るの理なくんばあらず。他なし、韓國自ら之を招き、我邦は止むを得ずして之に應じたるのみ。然りと雖も、日鮮兩者の地勢人種、經歷、利害を推察し來れば、其の當さに一家となりて、永久に結合すべきは、避くべからざる自然の運命にして又必至の歸趨と謂ふべき也。

朝鮮併合之裏面 終



大正九年九月十五日印刷  
大正九年九月二十日發行

(定價金貳圓五拾錢)

著 作 者 小 松 緑

東京市芝區愛宕下町二丁目二番地

發行兼印刷人 荒 井 德 次 郎

東京市芝區愛宕下町二丁目二番地

印 刷 所 旭 光 印 刷 所

版 權  
所 有

發 行 所 東京市芝區愛宕下町二ノ二  
振替 東京三六五〇〇番 中外新論社





DATE DUE

60. 6. 22  
61. 1. 17

キハラ No. 1463

1103326031

慶應義塾図書館





10811776239

XX 慶應義塾図書館